

平成26年6月

**第186回国会（常会）
通過議案要旨集
（速報版）**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院で通過（成立）した議案要旨等について、平成26年6月22日現在で取りまとめたものです。

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|-----|
| I | 第186回国会（常会）議案審議等概況 | 1 |
| II | 第186回国会（常会）議案審査経過 | |
| | ○閣法 | 3 |
| | ○衆法 | 9 |
| | ○参法 | 17 |
| | ○予算 | 20 |
| | ○条約 | 20 |
| | ○承認 | 23 |
| | ○承諾 | 23 |
| | ○決算・国有財産等 | 25 |
| | ○決議案 | 26 |
| III | 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会等における附帯決議等 | |
| | ○内閣委員会 | 29 |
| | ○総務委員会 | 45 |
| | ○法務委員会 | 66 |
| | ○外務委員会 | 76 |
| | ○財務金融委員会 | 98 |
| | ○文部科学委員会 | 105 |
| | ○厚生労働委員会 | 117 |
| | ○農林水産委員会 | 133 |
| | ○経済産業委員会 | 145 |
| | ○国土交通委員会 | 158 |
| | ○環境委員会 | 184 |
| | ○安全保障委員会 | 189 |
| | ○予算委員会 | 190 |
| | ○決算行政監視委員会 | 203 |
| | ○議院運営委員会 | 215 |
| | ○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 | 217 |
| | ○消費者問題に関する特別委員会 | 219 |
| | ○東日本大震災復興特別委員会 | 222 |
| | ○憲法審査会 | 223 |
| IV | 決議案 | |
| | ○委員会決議 | 225 |
| V | 通過議案概要一覧 | 237 |
| VI | 決算等概要一覧 | 265 |
| | 【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧 | 267 |

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

| 会派名 | 会派略称 |
|------------|------|
| 自由民主党 | 自民 |
| 民主党・無所属クラブ | 民主 |
| 日本維新の会 | 維新 |
| 公明党 | 公明 |
| みんなの党 | みんな |
| 結いの党 | 結い |
| 日本共産党 | 共産 |
| 生活の党 | 生活 |
| 社会民主党・市民連合 | 社民 |
| 無所属 | 無 |

I 第186回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成26年1月24日から6月22日までの150日間

2 議案件数

| | |
|----------|---|
| 閣 法 | 85件（成立 82件、継続 1件、参議院継続 1件、 未付託未了 1件） |
| 衆 法 | 88件（成立 18件、継続 34件、審査未了 9件、 否決 11件、撤回 13件、参議院継続 3件） |
| 参 法 | 29件（成立 3件、参議院継続 6件、 参議院審査未了 3件、参議院未付託未了 17件） |
| 予 算 | 6件（成立 6件） |
| 条 約 | 20件（承認 20件） |
| 承認を求めるの件 | 2件（承認 1件、継続 1件） |
| 承諾を求めるの件 | 13件（承諾 9件、継続 4件） |
| 決 算 等 | 14件（本院議了 10件、継続 3件、審査未了 1件） |
| 決 議 案 | |
| 本 会 議 | 2件（否決 2件） |
| 委 員 会 | 10件（内閣委員会、総務委員会、外務委員会、 農林水産委員会 4件、災害対策特別委員会、 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会、 東日本大震災復興特別委員会） |

Ⅱ 第186回国会（常会）議案審査経過

〔閣法〕

※太字は成立議案

| 提出 回次 | 議案件名 | 衆議院 | | | | | | | 参議院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|------|------|----------|----------|------|----------|-----------|----------|------|----------|---------------|--|
| | | 委員会 | | | | | 本会議 | | 委員会 | | 本会議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | | |
| 183 | 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号） | 法務 | 1/24 | | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号） | 内閣 | 1/24 | 3/12 | 修正 | 有 | 3/14 | 修正 | 4/10 | 可決 | 4/11 | 可決 | 4/18 (22) | |
| 185 | 会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第22号） | 法務 | 1/24 | 4/23 | 修正 | | 4/25 | 修正 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 185 | 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第23号） | 法務 | 1/24 | 4/23 | 修正 | | 4/25 | 修正 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 186 | 地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号） | 総務 | 2/3 | 2/4 | 可決 | | 2/4 | 可決 | 2/7 | 可決 | 2/7 | 可決 | 2/17 (2) | |
| 186 | 独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号） | 文部科学 | 2/3 | 2/4 | 可決 | 有 | 2/4 | 可決 | 2/7 | 可決 | 2/7 | 可決 | 2/17 (1) | |
| 186 | 雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号） | 厚生労働 | 3/6 | 3/14 | 可決 | 有 | 3/18 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 3/31 (13) | |
| 186 | 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号） | 国土交通 | 3/7 | 3/14 | 可決 | 有 | 3/18 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 3/31 (6) | |
| 186 | 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号） | 沖縄北方 | 3/7 | 3/12 | 可決 | 有 | 3/14 | 可決 | 3/26 | 可決 | 3/28 | 可決 | 3/31 (7) | |
| 186 | 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号） | 外務 | 3/6 | 3/14 | 可決 | | 3/18 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 3/31 (3) | |
| 186 | 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号） | 財務金融 | 2/14 | 2/28 | 可決 | 有 | 2/28 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/31 (10) | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 地方法人税法案（内閣提出第8号） | 財務金融 | 2/14 | 2/28 | 可決 | | 2/28 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/31 (11) |
| 186 | 内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号） | 内 閣 | 3/18 | 3/26 | 可決 | 有 | 3/27 | 可決 | 4/22 | 可決 | 4/23 | 可決 | 5/1 (31) |
| 186 | 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号） | 総 務 | 2/18 | 2/28 | 可決 | | 2/28 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/31 (4) |
| 186 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） | 総 務 | 2/18 | 2/28 | 可決 | | 2/28 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/31 (5) |
| 186 | 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号） | 総 務 | 3/12 | 3/18 | 可決 | | 3/18 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 3/31 (9) |
| 186 | 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号） | 法 務 | 3/6 | 3/14 | 可決 | | 3/18 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 4/4 (18) |
| 186 | 少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号） | 法 務 | 3/18 | 3/28 | 可決 | 有 | 4/1 | 可決 | 4/10 | 可決 | 4/11 | 可決 | 4/18 (23) |
| 186 | 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号） | 財務金融 | 3/18 | 3/25 | 可決 | 有 | 3/25 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 3/31 (12) |
| 186 | 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号） | 財務金融 | 3/18 | 3/25 | 可決 | 有 | 3/25 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 3/31 (14) |
| 186 | 貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号） | 経済産業 | 3/18 | 3/26 | 可決 | 有 | 3/27 | 可決 | 4/3 | 可決 | 4/4 | 可決 | 4/11 (19) |
| 186 | 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案（内閣提出第18号） | 国土交通 | 3/24 | 4/2 | 可決 | 有 | 4/4 | 可決 | 4/10 | 可決 | 4/11 | 可決 | 4/18 (24) |
| 186 | 港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号） | 国土交通 | 3/28 | 4/4 | 可決 | | 4/8 | 可決 | 4/22 | 可決 | 4/23 | 可決 | 5/1 (33) |
| 186 | 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号） | 安全保障 | 4/2 | 4/8 | 可決 | | 4/10 | 可決 | 6/5 | 可決 | 6/6 | 可決 | 6/13 (65) |
| 186 | 健康・医療戦略推進法案（内閣提出第21号） | 内 閣 | 3/25 | 4/9 | 修正 | 有 | 4/10 | 修正 | 5/20 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (48) |
| 186 | 独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出第22号） | 内 閣 | 3/25 | 4/9 | 可決 | 有 | 4/10 | 可決 | 5/20 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (49) |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号） | 厚生労働 | 4/1 | 5/14 | 可決 | | 5/15 | 可決 | 6/17 | 可決 | 6/18 | 可決 | |
| 186 | 難病の患者に対する医療等に関する法律案（内閣提出第24号） | 厚生労働 | 4/8 | 4/18 | 修正 | 有 | 4/22 | 修正 | 5/20 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (50) |
| 186 | 児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号） | 厚生労働 | 4/8 | 4/18 | 修正 | 有 | 4/22 | 修正 | 5/20 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (47) |
| 186 | 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号） | 経済産業 | 3/26 | 4/4 | 可決 | 有 | 4/8 | 可決 | 4/17 | 可決 | 4/18 | 可決 | 4/25 (30) |
| 186 | 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号） | 国土交通 | 4/4 | 4/23 | 可決 | 有 | 4/25 | 可決 | 5/27 | 可決 | 5/28 | 可決 | 6/4 (53) |
| 186 | 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号） | 国土交通 | 4/7 | 4/15 | 可決 | 有 | 4/17 | 可決 | 5/13 | 可決 | 5/14 | 可決 | 5/21 (39) |
| 186 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第29号） | 国土交通 | 4/7 | 4/15 | 可決 | 有 | 4/17 | 可決 | 5/13 | 可決 | 5/14 | 可決 | 5/21 (41) |
| 186 | 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号） | 総 務 | 4/1 | 4/3 | 可決 | 有 | 4/4 | 可決 | 4/15 | 可決 | 4/16 | 可決 | 4/23 (26) |
| 186 | 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号） | 厚生労働 | 3/13 | 3/26 | 可決 | 有 | 3/27 | 可決 | 4/15 | 可決 | 4/16 | 可決 | 4/23 (28) |
| 186 | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号） | 厚生労働 | 3/13 | 3/26 | 可決 | 有 | 3/27 | 可決 | 4/15 | 可決 | 4/16 | 可決 | 4/23 (27) |
| 186 | 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号） | 厚生労働 | 5/15 | 5/23 | 可決 | | 5/27 | 可決 | 6/3 | 可決 | 6/4 | 可決 | 6/11 (64) |
| 186 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号） | 法 務 | 3/31 | 4/2 | 可決 | | 4/4 | 可決 | 4/17 | 可決 | 4/18 | 可決 | 4/25 (29) |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|------|------|----------|----------|------|----------|------|----------|------|---------------|--------------|
| | | 委 員 会 | | | 本 会 議 | | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 186 | 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第35号） | 内 閣 | 4/9 | 4/16 | 可決 | | 4/17 | 可決 | 5/27 | 可決 | 5/28 | 可決 | 6/4 (57) |
| 186 | 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号） | 環 境 | 3/28 | 4/1 | 可決 | | 4/4 | 可決 | 4/15 | 可決 | 4/16 | 可決 | 4/23 (25) |
| 186 | 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号） | 経済産業 | 4/3 | 4/16 | 可決 | 有 | 4/17 | 可決 | 5/13 | 可決 | 5/14 | 可決 | 5/21 (40) |
| 186 | 少年院法案（内閣提出第38号） | 法 務 | 5/14 | 5/23 | 可決 | | 5/27 | 可決 | 6/3 | 可決 | 6/4 | 可決 | 6/11 (58) |
| 186 | 少年鑑別所法案（内閣提出第39号） | 法 務 | 5/14 | 5/23 | 可決 | | 5/27 | 可決 | 6/3 | 可決 | 6/4 | 可決 | 6/11 (59) |
| 186 | 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第40号） | 法 務 | 5/14 | 5/23 | 可決 | | 5/27 | 可決 | 6/3 | 可決 | 6/4 | 可決 | 6/11 (60) |
| 186 | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号） | 文部科学 | 3/18 | 3/26 | 可決 | 有 | 3/27 | 可決 | 4/8 | 可決 | 4/9 | 可決 | 4/16 (20) |
| 186 | 私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号） | 文部科学 | 3/5 | 3/12 | 可決 | | 3/14 | 可決 | 3/25 | 可決 | 3/26 | 可決 | 4/2 (15) |
| 186 | 森林国営保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号） | 農林水産 | 3/17 | 3/26 | 可決 | 有 | 3/27 | 可決 | 4/8 | 可決 | 4/9 | 可決 | 4/16 (21) |
| 186 | 電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号） | 経済産業 | 4/11 | 5/16 | 可決 | 有 | 5/20 | 可決 | 6/10 | 可決 | 6/11 | 可決 | 6/18 (72) |
| 186 | マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号） | 国土交通 | 5/14 | 5/21 | 可決 | 有 | 5/22 | 可決 | 6/17 | 可決 | 6/18 | 可決 | |
| 186 | 司法試験法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号） | 法 務 | 5/7 | 5/14 | 可決 | 有 | 5/15 | 可決 | 5/27 | 可決 | 5/28 | 可決 | 6/4 (52) |
| 186 | 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号） | 総 務 | 4/7 | 4/10 | 可決 | | 4/11 | 可決 | 4/24 | 可決 | 4/25 | 可決 | 5/14 (34) |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（内閣提出第48号） | 厚生労働 | 5/28 | 6/4 | 可決 | | 6/5 | 可決 | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号） | 農林水産 | 3/27 | 4/23 | 修正 | 有 | 4/25 | 修正 | 6/12 | 可決 | 6/13 | 可決 | 6/20 (77) |
| 186 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出第50号） | 農林水産 | 3/27 | 4/23 | 可決 | 有 | 4/25 | 可決 | 6/12 | 可決 | 6/13 | 可決 | 6/20 (78) |
| 186 | 小規模企業振興基本法案（内閣提出第51号） | 経済産業 | 5/20 | 6/4 | 可決 | 有 | 6/5 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号） | 経済産業 | 5/20 | 6/4 | 可決 | 有 | 6/5 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号） | 国土交通 | 4/21 | 5/14 | 可決 | 有 | 5/15 | 可決 | 6/3 | 可決 | 6/4 | 可決 | 6/11 (61) |
| 186 | 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第54号） | 消費者問題 | 3/28 | 5/8 | 可決 | 有 | 5/9 | 可決 | 6/4 | 可決 | 6/6 | 可決 | 6/13 (71) |
| 186 | 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号） | 法 務 | 5/21 | 5/28 | 可決 | | 5/29 | 可決 | 6/10 | 可決 | 6/11 | 可決 | 6/18 (74) |
| 186 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号） | | | | | | | 審議 未了 | | | | | |
| 186 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第57号） | 環 境 | 4/8 | 4/18 | 可決 | 有 | 4/22 | 可決 | 5/22 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (46) |
| 186 | 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号） | 厚生労働 | 3/26 | 4/9 | 可決 | | 4/10 | 可決 | 5/8 | 可決 | 5/14 | 可決 | 5/21 (38) |
| 186 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号） | 国土交通 | 4/21 | 5/14 | 可決 | | 5/15 | 可決 | 6/10 | 可決 | 6/11 | 可決 | 6/18 (73) |
| 186 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付） | 農林水産 | 5/26 | 6/4 | 可決 | 有 | 6/5 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 6/11 (62) |
| 186 | 建設業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付） | 国土交通 | 5/19 | 5/27 | 可決 | 有 | 5/29 | 可決 | 4/3 | 可決 | 4/4 | 可決 | 6/4 (55) |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第62号)(参議院送付) | 国土交通 | 5/19 | 5/27 | 可決 | 有 | 5/29 | 可決 | 4/3 | 可決 | 4/4 | 可決 | 6/4 (54) |
| 186 | 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第63号)(参議院送付) | 内閣 | 4/16 | 4/25 | 可決 | 有 | 5/9 | 可決 | 3/27 | 可決 | 3/28 | 可決 | 5/16 (37) |
| 186 | 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第64号)(参議院送付) | 厚生労働 | 6/4 | 6/18 | 可決 | 有 | 6/19 | 可決 | 4/8 | 可決 | 4/9 | 可決 | |
| 186 | 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第65号)(参議院送付) | 経済産業 | 4/14 | 4/23 | 可決 | 有 | 4/25 | 可決 | 4/1 | 可決 | 4/2 | 可決 | 5/14 (36) |
| 186 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第66号) | 総務 | 4/14 | 4/24 | 可決 | 有 | 4/25 | 可決 | 5/27 | 可決 | 5/28 | 可決 | 6/4 (51) |
| 186 | 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号) | 財務金融 | 4/23 | 5/9 | 可決 | 有 | 5/13 | 可決 | 5/20 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (44) |
| 186 | 保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第68号) | 財務金融 | 4/23 | 5/9 | 可決 | | 5/13 | 可決 | 5/20 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (45) |
| 186 | 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第69号) | 総務 | 5/19 | 5/27 | 可決 | 有 | 5/29 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 行政不服審査法案(内閣提出第70号) | 総務 | 4/21 | 5/20 | 修正 | 有 | 5/22 | 修正 | 6/5 | 可決 | 6/6 | 可決 | 6/13 (68) |
| 186 | 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第71号) | 総務 | 4/21 | 5/20 | 可決 | | 5/22 | 可決 | 6/5 | 可決 | 6/6 | 可決 | 6/13 (69) |
| 186 | 行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出第72号) | 総務 | 4/21 | 5/20 | 可決 | | 5/22 | 可決 | 6/5 | 可決 | 6/6 | 可決 | 6/13 (70) |
| 186 | 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第73号) | 文部科学 | 3/27 | 4/4 | 可決 | 有 | 4/8 | 可決 | 4/24 | 可決 | 4/25 | 可決 | 5/14 (35) |
| 186 | 電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第74号)(参議院送付) | 総務 | 5/26 | 5/29 | 可決 | 有 | 6/3 | 可決 | 4/8 | 可決 | 4/9 | 可決 | 6/11 (63) |
| 186 | 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第75号) | 総務 | 4/10 | 4/24 | 可決 | 有 | 4/25 | 可決 | 5/20 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (42) |
| 186 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第76号) | 文部科学 | 4/15 | 5/16 | 可決 | 有 | 5/20 | 可決 | 6/12 | 可決 | 6/13 | 可決 | 6/20 (76) |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|---|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第77号） | 内閣 | 4/22 | 5/23 | 修正 | 有 | 5/27 | 修正 | 6/5 | 可決 | 6/6 | 可決 | 6/13 (66) |
| 186 | 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第78号） | 内閣 | 4/22 | 5/23 | 修正 | 有 | 5/27 | 修正 | 6/5 | 可決 | 6/6 | 可決 | 6/13 (67) |
| 186 | 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号） | 内閣 | 5/27 | 5/30 | 可決 | 有 | 6/3 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第80号） | 文部科学 | 5/22 | 6/6 | 修正 | 有 | 6/10 | 修正 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（内閣提出第81号） | 農林水産 | 5/13 | 5/21 | 可決 | 有 | 5/22 | 可決 | 6/17 | 可決 | 6/18 | 可決 | |

〔衆 法〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|---------|------|-----|----------|----------|-------|-----------|---------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 183 | 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第5号） | 農林水産 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第6号） | 農林水産 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、第183回国会衆法第8号） | 倫理選挙 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|---------|------|------|----------|----------|-------|-----------|---------|----------|-------|---------------|----------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 183 | 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号) | 倫理選挙 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外3名提出、第183回国会衆法第14号) | 憲法審査会 | 1/24 | 4/10 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外2名提出、第183回国会衆法第15号) | 厚生労働 | 1/24 | 5/23 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(御法川信英君外4名提出、第183回国会衆法第21号) | 厚生労働 | 1/24 | 5/23 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外5名提出、第183回国会衆法第22号) | 法 務 | 1/24 | 6/4 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | 地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案(浦野靖人君外4名提出、第183回国会衆法第23号) | 議院運営 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外4名提出、第183回国会衆法第25号) | 文部科学 | 1/24 | 4/16 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | 農業者戸別所得補償法案(大串博志君外6名提出、第183回国会衆法第26号) | 農林水産 | 1/24 | 4/23 | 否決 | | 4/25 | 否決 | | | | | |
| 183 | 介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外5名提出、第183回国会衆法第27号) | 厚生労働 | 1/24 | 4/18 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(石関貴史君外4名提出、第183回国会衆法第29号) | 内 閣 | 1/24 | 2/19 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(松本剛明君外2名提出、第183回国会衆法第30号) | 内 閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|---------|------|------|----------|----------|-------|-----------|---------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 183 | 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外3名提出、第183回国会衆法第31号） | 内 閣 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 183 | 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、第183回国会衆法第33号） | 財務金融 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 183 | 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、第183回国会衆法第35号） | 議院運営 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外2名提出、第183回国会衆法第37号） | 財務金融 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、第183回国会衆法第44号） | 国土交通 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外2名提出、第183回国会衆法第45号） | 文部科学 | 1/24 | 4/16 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 183 | 道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外3名提出、第183回国会衆法第46号） | 内 閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 183 | 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外9名提出、第183回国会衆法第49号） | 震災復興 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 185 | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外2名提出、第185回国会衆法第1号） | 内 閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外5名提出、第185回国会衆法第3号） | 総 務 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|---------|------|-----|----------|----------|-------|-----------|---------|----------|-------|---------------|----------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 185 | 公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久君外4名提出、第185回国会衆法第4号） | 経済産業 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外1名提出、第185回国会衆法第8号） | 財務金融 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外3名提出、第185回国会衆法第10号） | 内 閣 | 1/24 | 3/5 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 185 | 特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外2名提出、第185回国会衆法第11号） | 内 閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外2名提出、第185回国会衆法第12号） | 内 閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外3名提出、第185回国会衆法第13号） | 内 閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外2名提出、第185回国会衆法第14号） | 議院運営 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 185 | 幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外5名提出、第185回国会衆法第15号） | 内 閣 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 185 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外4名提出、第185回国会衆法第16号） | 内 閣 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 185 | 国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外4名提出、第185回国会衆法第17号） | 内 閣 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 185 | 公務員庁設置法案（津村啓介君外4名提出、第185回国会衆法第18号） | 内 閣 | 1/24 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 185 | 地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外3名提出、第185回国会衆法第20号） | 総 務 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公 布 日 (法律番号) | |
|----------|--|---------|------|------|----------|----------|------|-----------|------|----------|------|-----------------|-------------|
| | | 委 員 会 等 | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 185 | 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(中田宏君外1名提出、第185回国会衆法第21号) | 内閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 地方公務員法等の一部を改正する法律案(原口一博君外3名提出、第185回国会衆法第24号) | 総務 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 地方公務員の労働関係に関する法律案(原口一博君外3名提出、第185回国会衆法第25号) | 総務 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案(重徳和彦君外3名提出、第185回国会衆法第27号) | 厚生労働 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 185 | 過労死等防止基本法案(泉健太君外10名提出、第185回国会衆法第28号) | 厚生労働 | 1/24 | 5/23 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 185 | 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(細田博之君外9名提出、第185回国会衆法第29号) | 内閣 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 186 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外4名提出、衆法第1号) | 内閣 | 3/4 | 3/12 | 否決 | | 3/14 | 否決 | | | | | |
| 186 | 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出、衆法第2号) | 審査省略 | | | | | 3/14 | 可決 | 3/25 | 可決 | 3/26 | 可決 | 3/31 (8) |
| 186 | 放送法の一部を改正する法律案(原口一博君外3名提出、衆法第3号) | 総務 | 5/15 | 5/27 | 否決 | | 5/29 | 否決 | | | | | |
| 186 | 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(畑浩治君外4名提出、衆法第4号) | 震災復興 | 4/2 | 4/16 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 186 | 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(長島忠美君外7名提出、衆法第5号) | 震災復興 | 4/2 | 4/16 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 186 | 農地・水等共同活動の促進に関する法律案(大串博志君外6名提出、衆法第6号) | 農林水産 | 3/27 | 4/23 | 否決 | | 4/25 | 否決 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|---------|------|------|----------|----------|-------|-----------|---------|----------|-------|----------|---------------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(大串博志君外6名提出、衆法第7号) | 農林水産 | 3/27 | 4/23 | 否決 | | 4/25 | 否決 | | | | | |
| 186 | 環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外6名提出、衆法第8号) | 農林水産 | 3/27 | 4/23 | 否決 | | 4/25 | 否決 | | | | | |
| 186 | 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衛藤征士郎君外9名提出、衆法第9号) | 内 閣 | 3/28 | 4/23 | 可決 | | 4/25 | 可決 | 5/22 | 可決 | 5/23 | 可決 | 5/30 (43) |
| 186 | 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中根康浩君外7名提出、衆法第10号) | 厚生労働 | 4/1 | 5/16 | 撤回 許可 | | | | | | | | |
| 186 | 電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外4名提出、衆法第11号) | 総 務 | 4/2 | 4/3 | 否決 | | 4/4 | 否決 | | | | | |
| 186 | 通信・放送委員会設置法案(原口一博君外3名提出、衆法第12号) | 総 務 | 4/2 | 4/3 | 否決 | | 4/4 | 否決 | | | | | |
| 186 | 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外2名提出、衆法第13号) | 震災復興 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 186 | 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出、衆法第14号) | 憲法審査会 | 4/10 | 5/8 | 可決 | 有 | 5/9 | 可決 | 6/11 | 可決 | 6/13 | 可決 | 6/20 (75) |
| 186 | 会社法の一部を改正する法律案(階猛君外1名提出、衆法第15号) | 法 務 | 4/10 | 4/23 | 否決 | | 4/25 | 否決 | | | | | |
| 186 | 地方教育行政の組織の改革による地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(笠浩史君外3名提出、衆法第16号) | 文部科学 | 4/15 | 5/16 | 否決 | | 5/20 | 否決 | | | | | |
| 186 | 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第17号) | 審査省略 | | | | | 4/17 | 可決 | 4/21 | 可決 | 4/23 | 可決 | 5/1 (32) |
| 186 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(小沢鋭仁君外6名提出、衆法第18号) | 議院運営 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|---------|------|------|----------|----------|-----------|----------|---------|----------|-------|---------------|----------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 186 | 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(玄葉光一郎君外7名提出、衆法第19号) | 内閣 | 6/18 | | | | 閉会中 審査 | | | | | | |
| 186 | 行政不服審査法案(原口一博君外4名提出、衆法第20号) | 総務 | 5/13 | | 審査 未了 | | | | | | | | |
| 186 | 介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第21号) | 審査省略 | | | | 5/20 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 186 | 廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺的生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案(小沢鋭仁君外8名提出、衆法第22号) | 環境 | 6/18 | | | | 閉会中 審査 | | | | | | |
| 186 | アレルギー疾患対策基本法案(厚生労働委員長提出、衆法第23号) | 審査省略 | | | | 5/27 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 186 | 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第24号) | 審査省略 | | | | 5/27 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 186 | 過労死等防止対策推進法案(厚生労働委員長提出、衆法第25号) | 審査省略 | | | | 5/27 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 186 | 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第26号) | 審査省略 | | | | 6/3 | 可決 | 6/17 | 可決 | 6/18 | 可決 | | |
| 186 | 国会法等の一部を改正する法律案(町村信孝君外2名提出、衆法第27号) | 議院運営 | 6/10 | 6/12 | 可決 | 6/13 | 可決 | 6/20 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 186 | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出、衆法第28号) | 審査省略 | | | | 6/5 | 可決 | 6/17 | 可決 | 6/18 | 可決 | | |
| 186 | 養豚農業振興法案(農林水産委員長提出、衆法第29号) | 審査省略 | | | | 6/5 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |
| 186 | 花きの振興に関する法律案(農林水産委員長提出、衆法第30号) | 審査省略 | | | | 6/5 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|---------|------|------|----------|----------|-------|-----------|---------|----------|-------|-----------|---------------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(環境委員長提出、衆法第31号) | 審査省略 | | | | | 6/10 | 可決 | 6/17 | 可決 | 6/18 | 可決 | |
| 186 | 国会法の一部を改正する法律案(大島敦君外4名提出、衆法第32号) | 議院運営 | 6/10 | 6/12 | 否決 | | 6/13 | 否決 | | | | | |
| 186 | 学校図書館法の一部を改正する法律案(笠浩史君外6名提出、衆法第33号) | 文部科学 | 6/10 | 6/11 | 可決 | 有 | 6/13 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案(前原誠司君外6名提出、衆法第34号) | 内閣 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 186 | サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提出、衆法第35号) | 審査省略 | | | | | 6/13 | 可決 | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第36号) | 審査省略 | | | | | 6/13 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 内水面漁業の振興に関する法律案(農林水産委員長提出、衆法第37号) | 審査省略 | | | | | 6/13 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案(松野博一君外7名提出、衆法第38号) | 内閣 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 186 | 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出、衆法第39号) | 審査省略 | | | | | 6/13 | 可決 | 6/19 | 可決 | 6/20 | 可決 | |
| 186 | 琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案(吉田泉君外2名提出、衆法第40号) | 環境 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 186 | 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(藺浦健太郎君外6名提出、衆法第41号) | 厚生労働 | 6/18 | 6/18 | 可決 | | 6/19 | 可決 | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 死因究明等推進基本法案(橋本岳君外6名提出、衆法第42号) | 内閣 | 6/17 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 186 | 公認心理師法案(河村建夫君外8名提出、衆法第43号) | 文部科学 | 6/16 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |
| 186 | 経済社会改革の推進に関する法律案(松田学君外1名提出、衆法第44号) | 内閣 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|---------|------|------|----------|----------|-------|-----------|---------|----------|-------|---------------|----------|
| | | 委 員 会 等 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 等 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会等 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 186 | 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（金子恭之君外6名提出、衆法第45号） | 厚生労働 | 6/18 | 6/18 | 可決 | | 6/19 | 可決 | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外10名提出、衆法第46号） | 内 閣 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | | |

〔参 法〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|--|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|----------|---------------|-------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 186 | 労働基準法等の一部を改正する法律案（小池晃君提出、参法第1号） | | | | | | | | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外1名提出、参法第2号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 水循環基本法案（国土交通委員長提出、参法第3号） | 国土交通 | 3/20 | 3/26 | 可決 | | 3/27 | 可決 | | | 3/20 | 可決 | 4/2 (16) |
| 186 | 雨水の利用の推進に関する法律案（国土交通委員長提出、参法第4号） | 国土交通 | 3/20 | 3/26 | 可決 | | 3/27 | 可決 | | | 3/20 | 可決 | 4/2 (17) |
| 186 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（山田太郎君提出、参法第5号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 農地法の一部を改正する法律案（山田太郎君提出、参法第6号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（薬師寺みちよ君外1名提出、参法第7号） | | | | | | | | | | 審査 未了 | | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) |
|----------|--|-------|-----|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|-----------|---------------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 | |
| 186 | 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、参法第8号） | 国土交通 | 4/4 | 5/27 | 可決 | 有 | 5/29 | 可決 | | | 4/4 | 可決 | 6/4 (56) |
| 186 | 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆君外9名提出、参法第9号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 会社法の一部を改正する法律案（大久保勉君外6名提出、参法第10号） | | | | | | | | | 審査 未了 | | | |
| 186 | 戸籍法の一部を改正する法律案（前川清成君外7名提出、参法第11号） | | | | | | | | | 審査 未了 | | | |
| 186 | 民法の一部を改正する法律案（前川清成君外6名提出、参法第12号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（大塚耕平君外5名提出、参法第13号） | | | | | | | | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 特定原子力事業者の経営形態の見直しに関する施策の推進に関する法律案（松田公太君外1名提出、参法第14号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（行田邦子君外4名提出、参法第15号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律案（中曽根弘文君外4名提出、参法第16号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 国家賠償法の一部を改正する法律案（中西健治君外2名提出、参法第17号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（中西健治君提出、参法第18号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案（松沢成文君提出、参法第19号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案（中西健治君提出、参法第20号） | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | 公布日 (法律番号) | |
|----------|---|-------|-----|-----|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|---------------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | | 審議 結果 |
| 186 | インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案(大久保勉君外6名提出、参法第21号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(中西健治君外8名提出、参法第22号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(中西健治君外6名提出、参法第23号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外3名提出、参法第24号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案(小池晃君外3名提出、参法第25号) | | | | | | | | | | | 審議 未了 | |
| 186 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(末松信介君外3名提出、参法第26号) | | | | | | | | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 女性の健康の包括的支援に関する法律案(高階恵美子君外3名提出、参法第27号) | | | | | | | | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 脳卒中対策基本法案(尾辻秀久君外3名提出、参法第28号) | | | | | | | | | | | 閉会中 審査 | |
| 186 | 臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案(伊達忠一君外2名提出、参法第29号) | | | | | | | | | | | 閉会中 審査 | |

〔予 算〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|--|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 186 | 平成25年度一般会計補正予算（第1号） | 予 算 | 1/24 | 2/4 | 可決 | | 2/4 | 可決 | 2/6 | 可決 | 2/6 | 可決 |
| 186 | 平成25年度特別会計補正予算（特第1号） | 予 算 | 1/24 | 2/4 | 可決 | | 2/4 | 可決 | 2/6 | 可決 | 2/6 | 可決 |
| 186 | 平成25年度政府関係機関補正予算（機第1号） | 予 算 | 1/24 | 2/4 | 可決 | | 2/4 | 可決 | 2/6 | 可決 | 2/6 | 可決 |
| 186 | 平成26年度一般会計予算 | 予 算 | 1/24 | 2/28 | 可決 | | 2/28 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/20 | 可決 |
| 186 | 平成26年度特別会計予算 | 予 算 | 1/24 | 2/28 | 可決 | | 2/28 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/20 | 可決 |
| 186 | 平成26年度政府関係機関予算 | 予 算 | 1/24 | 2/28 | 可決 | | 2/28 | 可決 | 3/20 | 可決 | 3/20 | 可決 |
| 186 | 平成26年度一般会計予算、平成26年度特別会計予算及び平成26年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議 | | | | | | 2/28 | 否決 | | | | |
| 186 | 平成26年度一般会計予算、平成26年度特別会計予算及び平成26年度政府関係機関予算に対する修正案 | | | | | | 2/28 | 否決 | | | | |

〔条 約〕

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | | 参 議 院 | | | |
|----------|---|-------|------|-----|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 185 | 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第12号） | 外 務 | 1/24 | 4/2 | 承認 | | 4/4 | 承認 | 4/17 | 承認 | 4/18 | 承認 |
| 185 | 平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第13号） | 外 務 | 1/24 | 4/2 | 承認 | | 4/4 | 承認 | 4/17 | 承認 | 4/18 | 承認 |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | |
|----------|---|-------|------|------|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 186 | 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号） | 外 務 | 4/3 | 4/9 | 承認 | | 4/10 | 承認 | 4/22 | 承認 | 4/23 | 承認 |
| 186 | 武器貿易条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号） | 外 務 | 4/3 | 4/9 | 承認 | | 4/10 | 承認 | 4/22 | 承認 | 4/23 | 承認 |
| 186 | 核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第3号） | 外 務 | 4/24 | 5/14 | 承認 | | 5/15 | 承認 | 6/3 | 承認 | 6/4 | 承認 |
| 186 | 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号） | 外 務 | 4/24 | 5/14 | 承認 | | 5/15 | 承認 | 6/3 | 承認 | 6/4 | 承認 |
| 186 | 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号） | 外 務 | 4/24 | 5/14 | 承認 | | 5/15 | 承認 | 6/3 | 承認 | 6/4 | 承認 |
| 186 | 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号） | 外 務 | 4/9 | 4/18 | 承認 | | 4/22 | 承認 （注） | 5/20 | 承認 | | |
| 186 | 1979年9月28日に修正された1968年10月8日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号） | 外 務 | 4/9 | 4/18 | 承認 | | 4/22 | 承認 （注） | 5/20 | 承認 | | |
| 186 | 南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号） | 外 務 | 4/9 | 4/18 | 承認 | | 4/22 | 承認 | 5/15 | 承認 | 5/16 | 承認 |
| 186 | 2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号） | 外 務 | 4/9 | 4/18 | 承認 | | 4/22 | 承認 | 5/15 | 承認 | 5/16 | 承認 |
| 186 | 視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号） | 外 務 | 4/9 | 4/18 | 承認 | | 4/22 | 承認 （注） | 5/20 | 承認 | | |

（注）憲法第61条の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | |
|----------|---|-------|------|------|----------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 186 | 投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号） | 外 務 | 5/14 | 5/21 | 承認 | | 5/22 | 承認 | 6/12 | 承認 | 6/13 | 承認 |
| 186 | 投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号） | 外 務 | 5/14 | 5/21 | 承認 | | 5/22 | 承認 | 6/12 | 承認 | 6/13 | 承認 |
| 186 | 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号） | 外 務 | 5/14 | 5/21 | 承認 | | 5/22 | 承認 | 6/12 | 承認 | 6/13 | 承認 |
| 186 | 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号） | 外 務 | 5/14 | 5/21 | 承認 | | 5/22 | 承認 | 6/12 | 承認 | 6/13 | 承認 |
| 186 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付） | 外 務 | 6/4 | 6/11 | 承認 | | 6/13 | 承認 | 4/3 | 承認 | 4/4 | 承認 |
| 186 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付） | 外 務 | 6/4 | 6/11 | 承認 | | 6/13 | 承認 | 4/3 | 承認 | 4/4 | 承認 |
| 186 | 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付） | 外 務 | 6/4 | 6/11 | 承認 | | 6/13 | 承認 | 4/3 | 承認 | 4/4 | 承認 |
| 186 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付） | 外 務 | 6/4 | 6/11 | 承認 | | 6/13 | 承認 | 4/3 | 承認 | 4/4 | 承認 |

〔承認〕

| 提出 回次 | 議案件名 | 衆議院 | | | | | | 参議院 | | | | |
|----------|--|-------|------|------|------|------|------|-----------|------|------|------|------|
| | | 委員会 | | | | | 本会議 | | 委員会 | | 本会議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 附帯決議 | 議決日 | 審議結果 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 183 | 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第5号） | 経済産業 | 1/24 | | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 186 | 放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号） | 総務 | 3/24 | 3/27 | 承認 | 有 | 3/27 | 承認 | 3/28 | 承認 | 3/31 | 承認 |

〔承諾〕

| 提出 回次 | 議案件名 | 衆議院 | | | | | | 参議院 | | | | |
|----------|--|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 委員会 | | | | | 本会議 | | 委員会 | | 本会議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 附帯決議 | 議決日 | 審議結果 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 183 | 平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 183 | 平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 183 | 平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 183 | 平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | | | |
|----------|---|--------|------|------|----------|----------|-------|-----------|-------|----------|-------|----------|
| | | 委 員 会 | | | | | 本 会 議 | | 委 員 会 | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査 結果 | 附帯 決議 | 議決日 | 審議 結果 | 議決日 | 審査 結果 | 議決日 | 審議 結果 |
| 183 | 平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 183 | 平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 183 | 平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 183 | 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 183 | 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 承諾 | | 4/22 | 承諾 | 5/26 | 承諾 | 5/28 | 承諾 |
| 186 | 平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件） | 決算行政監視 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 186 | 平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件） | 決算行政監視 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 186 | 平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件） | 決算行政監視 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | |
| 186 | 平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件） | 決算行政監視 | 6/18 | | | | | 閉会中 審査 | | | | |

〔決算・国有財産等〕

＜ 決 算 ＞

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 | | |
|----------|----------------------|--------|------|------|------|-------|-------|-------|---|---|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | | | |
| 176 | 平成21年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 一部批難 | 6/19 | 議決 | / | | |
| | 平成21年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | | | |
| | 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | | | |
| | 平成21年度政府関係機関決算書 | | | | | | | | | |
| 179 | 平成22年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 一部批難 | 6/19 | 議決 | | / | |
| | 平成22年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | | | |
| | 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | | | |
| | 平成22年度政府関係機関決算書 | | | | | | | | | |
| 181 | 平成23年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 一部批難 | 6/19 | 議決 | | | / |
| | 平成23年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | | | |
| | 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | | | |
| | 平成23年度政府関係機関決算書 | | | | | | | | | |
| 185 | 平成24年度一般会計歳入歳出決算 | 決算行政監視 | 1/24 | | | | 閉会中審査 | / | | |
| | 平成24年度特別会計歳入歳出決算 | | | | | | | | | |
| | 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 | | | | | | | | | |
| | 平成24年度政府関係機関決算書 | | | | | | | | | |

＜ 国 有 財 産 ＞

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|-----------------------|--------|------|------|------|-------|------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 176 | 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 是認 | 6/19 | 是認 | / |
| 176 | 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 是認 | 6/19 | 是認 | |
| 179 | 平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 是認 | 6/19 | 是認 | |
| 179 | 平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 是認 | 6/19 | 是認 | |
| 181 | 平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 是認 | 6/19 | 是認 | |
| 181 | 平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | 6/16 | 是認 | 6/19 | 是認 | |

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|-----------------------|--------|------|-----|------|-------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 185 | 平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | | | | 閉会中審査 | |
| 185 | 平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 決算行政監視 | 1/24 | | | | 閉会中審査 | |

<国庫債務>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|----------------------------|--------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 183 | 平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1) | 決算行政監視 | 1/24 | 4/17 | 異議がない | 4/22 | 異議がない | |

<NHK決算>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | | 参 議 院 |
|----------|---|-------|------|-----|------|-------|------|-------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 | |
| 185 | 日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 総務 | 1/24 | | 審査未了 | | | |

[決議案]

<本会議>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | | | | | |
|----------|-----------------------------|-------|-----|-----|------|-------|------|
| | | 委 員 会 | | | | 本 会 議 | |
| | | 付託委員会 | 付託日 | 議決日 | 審査結果 | 議決日 | 審議結果 |
| 186 | 環境大臣石原伸晃君不信任決議案(松原仁君外7名提出) | 審査省略 | | | | 6/20 | 否決 |
| 186 | 環境委員長伊藤信太郎君解任決議案(松原仁君外6名提出) | 審査省略 | | | | 6/20 | 否決 |

<委員会>

| 提出 回次 | 議 案 件 名 | 衆 議 院 | |
|----------|---------------------------------------|-------|-------|
| | | 委 員 会 | 議 決 日 |
| 186 | サイバーセキュリティの確保に関する件 | 内閣 | 6/11 |
| 186 | 地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件 | 総務 | 2/28 |
| 186 | 中国による西沙諸島をめぐる事態に対し自制を求める決議 | 外務 | 6/11 |
| 186 | 調査捕鯨継続実施等に関する件 | 農林水産 | 4/16 |
| 186 | 養豚農業の振興に関する件 | 農林水産 | 6/4 |
| 186 | 花きの振興に関する件 | 農林水産 | 6/4 |
| 186 | 内水面漁業の振興に関する件 | 農林水産 | 6/11 |
| 186 | 平成25年度冬期の雪害対策の推進に関する件 | 災害対策 | 3/28 |
| 186 | イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」による拉致事件等に関する件 | 海賊・テロ | 6/20 |
| 186 | 東日本大震災の被災地における復興整備事業の用地取得の更なる迅速化に関する件 | 震災復興 | 4/16 |

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会等における附帯決議等

【内閣委員会】

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）要旨

本案は、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 幹部職員人事の一元管理等

- 1 内閣総理大臣は、幹部職員等について適格性審査を公正に行い、その結果、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力を有することを確認した者について、幹部候補者名簿を作成するものとする。
- 2 幹部職への任用は、幹部候補者名簿に記載されている者であって、当該幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。
- 3 任命権者は、幹部職に係る任免を行う場合には、内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づいて行うものとする。
- 4 任命権者は、幹部職員について一定の要件に該当するときは、人事院規則の定めるところにより、当該幹部職員が現行法の降任の要件のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して直近下位の職制上の段階に属する幹部職へ降任することができるものとする。
- 5 各大臣等は、幹部候補育成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い、運用するものとする。

二 内閣人事局の設置

- 1 内閣官房に内閣人事局を置くものとし、内閣人事局は、国家公務員制度の企画及び立案に関する事務、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務、行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務等をつかさどるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、人事院の意見を聴いて、職務の級の定数を設定し、又は改定することができるものとし、この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十

分に尊重するものとする。

三 内閣総理大臣補佐官の所掌事務の変更及び大臣補佐官の規定の創設

1 内閣総理大臣補佐官の所掌事務については、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐するものとする。

2 大臣補佐官は、特に必要がある場合に、各府省に置くことができるものとし、大臣の命を受け、特定の政策に係る大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐するものとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

一 検討条項の新設

政府は、平成28年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成23年9月30日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

二 その他

その他所要の規定を整理すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

一 職員の公募について、実施状況を検証し、その結果を踏まえて、内閣総理大臣が幹部職員の公募を実施すること等必要な推進方策を検討すること。

二 自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第12条の規定に基づき、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。

三 内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官について、その運用状況を踏まえ、増員の要否及び内閣総理大臣や大臣を支えるスタッフの拡充について検討すること。

四 国家公務員法に定める再就職規制について、再就職等監視委員会の監視を含む運用状況を見つつ、あっせん規制に対する刑事罰の対象の拡大の可否について検討すること。

五 幹部候補育成課程について、その運用において、内閣総理大臣が主体的か

つ中心的な役割を積極的に果たすことができるよう、基準において必要な事項を定めること。

○内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 内閣府の所掌事務の一部改正

内閣府の所掌事務として、1から4を規定するものとする。

- 1 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 科学技術基本計画の策定及び推進に関すること。
- 3 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 4 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

二 総合科学技術・イノベーション会議関係

- 1 「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改めるものとする。
- 2 総合科学技術・イノベーション会議の所掌事務として、内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議することを規定するものとする。
- 3 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期を3年とするものとする。
- 4 総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範

圈内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術イノベーション政策の司令塔機能を発揮し、政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定や戦略的イノベーション創造プログラムの推進等に積極的に取り組むとともに、同プログラムの実施に当たっては、実効性のあるP D C Aサイクルを構築し、科学技術イノベーションの創出を実現すること。
- 二 総合科学技術・イノベーション会議が持つべき分析・企画力等を発揮できるようにするため、その基盤となる事務局の人員体制の強化や調査分析機能の強化を図ること。
- 三 総合科学技術・イノベーション会議の運営に当たっては、イノベーション創出を加速させるため、産業界の活力を積極的に活用すること。
- 四 総合科学技術・イノベーション会議は、I T総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部その他の科学技術イノベーションに関連する本部組織との連携強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の更なる発揮について検討すること。
- 五 総合科学技術会議の司令塔機能強化に加えて、内閣総理大臣等に対して科学技術イノベーションに関する助言等を行う科学技術顧問（仮称）の設置について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

○健康・医療戦略推進法案（内閣提出第21号）要旨

本案は、健康長寿社会の形成に資するため、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研

究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならないものとする。

二 基本的施策

基本的施策として、研究開発の推進及び環境の整備、研究開発の公正かつ適正な実施の確保、研究開発成果の実用化のための審査体制の整備、新産業の創出及び海外展開の促進、教育の振興、人材の確保等を規定するものとする。

三 健康・医療戦略

政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとする。

四 健康・医療戦略の推進体制

健康・医療戦略の推進体制として、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定するものとする。

五 医療分野研究開発推進計画

健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発推進計画を作成するものとし、同計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が中核的な役割を担うよう作成するものとする。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(修正要旨)

一 検討規定の追加

政府は、この法律の施行後3年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 その他

その他所要の規定を整理すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 医療分野の研究開発において、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人日本医療研究開発機構の連携を強化するとともに、大学、臨床研究中核病院等の臨床研究を行う機関を一体とした臨床研究基盤を構築し、創薬・医療機器等の開発から実用化までの取組を加速化させること。
- 二 臨床研究等の推進・活性化のため、国際共同治験にも対応できる臨床研究・治験のための拠点整備に努めるとともに、倫理・医学統計の専門的な人材の育成を急ぐこと。
- 三 医薬品や医療機器に関連する企業・団体からの透明性が確保された拠金を原資として、臨床研究の推進に資するための組織を公的機関内に整備することについて検討を行い、適切な措置を講ずること。
- 四 臨床研究における不正防止の取組を推進するため、独立行政法人日本医療研究開発機構は、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努めること。
- 五 健康医療情報を健康・医療に関する研究開発に有効活用するため、これらの情報の適切な電子化及び研究開発の目的に応じた統合について検討を行うとともに、電子カルテの活用等 I C T によるビッグデータの活用を含む実践的なデータベース機能の早急な整備、健康・医療に関する研究目的での利用に向けた健康医療情報の第三者提供の在り方について検討を行い、適切な措置を講ずること。
- 六 医療分野の研究開発の成果が健康長寿社会の形成において重要な役割を果たすことに鑑み、医療分野の研究開発の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めること。
- 七 医療分野の研究開発における重点領域の設定に当たっては、国民・患者のニーズも踏まえること。
- 八 創薬支援業務等に関する独立行政法人医薬基盤研究所から独立行政法人日本医療研究開発機構への業務移管、特に創薬支援ネットワークの本部機能の円滑な移行に向け万全を期すこと。また、医療機器の開発を進めるため、大学、研究開発法人、その他の研究機関及び企業等からなるネットワークの設立に向けての検討を進め、適切な措置を講ずること。
- 九 機構の役員の選任に当たっては、幅広い視点と中長期的な視点から公正な判断ができる人材の登用に努めること。また、公募を経て選定された場合を除いては、公務員 O B を役員に選任することを認めないこと。
- 十 この法律の施行後 5 年以内に、独立行政法人日本医療研究開発機構の組織

の在り方を含め、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出第22号）要旨

本案は、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 機構は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及び成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関（以下単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とすること。

二 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができるものとする。

三 業務の範囲

- 1 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 4 1から3までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 主務大臣等

- 1 機構に係るこの法律及び独立行政法人通則法（2以外のもの）における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とすること。
- 2 機構に係る役員の任命及び解任に関する事項における主務大臣は、内閣総理大臣とすること。
- 3 機構に係る独立行政法人通則法における主務省は、内閣府とすること。

五 健康・医療戦略推進本部の関与

- 1 主務大臣は、理事長及び監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとする。

2 主務大臣は、中期目標を策定しようとするとき等は、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならないものとする。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

(附帯決議)

33頁参照

○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「協定」という。）を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置

警察庁長官は、合衆国連絡部局から、特定の者に係る指紋情報に関する照会を受けたときは、その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等を自動的にオンラインで回答するものとする。

二 合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置

警察庁長官は、一の照会に対し、指紋情報が照合用電子計算機に記録されている旨を回答した場合において、合衆国連絡部局から、追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があった時に現に照合用電子計算機に記録されている情報であって、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができる。

三 情報の適切な管理のための措置

警察庁長官は、照合用電子計算機に記録された特定指紋情報等の漏えいの防止等のために、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能の高度化その他の必要な措置を講ずるものとする。

四 外務大臣の措置

外務大臣は、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化する上で協定が果たす役割に鑑み、その実施に関し、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議するものとする。

五 その他所要の規定を整備すること。

六 この法律は、協定の効力発生の日から施行すること。

○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付）要旨

本案は、中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域経済活性化支援委員会の決定事項として、金融機関等が有する債権の買取り等の業務の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援（以下「特定支援」という。）をすることがどうかの決定等のうち、取締役会の決議により委任を受けたものを追加すること。
- 二 機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加するとともに、機構が営む信託の引受けに係る貸付債権について、貸付債権に準ずる債権を含めること。
 - 1 特定支援決定の対象となった事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り
 - 2 特定組合出資決定の対象となった投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資（以下「特定組合出資」という。）
- 三 過大な債務を負っている事業者の代表者等（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。）であって、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、弁済計画を添付して特定支援の申込みをすることができること。
- 四 特定専門家派遣について、金融機関等の事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者を派遣先として追加すること。

五 投資事業有限責任組合であって、地域経済の活性化に資する資金供給を行うものの無限責任組合員は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができること。

六 機構は、特定支援については、特定支援決定の日から5年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、特定組合出資については、特定組合出資決定の日から平成35年3月31日までの期間内に、それぞれ当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならないこと。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、相談件数に比べ支援決定件数が依然として少ないことに鑑み、更に業務の効率化、迅速化を図り、より多くの支援を可能とする体制を構築すること。

二 機構においては、デューディリジェンスの簡易化を図るなど一層の工夫を行い、多額の債務に苦しむ中小企業においても機構を利用しやすいように費用の低減化を図るとともに、要する費用の予見可能性を高めるように努めること。

三 機構においては、特定債権買取業務に積極的に取り組み、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく保証債務の整理のベストプラクティス（模範となる事例）を示すよう努めること。

四 金融機関等関係者がガイドラインを尊重、遵守するように、その周知を図るとともに、金融機関等に対する検査、監督を通じ、金融実務において定着するよう努めること。また、ガイドラインに更に検討を加え、必要に応じガイドラインのQ&Aの充実を図るなど金融機関等の不安が生じないように努めること。

五 個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法（債権法）その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること。

六 特定支援対象事業者による今後の再チャレンジが円滑に進められるように、関係省庁及び関係金融機関等の密接な連携の下で、中小企業・小規模事業者である特定支援対象事業者の目線に立ったきめ細かい支援を行うこと。

七 この法律の施行後3年以内に、民間金融機関等の自らリスクを取る経営姿勢への改善状況を見据えながら、機構の組織の在り方を含め、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第77号）要旨

本案は、独立行政法人制度を改革するため、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、中期目標管理法、国立研究開発法人及び行政執行法人を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項を定めるとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし3つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を「中期目標管理法」として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を「国立研究開発法人」として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を「行政執行法人」として、それぞれ個別法で定めるものとする。
- 二 独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は3年から5年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は5年から7年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によるものとする。
- 三 政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会に代わり、主務大臣が法人の業績評価を行うものとする。
- 四 総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成するものとする。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うものとする。
- 五 総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目

標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べるものとする。

六 独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員の義務及び責任を明らかにするものとする。

七 独立行政法人に対する主務大臣の関与の在り方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行するものとする。

(修正要旨)

主務大臣は、独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。このため、主務大臣は、所管する独立行政法人において、次の諸点について適切な措置を講ぜられるよう求めるものとする。

一 各独立行政法人は、第28条第2項に基づき業務方法書に以下を記載すること等により、監事による内部ガバナンスの徹底に努めること。

① 独立行政法人の役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告すること。

② 監事はその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、独立行政法人の職員もこれに応じること。

二 独立行政法人の役員の任命に際しては、公務員OBの再就職に対して国民の厳しい見方があることを踏まえ、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日 閣議決定）に基づく公募は引

き続き行うものとする。

- 三 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるに当たっては、「独立行政法人の保有資産の不要認定にかかる基本的視点」（平成22年11月26日 行政管理局）に沿って、不要財産とみなされたものであって国の出資等に係るものについては、国庫納付するものとする。
- 四 政府は、独立行政法人が保有する財産をその業務の効率的な実施に必要な最小限度のものとするため、三の不要財産を除く独立行政法人の業務上の余裕金等について、その保有・運用実態を点検するとともに、適切な管理、処分等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 五 独立行政法人の統廃合等の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 六 独立行政法人の情報公開については、過度な事務負担とならないことを前提に、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報等を含め、各法人のホームページ等で自発的かつ定期的に行うとともに、総務省はこれらの情報を総括的にホームページで閲覧可能とすること。
- 七 組織マネジメントの改善を推進するためには、現場を知悉する内部人材が改革を主体的・自律的に担うことが重要であることに鑑み、組織マネジメントの改善を担う内部人材についても登用・育成が行われるよう、必要な支援に努めること。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第78号）要旨

本案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとするほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとされている。

（修正要旨）

- 一 法務大臣は、日本司法支援センターの理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用を努めなければならないものとする。

公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

- 二 文部科学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(附帯決議)

40頁参照

○原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）要旨

本案は、原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務を見直すほか、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 所掌事務

- 1 原子力委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務から、次に掲げる規定を削除するものとする。
 - (一) 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
 - (二) 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
 - (三) 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。
 - (四) 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること。
 - (五) 原子力利用に関する統計の作成に関すること。
- 2 委員会の所掌事務として、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務を追加するものとする。

二 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員2人をもって組織するものとする。
- 2 委員のうち1人は、非常勤とすることができるものとする。

三 会議

- 1 委員会は、委員長及び委員1人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないものとする。

- 2 委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、2人以上の賛成をもってこれを決するものとする。

四 附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を規定するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けて、放射性物質による影響の軽減・解消を図るための取組や廃炉に向けた研究開発等を強化すること。
- 二 エネルギー基本計画（平成26年4月11日 閣議決定）を踏まえ、原子力委員会は、原子力損害賠償制度の見直しや、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む核燃料サイクル政策の在り方など、原子力政策全体について早急に検討すること。
- 三 東京電力福島第一原子力発電所事故等により原子力行政に対する国民の信頼が大きく低下することとなったことから、国民の信頼醸成に向けて、公正な政策決定プロセスの設計等に努めること。また、原子力委員会及び事務局の運営に当たっては、利害関係者との関与について国民の疑念を招かない措置を講ずるなど、透明性の確保に十分に留意すること。
- 四 原子力委員会及び原子力規制委員会は、互いの動向や問題意識を理解するため連携体制を構築すること。
- 五 原子力委員会は、国際原子力機関（IAEA）を始め諸外国の関係機関との連携強化を図り、世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献に努めること。

○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衛藤征士郎君外9名提出、衆法第9号）要旨

本案は、大自然の根本たる山と向き合い、その恩恵に感謝し、山との共存、共生を図るため、国民の祝日として新たに山の日を加えること等を定めるもので、その内容は次のとおりである。

一 山の日の新設

- 1 国民の祝日として、新たに山の日を加えること。
- 2 山の日は、8月11日とすること。

3 山の日の意義は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」とすること。

二 施行期日

この法律は、平成28年1月1日から施行すること。

【総務委員会】

○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、地方財政の状況等に鑑み、平成23年度の第3次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成24年度に繰り越し、同年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、平成25年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について加算する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 地方交付税の総額の特例

- 1 平成23年度の第3次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成24年度に繰り越し、同年度の決算において不用となった855億円を減額するとともに、平成25年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について574億円を加算すること。
- 2 平成25年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等を行うとともに、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げ、自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等、震災からの復興を支援するための津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等並びに国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じ

ようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上げを行うこと。
- 二 自動車取得税において、税率を引き下げるとともに、環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の軽減等の特例措置の拡充を行うこと。
- 三 自動車税において、環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする税率の特例措置について、軽減対象及び軽減割合並びに重課対象及び重課割合の見直しを行うこと。
- 四 軽自動車税において、税率を引き上げるとともに、初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車に係る税率を重くする特例措置を講ずること。
- 五 固定資産税において、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた一定の家屋について、改修工事が完了した年の翌年度分から2年度間、当該家屋に係る税額の2分の1に相当する額を減額する措置を講ずること。
- 六 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び家屋について平成26年度分の固定資産税及び都市計画税の減免措置を講ずること。
- 七 国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しを行うこと。
- 八 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行すること。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例等

平成26年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う等の加算額9,100億円、平成26年度における法定加算額等6,648億円及び臨時財政対策のための特例加算額2兆6,438億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金償還額

2,000億円、交付税特別会計借入金利子支払額1,729億円等を控除した額16兆8,855億円とすること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

地域経済活性化に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」を設けるほか、平成26年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成26年度分の地方交付税の総額に5,723億円を加算するほか、平成26年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

4 地方交付税の総額及び交付税特別会計の歳入規定の改正

地方法人税を地方交付税の対象税目に加えるとともに、地方法人税の収入を交付税特別会計の歳入規定に追加すること。

二 地方財政法の一部改正

1 平成26年度から平成28年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができること。

2 平成21年度から平成25年度までの間に発行することができることとされている第三セクター等改革推進債について、第三セクター等の抜本的改革に着手している地方公共団体にあつては、その期間を平成28年度までとすること。

3 当分の間の措置として、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、地方債を発行することができること。

三 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第5号）の一部改正

地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成27年度までは100分の6、平成28年度においては100分の5とする等、現行の経過措置を延長すること。

四 施行期日

この法律は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、一の4は、平成26年10月1日から施行すること。

○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成31年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 電波利用料制度の見直し関係

- 1 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこと。
- 2 広域専用電波を使用する第一号包括免許人が電波利用料として同等の機能を有する無線局の区分ごとに国に納めなければならない金額について、上限額を設けること。
- 3 免許人の申請に基づき、広域専用電波に係る電波利用料を延納させることができることとすること。
- 4 電波利用料の使途の特例として、当分の間、ラジオ放送の難聴地域において必要最小の空中線電力によるラジオ放送の受信を可能とするための中継局等の整備に対する補助金の交付を追加すること。

二 災害時において人命の救助、災害の救援等のために必要な通信を行う無線局等を臨時に開設する場合に、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除することとすること。

三 技術基準適合証明等を受けた特定無線設備を組み込んだ製品の製造業者等が、その特定無線設備に付されている技術基準適合証明等の表示を製品に適切に転記することができることとすること。

四 携帯電話端末等の適合表示無線設備の修理業者が、電波特性に影響を与えない範囲での修理の確認を行う場合に、総務大臣の登録を受けることができることとすること。

五 無線局に関して公表する情報として、包括免許に係る特定無線局又は包括

- 登録に係る無線局を開設したときに届け出られた事項の一部を追加すること。
- 六 登録検査等事業者等において、無線設備等の検査を行う者に求められる資格について見直しを行うこと。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 今後の電波利用料の見直しに際しては、第4世代携帯電話などの新たな無線システムの導入などに伴う電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。また、電波利用料の用途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、一層の適正化を図ること。
- 二 我が国の経済及び社会の活性化のため、スマートメーターやM2M等の電波利用システムによる新産業・新サービスの推進を図るとともに、電波の逼迫等その障害となる課題の解消に向けて検討を行うこと。
- 三 豪雨や豪雪などの災害が発生しており、首都直下型地震や南海トラフ地震などの重大な災害の発生も懸念されていることから、災害時に住民及び関係機関に対して迅速、正確かつ高度な情報の伝達を可能とするよう、通信手段の整備等に努めること。また、ラジオ放送は国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供に重要な手段であることから、難聴の解消に当たっては万全を期すこと。
- 四 周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。

○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするもので、その主な内容は次のとおり

である。

一 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

- 1 任命権者は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、人事評価を定期的に行うこととし、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用すること。
- 2 職務給原則を徹底するため、地方公共団体は、給与に関する条例において等級別基準職務表を定め、等級及び職制上の段階ごとに職員数を公表すること。

二 退職管理の適正の確保

- 1 離職後に営利企業等の地位に就いた再就職者が、地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等が関係する契約又は処分であって離職前に関係していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制すること。
- 2 地方公共団体は、国家公務員法における退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずること。

三 その他

- 1 特定地方独立行政法人の役職員について、原則として、地方公務員と同様の措置を講ずること。
- 2 罰則等について所要の規定を設けること。

四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第66号）要旨

本案は、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律（43法律）の改正

を行うこと。

二 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律（25法律）の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に当たっては、これに伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握し、確実な財源措置を講ずるとともに、住民の安心・安全を確保しつつ、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣など、地方公共団体に対する必要な支援を行うこと。また、事務・権限の移譲により影響を受けることとなる関係団体に対しても、改正内容の周知徹底を図るとともに、必要な情報提供を行うこと。
- 二 移譲される事務の処理に関し、国又は都道府県が一定の関与を行う必要がある場合には、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮し、当該関与を必要最小限のものとする。また、関与の内容は、地方の意見を十分反映したものとする。
- 三 今回の事務・権限の移譲等に係る取組において検討対象とされた事務・権限のうち、移譲するに至らなかったものについては、地方からの要望の多い分野を中心に、地方分権改革有識者会議等において、引き続き移譲に向けた検討を進めること。また、住民に分かりやすい情報発信に努めるなど、これまでの3次にわたる改正の趣旨の周知徹底を改めて図るとともに、今後においても所期の成果を上げられるよう最大限努力すること。
- 四 今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないように留意しつつ、その実現に努めること。

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）要旨

本案は、近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 日本放送協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務をより柔軟に行えるようにするため、現行の「放送した番組」のみならず、現在試行的・限定的に実施しているラジオ等の「放送と同時」の提供も恒常的な業務とするとともに、その実施について、日本放送協会が実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととすること。
- 二 外国人向けテレビ国際放送について、国内における視聴環境の拡大を通じ、その認知度の向上を図るため、その放送番組を国内の放送事業者に提供する業務を日本放送協会の恒常的な業務として位置付けること。
- 三 地域経済の低迷等に起因して民間の基幹放送事業者の経営状況が悪化している中、経営基盤の強化に取り組む放送事業者の放送が、災害時を含め、地域住民の生活に必要な基幹メディアとしてできる限り長く存続することができるよう、放送事業者の作成した「経営基盤強化計画」が総務大臣の認定を受けた場合に、放送法及び電波法の特例措置を講ずる制度を創設すること。
- 四 地域経済の低迷等により、既存の株主が放送事業者の株式を保有し続けることができない事態が発生していることを踏まえ、認定放送持株会社のもとで放送事業者の議決権保有が可能な範囲を拡大すること。
- 五 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び日本放送協会は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 基幹放送事業者が認定経営基盤強化計画に従って放送番組の同一化を行う場合において、地域性が著しく後退しないよう講ずる地域性確保措置については、政府において、有効な当該措置となり得る典型例を示すなど、透明性や予見可能性を高めるための取組を行うこと。
- 二 認定放送持株会社の認定の要件の緩和については、マスメディア集中排除原則が放送の多元性・多様性・地域性の確保に大きな役割を果たしてきたこ

とに鑑み、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれることがないように十分に配慮すること。また、複数の情報メディアを支配することにより、表現の多様性が損なわれることがないように、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。

三 認定放送持株会社が傘下に置くことが可能な基幹放送事業者の範囲を拡大することにより、ネットワーク系列内での資本的つながりが強化されることとなるが、地域性の確保の観点から、政府は、ネットワーク系列ローカル局における番組の自社制作比率が低下しないように留意すること。

四 政府は、協会がインターネット活用業務を行おうとするときに定める実施基準の総務大臣の認可に関し、国民・視聴者や利害関係者からの意見、苦情等については適切に対応すること。また、協会は、インターネット活用業務について、少なくとも3年ごとに行うとされている実施状況評価を着実に実施すること。

五 世界各地での協会のテレビ国際放送（NHKワールドTV）の認知度は、必ずしも高いとは言えない状況であることから、協会は、国際放送の番組の質の向上等に務め、認知度向上に一層努力すること。また、海外の受信環境の整備等については協会による取組だけでは自ずと限界があることから、我が国の情報発信強化のため、政府全体として支援すること。

六 日本特有の文化や流行を海外に発信することが、海外需要開拓支援の推進、ソフトパワー外交の基盤となることから、放送コンテンツのインターネット配信について、日本の放送局や番組製作会社と周辺産業の連携、新規参入の促進等を進めること。

七 災害放送をはじめとする地域情報のさらなる充実を図るため、周波数逼迫地域等における新たな周波数確保など、コミュニティ放送の一層の普及を図ること。

○行政不服審査法案（内閣提出第70号）要旨

本案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 審理の公正性の向上を図るため、原処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求の審理を行うとともに、裁決に当たっては、

原処分又は裁決のいずれかの段階で他の第三者機関が関与する場合や審査請求人が希望しない場合等を除き、審査庁は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者で構成される行政不服審査会等に諮問すること。また、審査請求人等が証拠書類等の写しの交付を求められることができることとするなど、審理手続における審査請求人等の手続保障を拡充すること。

二 国民の利便性の向上を図るため、不服申立てをすることができる期間を現行の60日から3月に延長すること。また、審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化するとともに、個別法における特別の定めにより、「再調査の請求」及び「再審査請求」の手続を設けることができること。さらに、審査庁は、標準審理期間を定めるよう努めなければならないこととするとともに、審理を計画的に進める必要がある場合に事前に争点等を整理するための手続を設けるなど、審理の迅速化のための措置を講ずること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一 今回導入される第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利救済の実効性を担保できるようにするため、適切な人材の選任に配意すること。特に、地方公共団体においては、各団体の実情を踏まえ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材の選任に配意すること。
- 二 今回の制度改正の周知の過程において、地方公共団体が行った処分について審査請求すべき行政庁を住民に十分説明すること。
- 三 今回の改正によって新たに設けられた「再調査の請求」が、処分庁が簡易に処分を見直す事後救済手続であることを国民に十分説明すること。
- 四 審理手続における審理関係人又は参考人の陳述の内容が記載された文書の閲覧・謄写について、審理の簡易迅速性の要請も踏まえつつ検討を行うこと。

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第71号）要旨

本案は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 行政不服審査法の施行に伴い、361の関係法律について、審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化すること等に伴う規定の整備を行うとともに、国税、関税等について、審査請求の前段階で処分庁が簡易に処分を見直す手続である「再調査の請求」を、社会保険、労働保険等について、審査請求の後に更に第三者機関等が審理を行う手続である「再審査請求」を設けること。
- 二 不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないこととする、いわゆる「不服申立前置」について、不服申立件数が大量にあるもの等を除いて廃止するとともに、2段階の不服申立てを経なければ訴訟を提起することができない仕組みは全て廃止するなど、所要の規定の整備等を行うこと。
- 三 この法律は、行政不服審査法の施行の日から施行すること。

○行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）要旨

本案は、処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実に図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこと。
- 二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができること。
- 三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができること。

四 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。

○電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（参議院送付）

要旨

本案は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信設備の管理体制の拡充を図るとともに、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等を行うほか、技術基準適合認定等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者として、総務大臣により指定された者は、当該電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を、技術基準に適合するように維持しなければならないこととすること。
- 二 事業用電気通信設備の管理規程について、その記載事項を設備の管理の方針、体制、方法等に関する事項と定めるとともに、総務大臣は、その変更及び遵守を命ずることができることとすること。
- 三 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の管理の方針、体制及び方法に関する事項を統括管理させるため、電気通信設備統括管理者を選任しなければならないこととすること。
- 四 電気通信事業者は、電気通信主任技術者に、総務大臣の登録を受けた者が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督に関する講習を受けさせなければならないこととすること。
- 五 技術基準適合認定等を受けた端末機器を組み込んだ製品の製造業者等が、その端末機器に付されている技術基準適合認定等の表示を製品に適切に転記することを可能とすること。
- 六 携帯電話端末等の技術基準適合認定等を受けた端末機器の修理業者が、技術基準適合性に影響を与えない範囲での修理の確認を行う場合に、総務大臣の登録を受けることを可能とすること。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 電気通信サービスの安全性及び信頼性の確保を図るため、本法に基づく事

故防止のための対策について、確実な実施に努めるとともに、電気通信事故の原因の分析及び再発防止策についての第三者による検証の仕組みを導入し、その結果について、電気通信事業者に周知し、情報が共有されるよう努めること。

二 技術の高度化、サービスの多様化など、電気通信市場における環境の変化が激しいことに鑑み、事故防止に関する制度について継続的に検証を行い、適時適切に見直しを行うこと。また、事故が発生した場合においては、利用者に対して事故に関する情報提供が迅速かつ正確に行われることが徹底されるよう、制度の整備に努めること。

三 回線非設置事業者による無料通信サービスや国外設備設置事業者が提供する情報通信サービスについては、既に多数の利用者がおり、事故が発生した場合の社会的影響力は小さくないことが予想されることから、これらの情報通信サービスの確実かつ安定的な提供を確保するための方策について検討を行うこと。

四 登録講習機関については、その運営に当たって透明性・公平性が十分に確保されるよう、情報公開等を十分図ること。また、講習や修理が情報通信技術の進展等に十分対応できるよう、登録基準の見直し等を行うこと。

五 情報セキュリティの強化が喫緊の課題となっている状況に鑑み、セキュリティ対策の強化に関する総合的な施策の策定及び実行に努めることとし、特に地方公共団体や重要インフラ事業者における情報システムの安全性確保のための方策を講じること。

○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）要旨

本案は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、指定都市について、区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとし、総合区に関する制度を創設するとともに、指定都市都道府県調整会議に関する制度の創設、中核市制度と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 指定都市制度の見直しに関する事項

指定都市の区の事務所が分掌する事務については、条例で定めることとする。また、指定都市は、条例で、区に代えて総合区を設け、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを市長が議会の同

意を得て選任する総合区長に執行させることができることとする。

二 指定都市都道府県調整会議の設置に関する事項

指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県がその事務の処理について必要な協議を行う指定都市都道府県調整会議を設けることとするとともに、指定都市の市長又は都道府県の知事は、指定都市都道府県調整会議における協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員に意見を求め、必要な勧告を行うことを求めることができることとする。

三 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

中核市の指定の要件を人口20万以上とするとともに、特例市に関する規定を削除すること。

四 連携協約制度等の創設に関する事項

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結することができることとするとともに、連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、総務大臣等に対し、自治紛争処理委員による紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができることとする。また、普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長等の名において管理し及び執行することができることとする。

五 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を設け、当該特例に必要な手続を定めること。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 大都市制度の改革については、更に住民自治の機能の強化が図られるよう、住民の意思の行政運営への的確な反映や住民が積極的に行政に参画しやすくする仕組みについて、総合区長の公選制など、統治機構の改革の在り方を含

- め、引き続き検討すること。
- 二 指定都市の市長及び指定都市を包括する都道府県知事が、指定都市都道府県調整会議の構成員を選任するに当たっては、二重行政の解消が同会議の立法化の趣旨であるとともに、指定都市と都道府県それぞれの執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要であることを踏まえ、適正な運用が図られるよう、改正趣旨の周知徹底を図ること。
 - 三 中核市と特例市の統合については、現在の特例市が円滑に新たな中核市へ移行できるよう、事務移譲に伴う人的支援や財政措置について特段の配慮を行い、適切な事務処理体制が構築できるよう努めること。
 - 四 連携協約を締結する地方中枢拠点都市圏については、地方中枢拠点都市と近隣市町村双方の適切な役割分担の下、地方中枢拠点都市のみならず近隣市町村もその便益を享受できるよう、双方に対してその役割に応じた財政措置等について、特段の配慮を行うこと。
 - 五 事務の代替執行については、都道府県が小規模市町村と連携して補完する仕組みとして活用する場合は、市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理の立法趣旨を踏まえ、適正な運用が図られるよう、改正趣旨の周知徹底を図ること。
 - 六 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例については、本特例措置を適切かつ円滑に活用できるよう、改正趣旨の周知徹底を図るとともに、証明等の事務を行う市町村長の過度な負担とならないよう、助言その他の支援を行うなど、必要な措置を講ずること。

○過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第2号）要旨

本案は、過疎地域自立促進特別措置法（以下「現行法」という。）の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債（以下「過疎対策事業債」という。）の対象経費として中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所等の整備に要する経費を追加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 過疎地域の要件の追加

現行法の過疎地域に加え、次の1及び2の要件に該当する市町村の区域を過疎地域として追加すること。

1 次のいずれかに該当すること。ただし、(一)又は(二)に該当する場合においては、国勢調査の結果による平成22年人口の昭和60年人口に対する増加率が0.1未満であること。

(一) 国勢調査の結果による平成22年人口の昭和40年人口に対する減少率が0.33以上

(二) 国勢調査の結果による平成22年人口の昭和40年人口に対する減少率が0.28以上であって、平成22年人口のうち65歳以上の人口の比率が0.32以上又は15歳以上30歳未満の人口の比率が0.12以下

(三) 国勢調査の結果による平成22年人口の昭和60年人口に対する減少率が0.19以上

2 平成22年度から平成24年度までの財政力指数の平均が0.49以下等であること。

二 過疎対策事業債の対象経費の拡充

過疎対策事業債の対象施設として、次に掲げる施設を追加すること。

1 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所

2 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの

3 一般廃棄物処理のための施設

4 火葬場

5 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

6 公立の小学校又は中学校の屋外運動場及び水泳プール

7 市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール及び寄宿舎並びに市町村立の高等学校の教員又は職員のための住宅及び生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

三 施行期日等

1 この法律は、平成26年4月1日から施行すること。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

○行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第39号）要旨

本案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、特定行政書士制度を創設しようとするもので、その内容は

次のとおりである。

一 特定行政書士制度の創設

- 1 行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとする。
- 2 1の業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができることとする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 特定行政書士の付記に関する規定その他所要の規定を整備すること。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成26年度収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、海外情報発信の強化を目指す国際放送の充実・強化、我が国の成長戦略の牽引力として期待されるスーパーハイビジョン（4K・8K）等の先導的サービスの開発・普及、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化等に向けた取組の一層の充実・強化を図ることとしており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、業務の効率化・合理化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが重要である」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ150億円増加の6,629億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ60億円増加の6,539億円、事業収支差金90億円となっており、この事業収支差金90億円のうち80億円を、老朽化の進む渋谷の放送センターの建替え等に備えて建

設積立資産に繰入れる。

- 2 受信料の額は、月額で、口座振替及びクレジットカード継続払の場合、地上契約1,260円、衛星契約2,230円、継続振込等の場合、地上契約1,310円、衛星契約2,280円等に改定する。

二 事業計画

- 1 いかなる災害時にも対応し、安全・安心を守る公共放送の機能強化を図るための放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、スーパーハイビジョン等の新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。
- 2 国内放送は、国民の生命・財産を守るため、災害時の報道及び番組制作体制を強化して正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災からの復興を支援する。また、世界に通用する質の高い番組や世代を越えて楽しむことのできる番組など多彩なジャンルの番組を編成して、幅広い視聴者の支持と共感が得られる豊かな放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、2014 F I F A ワールドカップブラジルや放送開始90周年関連番組、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送する。

- 3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語による番組の拡充やニュース発信の強化等テレビジョン国際放送の強化を図るとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。
- 4 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。
なお、受信料額については、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行う。
- 5 調査研究については、放送と通信が連携する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- 6 給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。

- 7 アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。
- 8 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。
- 9 公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化するとともに、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、環境経営に着実に取り組むほか、公共放送を担う人材の確保・育成や職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。
- 10 老朽化の進む渋谷の放送センターの建替えの検討を進め、建設積立資産に建替えのための財源を積み立てる。

三 資金計画

平成26年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,532億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,652億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、役員と言動等に対し国民の厳しい批判が寄せられていることに鑑み、信頼の回復に努めること。また、不祥事が頻発している事態を踏まえ、綱紀を粛正し、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を向上させ、組織一体となって信頼確保に取り組むこと。さらに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。
- 二 政府は、協会が放送法に基づいて公共の福祉と文化の向上に寄与することを目的に設立された公共放送事業体であることを踏まえ、放送法に基づき、公共放送の自律性を保障すること。
- 三 協会は、放送番組の編集に当たっては、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、自律性、不偏不党性を確保し、国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努めること。
- 四 国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている状況を踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・

経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

- 五 協会は、受信料により支えられているということを十分に自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及びさらなる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配慮すること。
- 六 協会は、本年4月からの消費税引上げに伴う受信料額の改定に当たっては、確実に周知広報を行うとともに、国民・視聴者からの問い合わせに対しては適切に対応すること。また、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。
- 七 協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を推進すること。
- 八 現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等の一層の充実を図ること。
- 九 地上デジタル放送への完全移行後の課題について、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、暫定対策を講じている世帯等への恒久対策等について着実な実施に努めること。
- 十 協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、大阪局等への本部のバックアップ機能の整備を平成26年度中に完了するとともに、緊急報道対応設備の推進を図ること。また、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承に特に配慮すること。
- 十一 受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等のほか、新放送センターの整備計画について国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。
- 十二 協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年の本放送開始に向けたスーパーハイビジョンのほか、ハイブリッドキャスト等の実用化に向けた研究開発、サービス実証等に積極的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。
- 十三 協会は、その経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられて

いるとの認識の下、コスト構造や視聴行動の変化、技術革新の動向等を勘案し、受信料体系の在り方について、国会答弁を踏まえ不断の見直しを行うこと。

【法務委員会】

○会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第22号）要旨

本案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化

- 1 取締役会の業務執行者に対する監督機能を強化した株式会社の新たな機関設計として、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、取締役の職務の執行の監査を行うとともに、株主総会において取締役の選解任及び報酬について意見を述べるができるものとする監査等委員会設置会社制度を新設すること。
- 2 社外取締役等の要件として、株式会社の親会社の取締役等でないこと及び株式会社の取締役等の近親者でないことを追加するなど、その要件を現行法の規律よりも厳格化すること。
- 3 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権を取締役又は取締役会が有するものとしている現行法の規律を改め、その決定権を監査役又は監査役会に付与すること。

二 株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化

- 1 完全親会社の株主が、代表訴訟により、完全親会社の取締役等の責任だけでなく、その完全子会社の取締役等の責任も追及することができる制度を新設すること。
- 2 株主による組織再編等の差止請求制度を現行法の規律よりも拡充すること。
- 3 詐害的な会社分割において分割会社に残された債権者が分割会社だけでなく承継会社に対しても債務の履行を請求することができる旨の規定を新設すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の

選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする
こと。

(修正要旨)

本法律案附則において、この法律に係る法律番号の年表示を「平成25年」から「平成26年」に改めること。

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第23号）要旨

本案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか94の関係法律に所要の整備を加えようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしている。

(修正要旨)

- 一 会社法の一部を改正する法律の法律番号の年表示を「平成25年」から「平成26年」に改めること等とすること。
- 二 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第12条第1項の特定事業者のうち特定会社については、改正後の会社法における子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認の規定は、適用しないこと等とすること。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を32人増加すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少すること。
- 三 この法律は、平成26年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

○少年法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、少年審判手続のより一層の適正化を図るため、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するほか、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大

家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪に拡大すること。

二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

1 罪を犯すとき18歳に満たない者に対して、無期刑をもって処断すべき場合において、有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑の上限を「15年」から「20年」に引き上げること。

2 少年に対する不定期刑の規定の見直し

(一) 少年に対して不定期刑を科す事件の範囲を「長期3年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」から「有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」に改めるとともに、短期は、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間。(二)において同じ。)の範囲内を下回ることができないとすること。

(二) 不定期刑の短期について、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の2分の1及び長期の2分の1を下回らない範囲内において、定めることができるものとする。

(三) 不定期刑の長期と短期の上限について、「10年」と「5年」から「15年」と「10年」に引き上げること。

3 少年法第51条第2項の規定により言い渡した有期刑について、仮釈放を許すことができるまでの期間を「3年」から「その刑期の3分の1」に改めること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 裁量的国選付添人の選任及び検察官関与の必要性判断に当たっては、法の趣旨にのっとった適正な運用が行われるよう、それぞれ留意すること。
- 二 刑事裁判と異なる少年審判の特質を理解した弁護士が国選付添人に選任されるようにするため、国選付添人制度の趣旨について、司法関係者に周知徹底を図ること。
- 三 少年審判に関与させる検察官について、児童心理などに関するプログラム・研修を受講させるなどして、少年審判の特質に関する理解を深めさせること。
- 四 少年鑑別所送致の観護措置がとられたぐ犯少年についての国選付添人制度の適用について、引き続き検討を行うこと。
- 五 少年院における矯正教育及び少年刑務所における矯正処遇と社会復帰後の更生保護及び児童福祉とが連続性を持って行われ、仮釈放又は仮退院の運用が一層適正に行われるよう、少年に対する支援の在り方について検討を行うこと。
- 六 平成20年の少年法改正の経緯に鑑み、犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法の導入及び傍聴対象事件の拡大について引き続き検討を行うこと。
- 七 少年に対する不定期刑の在り方について、存否も含めた幅広い検討を行うこと。
- 八 検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大の趣旨が事実認定手続の一層の適正化にあることに鑑み、改正後の同制度の運用状況に十分配慮すること。

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの的確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法人の社員は、外国法事務弁護士に限るものとし、その名称中には、外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならないこととする。

- 二 法人の業務範囲については、自然人である外国法事務弁護士と同様に、外国法に関する法律事務等とすること。
- 三 法人の業務については、原則として、全社員が業務執行権限及び代表権限を有するものとする。
- 四 法人は、従たる事務所を設けることができるものとする。
- 五 法人は、自然人である外国法事務弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、その指導監督を受けるものとする。
- 六 その他、法人の設立、社員、業務、社員の加入・脱退、定款の変更、解散、清算等について、現行の弁護士法による弁護士法人と同様の規律とするとともに、所要の規定の整備を行うこと。
- 七 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○少年院法案（内閣提出第38号）要旨

本案は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、現行の少年院法を全面的に見直して新たに少年院法を定め、少年院の管理運営に関する事項、矯正教育の基本となる事項、在院者の権利義務の範囲、在院者による不服申立ての制度等についての所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 少年院の管理運営に関する事項

少年院の運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会を設置するものとする。

二 矯正教育の基本となる事項

- 1 少年院の種類及び処遇課程の見直し・再編を行うこと。
- 2 矯正教育の目的、内容及び実施方法等を明確化すること。

三 在院者の権利義務の範囲等

- 1 物品の給貸与、自弁物品の使用及び書籍等の閲覧の範囲・要件を明確化すること。
- 2 面会及び信書の発受について、許可要件を明確化するとともに、一定の範囲で保障するものとする。
- 3 身体検査、手錠の使用、保護室への収容等の規律秩序の維持のための措

置の要件を明確化すること。

四 在院者による不服申立ての制度の整備

- 1 自己に対する処遇全般について、法務大臣に対する救済の申出の制度を創設すること。
- 2 在院者の相談に応じる相談員を設置するものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

○少年鑑別所法案（内閣提出第39号）要旨

本案は、少年鑑別所の適正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うため、新たに少年鑑別所法を定め、少年鑑別所の管理運営に関する事項、鑑別対象者の鑑別の実施方法、在所者の権利義務の範囲、在所者による不服申立ての制度等についての所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 少年鑑別所の管理運営に関する事項

少年鑑別所の運営の透明性を確保するため、少年鑑別所視察委員会を設置するものとする。

二 鑑別対象者の鑑別の実施方法

少年鑑別所が行う鑑別について、鑑別の実施方法、家庭裁判所等の求めによる鑑別等について定めるものとする。

三 在所者の権利義務の範囲等

- 1 物品の給貸与、自弁物品の使用及び書籍等の閲覧の範囲・要件を明確化すること。
- 2 面会及び信書の発受について、許可要件を明確化するとともに、一定の範囲で保障するものとする。
- 3 身体検査、手錠の使用、保護室への収容等の規律秩序の維持のための措置の要件を明確化すること。

四 在所者による不服申立ての制度の整備

- 1 自己に対する処遇全般について、法務大臣に対する救済の申出等の制度を創設すること。

2 在所者の相談に応じる相談員を設置するものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、少年院法の施行の日から施行するものとする。

○少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (内閣提出第40号) 要旨

本案は、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止し、電波法ほか5の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、少年院法の施行の日から施行することとしている。

○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号) 要旨

本案は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、司法試験の短答式による筆記試験の試験科目の適正化を図るとともに、司法試験の受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 司法試験短答式試験の試験科目

短答式による筆記試験の試験科目について、憲法、民法及び刑法の3科目とすること。

二 司法試験の受験回数制限の緩和

1 司法試験の受験できる回数の制限を廃止すること。

2 特定の受験資格に基づく最後の受験をした日後の最初の4月1日から2年を経過するまでの期間は、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることができない旨の規定を廃止すること。

三 施行期日

この法律は、平成26年10月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 我が国における法曹養成制度は、法曹となるまでの時間的・経済的負担感の増大や司法試験合格率の低迷、弁護士就職難等を理由として法曹志望者の減少が続くという危機的な状況にあるにもかかわらず、抜本的な改革は進んでいない。このような状況を踏まえ、内閣に設置された「法曹養成制度改

革推進会議」においては、既定の検討事項及び検討予定にとらわれることなく、有為な人材が数多く法曹を志望するよう、司法試験合格者数の現在の法曹需要に見合う数への削減等あらゆる方策を早急に検討し、速やかに実行すること。

二 法科大学院の入学者数が定員の6割程度にとどまっていること、多くの法科大学院について修了者の司法試験合格率が低迷していること等、法科大学院の置かれている現状を直視し、法科大学院の教育水準の改善に向けて、法曹として求められる資質・能力の養成に必要な教育指導に加えて司法試験の合格に向けた指導を強化することや教育資源の有効活用等に取り組むこと。

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 現在「特定活動」の在留資格を付与している高度の専門的な能力を有する外国人材を対象とした新たな在留資格「高度専門職（第1号）」を設けるとともに、この在留資格をもって一定期間在留した者を対象とした、活動制限を大幅に緩和し在留期間が無期限の在留資格「高度専門職（第2号）」を設けること。
- 二 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可の制度等を設けること。
- 三 自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、頻繁に来日し、我が国に短期間滞在する外国人のうち、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ないと認められて登録されたものに拡大し、その外国人の上陸許可の証印を省略できるようにするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段を設けること。
- 四 在留資格「投資・経営」の対象に、日系企業における経営・管理活動を追加し、名称を「経営・管理」に改めること。
- 五 在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の区分を廃止し、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」を設けること。
- 六 在留資格「留学」の対象に、小学校及び中学校等において教育を受ける活

動を追加すること。

- 七 外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録の報告を求めることができる規定を設けること。
- 八 入国管理局職員に再入国許可及び同許可の取消しに係る調査権限を付与する規定を設けること。
- 九 入国管理局職員に退去強制令書の執行に関して公務所又は公私の団体に照会する権限を付与する規定を設けること。
- 十 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、八及び九については公布の日から、二、六及び七については平成27年1月1日から、三については公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第28号）要旨

本案は、児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者による児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改めること。
- 二 第2条第3項第3号の児童ポルノの定義について、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」に改めること。
- 三 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくはこれに係る電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならないものとする。
- 四 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処す

るものとする。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とするものとする。

五 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任を明確化し、施策の検証等を行うものとする。

六 インターネットの利用に係る事業者は、捜査機関への協力、管理権限に基づく情報送信防止措置その他インターネットを利用した児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

七 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

2 四は、この法律の施行の日から1年間は、適用しないものとする。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 二 研修員手当の支給額を改定すること。
- 三 この法律は、平成26年4月1日から施行すること。

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第12号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアラブ首長国連邦との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができること。
- 二 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。
- 三 この協定に基づいて両国の間で移転された核物質等は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受けること。
- 四 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するよう行動すること。
- 五 この協定に基づいて移転された核物質等について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとること。
- 六 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づ

く設備等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。

七 この協定に基づいて移転された核物質等は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されないこと。

八 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について、この協定の一定の規定に対する重大な違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求し、並びにこの協定を終了させる権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Aは資材及び設備とされるものを、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

○平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第13号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とトルコ共和国との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項についての役務の提供及び受領等の方法により行うことができること。

二 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、また、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならないこと。

三 この協定に基づいて移転された核物質等は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の適用を受けること。

四 日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関

する条約及び原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの国の既存の義務に適合するように行動すること。

五 この協定に基づいて移転された核物質等について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとること。

六 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されないこと。

七 この協定に基づいて移転された核物質等は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができること。

八 日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国について、この協定の一定の規定に対する違反をする場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Aは資材及び設備とされるものを、附属書Bは協定の適用を受ける核物質について実現すべき防護の水準をそれぞれ定めている。

○第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、平成18年5月1日付けの日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に示された在日米軍再編計画が平成24年4月27日付けの日米安全保障協議委員会共同発表により調整され、グアムに移転する部隊構成及び人数等について見直しが行われたこと等を踏まえ、平成21年2月に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）を部分的に改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 沖縄からグアムへ移転する第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の人数に係る規定について、「要員約8,000人及びその家族約9,000人」を「要員及びその家族」に改めること。
- 二 アメリカ合衆国政府は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転（以下「移転」という。）のための資金（合衆国の資金及び日本国が提供した資金）が利用可能であることを条件として、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備する合衆国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとること。
- 三 移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている旨の規定を削除すること。
- 四 アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備する移転のための事業にも使用できることとし、当該施設には訓練場を含めることができること。
- 五 アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮すること。
- 六 この議定書の効力が生ずる日前又は以後に日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認されること。

○武器貿易条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、通常兵器の不正な取引等を防止することを目的として、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等のため、通常兵器の国際貿易の規制等のための可能な最高水準の共通の国際的基準の確立、通常兵器の不正な取引の防止等を目的とすること。
- 二 この条約は、戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びその発射装置並びに小型武器及び軽兵器の8区分の全ての通常兵器（以下「対象兵器」という。）について適用

すること。

三 この条約の適用上、国際貿易の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介から成り、以下「移転」ということ。

四 この条約は、締約国が使用する対象兵器の国際的な移動であって、当該締約国によって又は当該締約国のために行われるものについては、当該対象兵器が引き続き当該締約国の所有の下にある場合に限り、適用しないこと。

五 締約国は対象兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬類及び対象兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる部品及び構成品（以下「弾薬類等」という。）の輸出を規制するための国内的な管理制度を確立し、維持すること。

六 締約国は、この条約の規定を実施するため、国内的な管理制度（国内的な管理リストを含む。）を確立し、維持すること。

七 締約国は、対象兵器又は弾薬類等の移転が、国際連合安全保障理事会によって採択された措置に基づく自国の義務（特に武器の輸出入禁止）に違反する等の場合には、当該移転を許可してはならないこと。

八 輸出が七の規定により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、対象兵器又は弾薬類等の輸出であって、自国の管轄下で、かつ、その国内的な管理制度に従って行われるものについて許可を与えようとする前に、対象兵器又は弾薬類等が平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性並びに国際人道法又は国際人権法の重大な違反を犯すこと等の目的のために使用される可能性について評価し、危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、いずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならないこと。

九 締約国は、対象兵器の輸入、通過、積替え及び仲介を規制するための措置をとること。

十 対象兵器の移転に関与する締約国は、当該対象兵器の流用を防止するための措置をとること。

○核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の条約の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。

この改正は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成するため、国際輸送中の核物質を防護することに加

え、締約国の管轄下にある核物質及び原子力施設の防護の制度を確立すること等の規定を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 核物質の防護に関する条約の題名を核物質及び原子力施設の防護に関する条約（以下「条約」という。）に改めること。
- 二 条約の目的は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止すること等にあることを規定すること。
- 三 締約国に対し、核物質を不法な取得から防護すること、核物質及び原子力施設を妨害行為から防護すること等を目的として、自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立すること等を義務付けること。
- 四 三の義務を履行するに当たり、締約国が合理的かつ実行可能である限りにおいて適用すべき核物質及び原子力施設の防護に関する基本原則を定めること。
- 五 核物質の防護及び回収のための協力に加え、核物質に係る妨害行為若しくは原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在する場合又は当該妨害行為が行われた場合における協力に関する規定等を追加すること。
- 六 核物質の窃取等に加え、法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動、原子力施設に対して行われる不法な行為等を締約国が自国の国内法により処罰すべき犯罪として追加すること。

○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、ブラジルにおいて刑に服している邦人等及び我が国において刑に服しているブラジル人を母国に移送するための手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であって自由の剥奪を伴うものをいい、また、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を言い渡した締約国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をそれぞれいうこと。
- 二 刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に

従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができること。

三 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者並びに裁判国及び執行国が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が執行国の法令により犯罪を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができること。

四 裁判国は、刑を言い渡された者であってこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知するものとし、執行国も、当該内容について通知することができること。

五 刑を言い渡された者が、自らの移送について裁判国に対して関心を表明した場合には、裁判国は、判決が確定した後できる限り速やかに、執行国にその旨を通報すること。

六 裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、この条約の規定に従ってとった全ての措置及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知すること。

七 締約国間の連絡を円滑にするために、各締約国が指定する中央当局は、我が国については外務省とし、ブラジル連邦共和国については法務省とすること。

八 移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律されること。

九 執行国は、裁判国で決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、自国の法令に規定する制裁に合わせることができること。

十 裁判国のみが自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができること。

十一 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執行国が負担すること。

十二 この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用すること。

**○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
(条約第5号) 要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、重大な犯罪の防止、探知及び捜査を目的として、必要な指紋情報等を交換する枠組み等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「自動照会」とは、各締約国政府が指定し、この協定に規定する任務を行う1又は2以上の国内連絡部局を通じて指紋情報を比較するためのオンラインによる手続であって、照会する締約国政府の国内連絡部局（以下「照会連絡部局」という。）から送信された指紋情報と照会を受ける締約国政府が利用可能とする指紋情報との間に適合するものがあるかどうかを自動的に決定することを目的とするものをいうこと。
- 二 「重大な犯罪」とは、少なくとも一方の締約国政府の国内法令により、死刑又は無期若しくは長期1年を超える拘禁刑に処するとされている犯罪を構成する行為であって附属書Iに規定されるもの及び死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に処するとされている犯罪を構成するその他の行為をいうこと。
- 三 両締約国政府は、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪の防止、探知及び捜査を目的として利用される情報を交換するためにこの協定により設けられる枠組みの下で相互に協力すること。
- 四 各締約国政府の国内連絡部局は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、特定の状況から判断して、ある個人が重大な犯罪を実行するか又は実行したかについて調査する理由がある場合にのみ、指紋情報に関する自動照会を開始できること及び自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合において、追加的な情報の要請がないときは、照会を受けた締約国政府の国内連絡部局（以下「被照会連絡部局」という。）は、当該照会の目的について説明を要請でき、照会連絡部局はその要請に対し適時に回答すること。
- 五 照会連絡部局は、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、要請の目的等について書面による通報を行うことを条件として、被照会連絡部局に対し、追加的な情報の提供を要請できること並びに被照会連絡部局は、この協定及び自国の法令に従い、要請された情報であって、その要請を受理した時に利用可能であり、かつ、要請の目的に関連すると認めるものを提供すること。
- 六 両締約国政府は、提供された情報の保管期間及び利用目的の制限、第三者への不開示等の情報の処理を公正に実施するとともに、提供された情報を保

護するために必要な措置がとられることを確保すること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰは、「重大な犯罪」としてこの協定の適用の対象となる行為について規定し、附属書Ⅱは、一方の締約国政府が自動照会のため他方の締約国政府に利用可能とする指紋情報について規定している。

○意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、複数の国に対する意匠の保護のための出願を出願人が一括して行うことを可能とするため、意匠の国際出願及び国際登録に関する手続等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「指定」とは、ある締約国において国際登録の効果が生ずるよう求める請求又は国際登録簿における当該請求の記録をいい、「指定締約国」とは、指定が適用される締約国をいうこと。
- 二 締約国の国民又は締約国に住所等を有する者は、国際出願をする資格を有すること。
- 三 出願人は、世界知的所有権機関の国際事務局（以下「国際事務局」という。）に対し直接に、又は締約国の官庁を通じて国際出願をすることができること。
- 四 国際出願は、この協定に基づく規則（以下「規則」という。）で定める言語で作成され、国際登録の請求、出願人に関する事項、出願の対象である意匠の複製物、意匠に係る製品の表示、指定締約国の表示、手数料等を含めることとし、国際出願には、2以上の意匠等を含めることができること。
- 五 自国の官庁が、意匠の保護を求める出願について、当該意匠の新規性等を職権により審査する官庁である締約国は、宣言により、当該締約国が指定されている国際出願等について、規則で定める指定手数料を個別の指定手数料によって置き換えることを通告することができること。
- 六 国際事務局は、国際出願の受理後直ちに意匠を登録し、国際登録の日を国際出願日とすること。
- 七 指定締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠が自国の法令に基づく保護のための条件を満たしていない場合には、当該指定締約国における国際登録の効果を拒絶することができること。

八 締約国は、自国の法令が、意匠の単一性に関する特別の要件に合致することをこの協定の締約国となる時に要求する場合には、宣言により、その旨を通告することができること。

九 国際登録は、国際登録の日から、指定締約国において、当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有し、また、拒絶を通報するための期間の満了の日から、指定締約国において意匠の保護の付与と同一の効果を有すること。

十 指定締約国における保護の存続期間は、国際登録の日から、国際登録の5年毎の更新を条件として、15年とするが、指定締約国の法令が15年を超える保護の存続期間を定めている場合には、当該法令に定める期間と同一とし、締約国は、宣言により、自国の法令に定める最長の保護の存続期間を通告すること。

なお、我が国は、この協定の締結に際して、個別の指定手数料、意匠の単一性に関する特別の要件及び意匠権の存続期間に関する宣言を行う予定である。

○1979年9月28日に修正された1968年10月8日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、締約国が採用する意匠の単一の分類（以下「国際分類」という。）、その修正及び追加の手續等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定の締約国（以下「同盟国」という。）は、特別の同盟を形成し、国際分類を採用すること。

二 国際分類は、類別及び小類別の表、意匠が構成する物品のアルファベット順の一覧表であって、物品の属する類及び小類を表示したもの及び注釈から成ること。

三 国際分類は、この協定に定める要件に従い、事務的性質のみを有し、同盟国は、適当と認める国際分類の法的範囲を定めることができること。

四 同盟国は、国際分類を主たる体系又は副次的な体系として使用する権利を留保すること。

五 同盟国の官庁は、意匠の寄託又は登録のための公文書等に、意匠が構成する物品の属する国際分類の類及び小類の番号を記載すること。

六 同盟国は、専門家委員会において代表されるものとし、同委員会は、手続規則に従って組織され、国際分類の修正及び追加の採択に関する決定を単純多数による議決で行うこと。

七 世界知的所有権機関の国際事務局は、専門家委員会によって決定された国際分類の修正又は追加を同盟国の官庁に通報し、国際分類の寄託者として、効力の生じた修正及び追加を国際分類に組み入れ、定期刊行物により公表すること。

○南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、締約国会議で定める保存管理措置をとること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、この協定が適用される区域（以下「区域」という。）における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること並びにこの協定の締約国であり、かつ、区域に接する開発途上国のニーズを考慮して、区域における漁業の持続可能な発展を促進することを目的とすること。

二 締約国は、生態系を重視する取組方法を実施して、科学的証拠に基づいて措置を採択すること、持続可能な漁獲活動の水準を確保するための措置をとること、予防的な取組方法を適用すること、開発途上国の特別な要請を十分に認識すること等の原則を適用すること。

三 締約国は、締約国会議が別段の決定をしない限り、少なくとも年1回、締約国会議の通常会合を行い、また、必要と認める場合には、特別会合を開催することができること。

四 締約国会議は、漁業資源の状態を検討し、漁業資源に関し調査活動を促進し、入手可能な最良の科学的証拠に基づく保存管理措置の採択等を行うとともに、違法な漁業等を防止するための措置等の作成、締約国の割当量の配分及び漁獲努力量の制限等の検討等を行うこと。

五 締約国は、この協定並びに締約国会議が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施するとともに、自国がとった実施措置及び遵守措置について報告し、並びに自国に関する重大な違反の容疑について調査すること。

六 締約国は、自国の旗を掲げる漁船がこの協定及び締約国会議が採択する保

存管理措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないこと等を確保するために必要な措置をとること。

七 締約国は、自国の漁獲活動の報告を締約国会議の年次会合において利用可能なものとするとともに、自国の旗を掲げる漁船による漁獲活動に関するデータを適時に収集し、及び共有すること。

八 寄港国である締約国は、漁船が自国の港等に寄港する場合には、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査し、漁船内の魚類が、締約国会議が採択する保存管理措置に合致する方法により漁獲されたものであることを認めない限り、当該漁船に関する陸揚げ若しくは、転載を許可せず、又はサービスを提供しないこと。

九 締約国は、漁業資源の持続可能な開発等に関し、区域に接する開発途上国の特別な要請を十分に認識するとともに、当該開発途上国が漁業資源を保存し、及び管理する能力等を高めるための協力を行うこと。

○2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、船舶の縦傾斜等を制御するため船舶に取り入れられたバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境等に対する危険を防止すること等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 締約国は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動を防止し、最小にし、及び究極的に除去するため、この条約及び附属書の規定を十分かつ完全に実施することを約束すること。

二 この条約は、締約国を旗国とする船舶及び締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているものについて適用すること。

三 締約国は、この条約が適用される船舶であって、自国を旗国とするもの又は自国の権限の下で運航されているものがこの条約に定める要件（この条約の附属書に定める関係基準及び関係要件を含む。）に適合するよう要求し、並びにこれらの船舶が当該要件に適合することを確保するため効果的な措置をとること。

四 締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航されている船舶であって検査及び証明の対象となるものが附属書に定める規則に従って検

査され、及び証明されることを確保すること。

五 この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員により、国際バラスト水管理証書及びバラスト水記録簿の検査並びにバラスト水の試料採取の監督を受けることがあること。

六 船舶がこの条約に違反したことが発見された場合には、船舶の旗国である締約国又は当該船舶が運航する港若しくは沖合の係留施設がある締約国は、当該船舶に警告を与え、抑留し、又は排除するための措置をとることができること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、A節で一般規定を、B節で船舶に対する管理及び規制の要件を、C節で一定の水域における特別の要件を、D節でバラスト水管理のための基準を、E節でバラスト水管理のための検査及び証明の要件を規定している。

また、附属書D節に定めるバラスト水管理のための基準の一部については、国際海事機関総会が、同総会が決議した計画（現存船へのバラスト水処理装置の搭載期限を最大5年間延長）に従って実施するよう勧告していることに鑑み、我が国は、当該決議の勧告するところによりこの条約を実施することとし、その場合の法的整合性を確保するため所要の留保を付する予定である。

○視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「視聴覚的固定物」とは、動く影像の収録物であって、装置を用いることにより知覚し、再生し、又は伝達することができるものをいうこと。
- 二 実演家は、現に行っている実演及び視聴覚的固定物に固定された実演に関して、これらの実演に係る実演家であることを主張する権利及び自己の声望を害するおそれのある変更等に対して異議を申し立てる権利を有すること。
- 三 実演家は、固定されていない実演の放送又は公衆への伝達及び固定を許諾する排他的権利を享有すること。

四 実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、複製、販売その他の譲渡、公衆への商業的貸与、インターネットへのアップロード等を許諾する排他的権利を享有すること。

五 実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、放送又は公衆への伝達を許諾する排他的権利を享有すること。

六 締約国は、自国の国内法令で、実演家がその実演を視聴覚的固定物に固定することに同意した場合には、実演家と当該視聴覚的固定物の製作者との間の契約に別段の定めがない限り、四及び五の権利について、当該製作者が有し、若しくは行使すること又は当該製作者に移転することを定めることができること。

七 締約国は、実演家によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその実演について実行されることを抑制するための技術的手段（コピー・プロテクション等）の回避を防止するための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めること。

八 締約国は、この条約が対象とする権利の侵害を誘引すること等を知りながら、権限なく、電子透かし等により付加された電磁的な権利管理情報を故意に除去し、又は改変する等の行為に関し、適当かつ効果的な法的救済について定めること。

なお、我が国は、この条約の規定に従い、五の権利に関して、同時再放送（放送を受信して同時に放送を行うこと）等については、実演家に許諾権の代わりに報酬請求権を認める旨並びに映画館、カフェ等の公衆に開かれた場所における視聴覚的固定物の再生については実演家の許諾権及び報酬請求権を認めない旨を宣言する予定である。

○投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とサウジアラビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一方の締約国は、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

- 二 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えること。
- 三 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。
- 四 一方の締約国は、自国に向けた又は自国からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。
- 五 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること。

○投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とモザンビークとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。
- 三 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制することはできないこと。

四 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。

五 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。

六 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止についての規定により課される義務に適合しない措置に関し、各締約国が付する留保について規定している。

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とミャンマーとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

二 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。

三 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制することはできないこと。

四 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の投資家による申請に基づきその投資活動に関連する事項について決定を行う場合には、遅滞なく審査を開始し、合理的な期間内に当該決定を当該他方の締約国の投資家に通知するよう努めること。

五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。

六 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。

七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止についての規定により課される義務に適合しない措置に関し、各締約国が付する留保について規定している。

○航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、近年我が国とミャンマーとの間の人的及び物的交流が活発化していることを受けて、これを更に促進するとの観点から、現行の航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定に規定する指定航空企業（各締約国によりそれぞれ指定される航空企業）の数を「1」から「1又は2以上」に改めること等につき定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 協定中「ビルマ連邦」を「ミャンマー連邦共和国」に改めること。
- 二 指定航空企業の数「1」から「1又は2以上」に改め、付随的な条項の技術的な改正を行うこと。
- 三 この議定書の附属書をもって、協定附属書に代えること。

なお、この議定書の附属書は、両締約国の指定航空企業が運営することので

きる路線を具体的に定めている。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とアラブ首長国連邦との間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率並びに租税に関する情報交換の実施等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、アラブ首長国連邦については所得税及び法人税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該使用料の額の10%を超えない額を課税できること。
- 六 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困

難又は疑義を合意によって解決するよう努めるとともに、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

七 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、「アラブ首長国連邦の租税」の範囲等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国とスウェーデンとの間の現行租税条約を部分的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に関する規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の10%を超えない額を課税できること。
- 二 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子（債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。）に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 三 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 四 この条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。
- 五 ある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し協議の申立

てをした日から3年以内に、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、原則として仲裁に付託されること。

六 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

七 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

○所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、我が国と英国との間の現行租税条約を部分的に改正し、事業利得に関し、恒久的施設に帰属する課税対象利得を明確化する新たな規定を導入するほか、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当及び利子に対する源泉地国免税を更に拡大するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に関する規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国の企業の事業利得については、原則として、当該一方の締約国においてのみ課税できるが、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において課税できることとし、恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能等を考慮した上で、当該恒久的施設が当該企業から分離、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とすること。
- 二 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の10%を超えない額を課税できること。
- 三 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子

(債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。) に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

四 ある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し協議の申立てをした日から2年以内に、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、原則として仲裁に付託されること。

五 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

六 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、人的交流及び経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とオマーン国との間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率並びに租税に関する情報交換の実施等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、オマーン国については所得税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の

10%を、それぞれ超えない額を課税できること。

四 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該使用料の額の10%を超えない額を課税できること。

六 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努めるとともに、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

七 両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、「オマーン国の租税」の範囲等を規定している。

【財務金融委員会】

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 デフレ不況からの脱却と経済再生に向け、生産性向上設備投資促進税制の創設、研究開発税制、中小企業投資促進税制及び所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の廃止、交際費等の損金不算入制度の見直し等を行うこと。
- 二 税制抜本改革を着実に実施するため、給与所得控除の上限の引下げ、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の拡充等を行うこと。
- 三 震災からの復興を支援するため、復興産業集積区域に係る即時償却制度の延長等を行うこと。
- 四 国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税理士制度の見直し等を行うこと。
- 五 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等既存の特例について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。
- 六 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成26年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

○地方法人税法案（内閣提出第8号）要旨

本案は、地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方法人税の納税義務者は、法人税を納める義務がある法人とすること。

- 二 課税標準は、各課税事業年度の基準法人税額とすること。
- 三 税率は、100分の4.4とすること。
- 四 申告及び納付は、国に対して、課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に行わなければならないこと。
- 五 還付の手續等及び罰則に関し、法人税法と同様の規定を設けること。
- 六 この法律は、平成26年10月1日から施行すること。

○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 通関手續の迅速化を図るため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象を、課税価格の合計額が「10万円以下」の輸入貨物から「20万円以下」の輸入貨物に拡大すること。
- 二 関税の減税制度の対象の拡充、暫定税率等及び暫定的減免税制度の適用期限の延長を行うこと。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成26年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手續の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持ち込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第16号) 要旨

本案は、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額を増額に应ずるための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 国際開発協会の第17次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,342億4,104万円の範囲内において追加出資することができること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政状況のもと資金拠出することに鑑み、出資のみならず融資による資金拠出を組み合わせるとともに、国際機関の活動並びに我が国の貢献について一層の広報、宣伝、情報公開を行うことにより、日本国民の理解を得るよう努めること。また、融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮し、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について検証を行い、見直しを行うこと。更に、我が国の融資債権等の保全については万全を期すよう努めること。
- 一 政府は、日本人の国際貢献機会を拡大する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、民間企業からの出向機会の拡大、弁護士等法曹有資格者などの専門職及び社会科学のみならず自然科学を含めた修士、博士課程修了者の具体的なポスト獲得のための働きかけを行うなど採用段階における支援を行うとともに、継続的なキャリアパスの提示や任期終了者の交流機会の確保を含め国家として人材の確保、後進指導に努め、日本国内における人材育成を活性化させる方策を講じること。

○金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号) 要旨

本案は、我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンド

の販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等

1 投資型クラウドファンディングの利用促進

- (一) 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務（インターネットを利用する方法による有価証券の募集の取扱い等）であって有価証券の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和すること。
- (二) 金融商品取引業者等は、非上場有価証券等について電子募集取扱業務を行うときは、契約締結前交付書面に記載する事項のうち投資者の判断に重要な影響を与える事項について、インターネットを利用する方法により、投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこと。

2 新たな非上場株式の取引制度

認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる非上場有価証券を取扱有価証券から除外すること。

3 金融商品取引業者の事業年度規制の見直し

第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して1年を経過する日までとすること。

二 新規上場の促進や資金調達の円滑化等

1 新規上場に伴う負担の軽減

内部統制報告書に対する監査を免除する場合として、上場有価証券の発行者に該当することとなった日から3年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合を追加すること。

2 上場企業の資金調達の円滑化等

- (一) 大量保有報告書等の提出の要否の基準となる保有株券等の総数から、自己株式を除外すること。
- (二) 虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に係る賠償責任について、損害賠償の請求権者に有価証券を処分した者を加えることとするほか、提出者が故意又は過失がなかったことを証明したときには賠償の責めに任じないこと。

三 市場の信頼性確保

1 ファンド販売業者に対する規制の見直し

第二種金融商品取引業者等が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱い等を行うことを禁止するとともに、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合における登録拒否事由として、国内拠点を有しない者等を加えること。

2 金融指標に係る規制の導入

内閣総理大臣は、金融指標であって、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「特定金融指標」として定めるとともに、特定金融指標算出業務を行う者のその業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を「特定金融指標算出者」として指定することができること。

3 電子化された株券等の没収手続の整備

不公正取引（内部者取引、相場操縦等）又は損失補填により犯人等が取得した財産の没収手続について、没収の対象が無体財産である場合の規定を整備すること。

四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における第二種金融商品取引業者による法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。
- 一 いわゆる投資型クラウドファンディングについては、新規・成長企業への適切な資金の流れを確保し、制度に対する投資者の信頼を確保するとともに、悪質業者による資金集めの場となることを防止するため、投資型クラウドファンディング業者による、発行者に対する財務状況・事業計画の内容・資

金使途等の適切な確認等のデューデリジェンス及びインターネットを通じた適切な情報提供等のための体制整備について適確に監督を行うとともに、必要な定員・機構の確保を図ること。また、資金受入れ後の事業等の状況等についても、投資者に対する適時適切な情報提供が確保されるよう配慮すること。

- 一 投資者が、新規・成長企業への投資に関するリスク等を十分に把握できないことにより不測の損害を被ることのないよう、投資者に対する注意喚起及び理解啓発に努めるとともに、投資被害の多くが電話・訪問によるものであることを踏まえ、投資型クラウドファンディングにおいては、電話・訪問を用いた勧誘ができないことを明確化すること。
- 一 無登録業者による未公開株やファンドによる被害が後を絶たないことに鑑み、国内・海外を問わず、投資型クラウドファンディングを含め、無登録業者に対する監視等を強化すること。
- 一 総合取引所についての規制・監督を一元化する改正金融商品取引法が本年3月に施行されたことを踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化及び市場参加者の利便性の向上を図る観点から、総合取引所を早期に実現するよう取り組むこと。
- 一 いわゆる官民ファンドについては、金融商品取引法の適用対象であるかどうかを問わず、各ファンドの運営状況、ガバナンス、投資対象の適格性等について、所管省庁において適切に監視すること。

○保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）要旨

本案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 保険の信頼性確保

1 保険募集の基本的ルール創設

- (一) 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこと。
- (二) 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等

の提案等を行わなければならないこと。

2 保険募集人に対する規制の整備

保険募集人等は、重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければならないこと。

二 保険市場の活性化

1 海外展開に係る規制緩和

子会社に関する業務範囲規制を適用しない場合として、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている外国の銀行等を保険会社が子会社とする場合を加えること。

2 保険仲立人に係る規制緩和

保険仲立人等が、保険期間が長期にわたる保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に必要な内閣総理大臣の認可を不要とすること。

3 実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

(一) 保険契約の移転を行う場合であって、移転対象契約者等の保護に欠けるおそれがないときには、保険契約の移転に係る通知をすることを要しないこと。

(二) 保険会社は、運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産について作成する運用報告書について、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができること。

三 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【文部科学委員会】

○独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に、革新的な新技術の創出に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構は、平成25年度の一般会計補正予算（第1号）により交付される補助金により、平成31年3月31日までの間に限り、革新的な新技術の創出に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものとする（以下当該業務等のうち基金を充てるものを「革新的新技術研究開発業務」という。）。また、基金の運用に関し、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の規定を準用する等の定めをすること。
- 二 文部科学大臣は、革新的新技術研究開発業務に係る業務方法書の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。
- 三 文部科学大臣は、革新的新技術研究開発業務に係る中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。
- 四 文部科学大臣は、革新的新技術研究開発業務に係る中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。
- 五 機構は、革新的新技術研究開発業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。
- 六 機構は、毎事業年度、革新的新技術研究開発業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならないものとする。また、文部科学大臣はこれに意見を付けて国会に報告しなければならないものとする。
- 七 通則法の規定に違反して基金を運用した機構の役員は、20万円以下の過料に処するものとする。
- 八 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法及び補正予算により行われる「革新的研究開発推進プログラム」の個別テーマの設定に当たっては、国費投入の有効性・適正性を考慮しつつ、既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながる可能性のあるものを選定し、広く国民の生活に還元されるよう努めること。
- 二 研究の成果を左右するプログラム・マネージャーの選任に当たっては、広く内外から人材を公募し、卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力を有する者を選定すること。
- 三 個別研究プログラムの実施においては、プログラム・マネージャーが最適と判断する研究者の人選、研究機関の選定等の契約及び調達が可能となるよう、必要な措置を講ずること。また、基金の使用及び管理・運用に当たっては、公正性及び透明性を確保すること。
- 四 研究プログラム及びプログラム・マネージャーの評価に当たっては、複数年にわたり多額の国費が投入されるものであることに鑑み、有効性及び適正性を含め、適切に評価するシステムを整備すること。また、評価や研究成果等の国民への情報提供を適切に行うこと。
- 五 「革新的研究開発推進プログラム」の実施を通じて、我が国における長期的な視野に立った野心的な研究開発を推進するとともに、既存の研究助成制度及び研究開発に係る基盤的経費の充実に積極的に取り組み、我が国の研究開発力の強化を図ること。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るため、2以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならないこととする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 2以上の市町村の区域を併せた採択地区における教科用図書の採択の方法
 - 1 2以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設けなければならないものとする。
 - 2 2以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択

しなければならないものとする。

二 採択地区の設定に係る地域の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めること。

三 採択した教科用図書の種類等の公表

市町村の教育委員会等が教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

四 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、二及び三に関する規定は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 政府は、採択地区協議会の協議結果に疑義が生ずることを防ぐため、関係市町村教育委員会が協議して定める採択地区協議会に係る規約が明確なものとなるよう、採択地区協議会の組織及び運営に係る政令の整備に万全を期すること。
- 二 政府は、採択地区協議会における充分かつ慎重な協議を確保し、採択手続の透明性が高められるよう、市町村教育委員会が教科用図書を採用した理由等の公表を促進するための方策を講ずること。

○私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、私立学校の健全な発達に資するため、理事について忠実義務を定めるとともに、学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないこととする。

二 所轄庁による必要な措置の命令等

- 1 所轄庁は、学校法人が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若

しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くときに当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする

- 2 所轄庁は、1の措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする。
- 3 学校法人が1の措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができることとする。
- 4 所轄庁は、3により役員解任を勧告しようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする。

三 報告及び検査

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況等を検査させることができることとする。

四 施行期日等

この法律は、公布の日から施行すること。また、その他所要の規定の整備を行うこと。

○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）要旨

本案は、インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、公衆送信を行うことを引き受ける者に対し著作権の設定を可能とするとともに、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 著作権に係る規定の改正

- 1 複製権等保有者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された複製物により頒布することを含む。）又は当該方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行うことを引き受ける者に対し、

出版権の設定を可能とすること。

- 2 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製する権利（原作のまま1に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）又は原作のまま1に規定する方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利の全部又は一部を専有することとすること。また、出版権者は、著作権者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、当該著作物の複製又は公衆送信の許諾を可能とすること。
- 3 2に規定する公衆送信を行う権利に係る出版権者は、原稿等の引渡し等を受けた日から6月以内にその出版権の目的である著作物について公衆送信を行う義務等を負うこととすること。
- 4 著作者は、その著作物について出版権者が公衆送信を行う場合には、正当な範囲内において、当該著作物に修正又は増減を加えることを可能とすること。
- 5 出版権者が3に規定する義務に違反したときは、複製権等保有者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることを可能とすること。
- 6 著作権の制限規定を出版権の目的となっている著作物の公衆送信について準用すること。

二 保護を受ける実演に係る規定の改正

この法律による保護を受ける実演に、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演を加えること。

三 施行期日

この法律は、平成27年1月1日から施行すること。ただし、二に関する事項は、視聴覚的実演に関する北京条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 我が国の「知の再生産」や「日本文化の創造と伝搬」に貢献してきた日本の多様で豊かな出版・活字文化を、グローバル化やデジタル化が進展する新しい時代においても一層発展させ、著作者の権利を保護しつつ、多様な著作

物を多様な出版形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことが重要であることに鑑み、真に実効性ある海賊版対策の実施など、本法により拡充された著作権制度の更なる利用促進に向けて必要な対策を講ずること。

二 我が国が世界に誇る出版・活字文化は、著作者と出版を引き受ける者との間の信頼関係に基づく企画から編集、制作、宣伝、販売という一連のプロセスからなる出版事業がその基盤にあることを踏まえ、本法によって設定可能となる電子出版に係る著作権の下でも従前の出版事業が尊重されるよう、その具体的な契約及び運用の在り方を示して関係者に周知するとともに、その実務上の効果について一定期間後に具体的な検証を行い、必要に応じた見直しを検討すること。

三 電子出版の流通の促進を図るためには、契約当事者間で適切な著作権設定を行いつつ、関係者の協力によって有効な海賊版対策を行うことが必要不可欠であることから、これまで著作権設定が進んでこなかった雑誌等、複数の著作物によって構成される著作物などについても著作権設定が可能であることについて周知に努めるとともに、具体的な契約モデルの構築について関係者に対する支援を行うこと。また、物権的に細分化された著作権が設定された場合に、当該著作権が及ばない形態の海賊版が流通した場合には効果的な海賊版対策を行うことができないため、効果的な海賊版対策を講ずる観点から適切な著作権が設定されるよう推奨すること。

四 効果的な海賊版対策を講ずる観点からは、著作者が契約締結時において電子書籍を出版する意志や計画がない場合であっても、紙媒体の出版と電子出版等を合わせて一体的な著作権の設定がなされることが推奨されるが、その後、電子書籍の出版を希望するに至った場合において、著作者の意図に反して出版が行われず放置されるといったいわゆる塩漬け問題が生ずることのないよう、適切な対策を講ずること。

五 電子的な海賊版については、ひとたびインターネット等で公衆送信が行われればもはや完全に差し止めることは困難であり、甚大な被害が生じてしまうことから、電子出版に係る著作権しか持たない出版者においても、違法配信目的で複製がなされた場合には、第112条第1項の「著作権を侵害するおそれがある場合」としてその段階で差止請求を行うことができることを出版者に対し周知すること。

六 著作権者及び著作権者による海賊版対策の取組の状況を踏まえ、紙媒体の出版についてのみ著作権の設定を受けている著作権者であっても、インター

ネット上の海賊版又はDVD等の記録媒体等による海賊版に対し差止請求を行うことができる契約慣行の改善や「みなし侵害規定」等の制度的対応など効果的な海賊版対策について検討すること。

七 海賊版については、日本国外での被害が圧倒的多数であることから、その対策強化を図るための国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通取締対策に積極的に取り組むとともに、出版物の正規版の海外流通の促進に向けて官民挙げた取組を推進すること。

八 本法によって、多様な形態の著作権設定が行われる可能性があることから、著作物における著作権設定の詳細を明らかにするため、将来的な利活用の促進も視野に入れつつ、著作権の登録・管理制度等を早急に整備するため、具体的な検討に着手すること。また、当事者間の契約上の紛争予防及び紛争が発生した際の円満な解決の促進を目指し、出版契約における裁判外紛争解決手段（ADR）を創設すべく、必要な措置を講ずること。

九 教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、弱視者のための録音図書等の作成においてボランティアが果たしてきた役割の重要性に鑑み、障害者のための著作物利用の促進と円滑化に向け、著作権法の適切な見直しを検討すること。特に、障害者の情報アクセス権を保障し、情報格差を是正していく観点から、障害者権利条約をはじめとする国際条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、障害の種類にかかわらず全ての障害者がそれぞれの障害に応じた形態の出版物を容易に入手できるよう、第37条第3項の改正に向け、速やかに結論を得ること。

十 視聴覚的実演に関する北京条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、俳優、舞踊家などの視聴覚的実演家の権利に関し、契約及び運用の在り方や法制上の在り方も含め検討を行うこと。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第76号）要旨

本案は、教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること等とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 大綱の策定等

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、総合教育会議において協議した上で定めるものとする。

二 総合教育会議

地方公共団体の長は、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置に関する協議・調整を行うため、地方公共団体の長及び教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けるものとする。

三 教育委員会

- 1 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織すること。
- 2 地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長の任期は3年とし、教育長は教育委員会の会務を総理するとともに、教育委員会を代表すること。
- 3 教育委員会の会議は、教育長が招集することとし、教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、これを招集しなければならないものとする。
- 4 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないものとする。

四 文部科学大臣の指示

教育委員会の法令違反や怠りがある場合であって、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できるものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後、教育の政治的中立性等を確保した上での地方教育行政におけ

- る責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について、必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 二 都道府県における広域人事交流の調整などにより、一定水準の人材が確保されるような仕組みを考慮しつつ、県費負担教職員の人事権については、義務教育費国庫負担制度を堅持しつつ、市町村に属するものとするよう検討を加えること。
- 三 学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。
- 四 地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、教育委員会や新設される総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。
- 五 地方公共団体の長は、総合教育会議における協議に当たっては、主宰者として主体的な役割を果たすこと。また、教育委員会とともに、いじめ事案など重大かつ緊急な対応を要する事案に適切かつ迅速に対処し、住民に対して教育行政における責任を果たすこと。
- 六 教育委員会は、権限が強化される新教育長による事務執行を、住民目線による第三者的立場からチェックするとともに、過去の基本的な施策が住民の期待に応える成果となっているのか、取組の方法が効果的なのか、といった観点から点検・評価を行うこと。
- 七 新法第50条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

○学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第80号） 要旨

本案は、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 学校教育法の一部改正

1 副学長の職務について、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする。

2 教授会の役割の明確化

(一) 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとする。

(二) 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

二 国立大学法人法の一部改正

1 国立大学法人の学長の選考の基準及び学長の選考の結果等の公表等

(一) 国立大学法人の学長の選考は、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととする。

(二) 国立大学法人は、学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が学長選考の基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととする。

2 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学等に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長等が任命する委員でなければならないこととする。

3 国立大学法人の教育研究評議会の組織について、学校教育法第92条第2項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる副学長を置く場合には、当該副学長を教育研究評議会の評議員とすること。

三 附則

1 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、二による改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(修正要旨)

学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項のうち、「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」を「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」として学長が定めるもの」とすること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。
- 二 私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。
- 三 学校教育法第93条第2項第3号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 四 国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。
- 五 学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。
- 七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中最低水準であることに配慮し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

○学校図書館法の一部を改正する法律案（笠浩史君外6名提出、衆法第33号） 要旨

本案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める等とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 学校司書

- 1 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。
- 2 国は、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附帯決議）

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、学校司書の重要性に鑑み、必要な学校司書の配置を進めることとし、その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意すること。
- 二 政府は、学校司書の配置の促進のために現在講じられている措置の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を周知するよう努めること。
- 三 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めること。
- 四 政府は、学校司書の職の在り方や、配置の促進や資質の向上のために必要な措置等について、地方公共団体が自主的に推進している取組に十分配慮しつつ、検討を行うこと。
- 五 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 六 平成9年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議等を踏まえ、司書教諭及び学校司書の職務の在り方について、その実態を踏まえ引き続き検討を行うこと。

【厚生労働委員会】

○雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 就業促進手当について、安定した職業に就き6月以上継続して雇用されたこと等を要件として、現行の再就職手当に加え、一定額を支給すること。
- 二 教育訓練給付について、専門的・実践的な教育訓練に係る教育訓練給付金の給付割合の上限を100分の40から100分の60に引き上げるとともに、平成30年度末までの暫定措置として、45歳未満の離職者が初めて専門的・実践的な教育訓練を受講する場合に限り、離職前賃金に基づき算出した一定額を支給する教育訓練支援給付金を創設すること。
- 三 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者等について基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置を平成28年度末まで延長すること。
- 四 育児休業給付金の額について、休業を開始した日から通算して180日に達するまでの間に限り、賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の67に相当する額に引き上げる暫定措置を創設すること。
- 五 この法律は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、三については公布の日から、二については平成26年10月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 失業等給付に係る積立金の現状にかんがみ、生活安定機能を充実させるための基本手当の改善及び雇用保険料率の引下げについて検討を行うとともに、雇用環境の将来展望を踏まえた雇用保険制度の在り方そのものについて、根本的な検討を行うこと。
- 二 雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、国庫負担が雇用政策に対する政府の責任を示すものであることにかんがみ、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。
- 三 教育訓練給付の拡充については、非正規雇用労働者を含む在職者のより安定した雇用や離職者の早期再就職につながる内容となるよう具体的な訓練内容などについて労働需要に基づいた適切な審査を行うとともに、失業した際

の基本手当とのバランスに配慮しつつ、不正受給の防止策を講じること。

四 育児休業給付の拡充に際し、労働者が育児休業を取得しやすいようにするため、特に中小企業における仕事と育児の両立に関する労働者及び使用者の理解の促進や代替要員確保の支援策などの取組を今まで以上に進めること。

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正

1 題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改めること。

2 都道府県及び市町村は、厚生労働大臣が策定する基本的な方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画を作成することができるものとする。また、都道府県が、当該事業に関する経費を支弁するため基金を設ける場合には、国は、必要な資金の3分の2を負担するものとし、その費用は消費税の増収分を充てるものとする。

二 医療法の一部改正等

1 一般病床等を有する病院等の管理者は、病床の機能区分に従い、病床の機能等を都道府県知事に報告しなければならないものとする。

2 都道府県は、医療計画において、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量等に基づく、当該構想区域における将来の医療提供体制に関する構想等を定めるものとする。また、当該構想の実現のための必要な措置を講ずること。

3 医療従事者の確保、医療従事者の勤務環境の改善、特定行為を手順書により行う看護師の研修制度の創設等のチーム医療の推進、医療事故に係る調査の仕組みの創設等の措置を講ずること。

三 介護保険法の一部改正等

1 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予

防・日常生活支援総合事業に移行するとともに、包括的支援事業に在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実及び認知症施策の推進に関する事業を追加する等の地域支援事業の見直しを行うこと。

2 特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化すること。

3 低所得者の第1号保険料の軽減強化、一定以上の所得を有する第1号被保険者の給付割合の見直し、補足給付の支給要件の見直し、介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期の延期等の措置を講ずること。

四 この法律は、一部を除き、公布の日又は平成26年4月1日のいずれか遅い日から施行すること。

○難病の患者に対する医療等に関する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、基本方針の策定、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とすること。

二 基本理念として、難病の患者に対する医療等は、難病の克服を目指し、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に行われなければならないものとする。

三 厚生労働大臣は、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないものとする。

四 都道府県は、難病のうち、当該難病の患者数が一定数に達せず、かつ、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること等の要件を満たすものであって、当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る

必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの（以下「指定難病」という。）の患者が、都道府県知事が指定する医療機関から当該指定難病に係る医療を受けたときは、特定医療費を支給するものとする。

五 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進するものとするとともに、厚生労働大臣は、その調査及び研究の成果を研究者、医師等に対して積極的に提供するものとする。

六 都道府県は、療養生活環境整備事業として、難病の患者等からの相談に応じ、必要な情報を提供する等の事業等を行うことができるものとする。

七 特定医療費の支給に要する費用及び療養生活環境整備事業に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、都道府県が支弁する特定医療費の支給に要する費用の2分の1を負担するとともに、療養生活環境整備事業に要する費用の2分の1以内を補助することができるものとする。

八 この法律は、一部を除き、平成27年1月1日から施行すること。

（修正要旨）

検討規定について、検討の目途を施行後5年から施行後5年以内に改めること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 指定難病の選定に当たって、診断基準の作成に係る研究状況等を踏まえて対応するとともに、疾病数の上限を設けることなく、医学、医療の進歩等を踏まえて、指定難病の要件に該当するものは対象とすること。また、今後の指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること。

二 新制度において大都市特例が規定された趣旨を踏まえ、指定都市が支弁する特定医療費の支給に要する費用が十分に確保されるよう必要な支援を行うこと。

また、指定都市に新たに生じる経費については、国の責任において適切な措置を講ずること。

三 難病患者及び長期にわたり疾病の療養を必要とする児童が地域において適切な医療を受けることができるよう、指定医療機関及び指定医の指定に当たり地域間格差が生じないように取り組むとともに、医療機関等のネットワーク

等を通じた情報の共有化を図ること。

四 療養生活環境整備事業等、義務的経費化されない事業について、地域間格差につながらないように、地方自治体の負担に配慮すること。

五 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービスの対象となる難病等の範囲については、難病対策における指定難病の拡大を踏まえつつ、支援の必要性等の観点から判断するものとする。

六 長期にわたり疾病の療養を必要とする児童が成人しても切れ目のない医療及び自立支援が受けられるよう、指定難病の拡大、自立支援事業の取組促進を図るとともに、成人後の医療や成人に対する各種自立支援との連携強化に鋭意取り組むこと。

七 最大の難病対策は治療法の確立であり、難病の原因究明、治療法の研究開発に万全を期すこと。そのため、研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。

○児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 小児慢性特定疾病とは、児童等が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいうものとする。

二 都道府県等は、小児慢性特定疾病にかかっており、当該疾病の状態が厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度である児童等が、都道府県知事等が指定する医療機関から当該小児慢性特定疾病に係る医療を受けたときは、保護者に対し小児慢性特定疾病医療費を支給するものとする。

三 都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、小児慢性特定疾病児童等、その家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供する等の事業を行うとともに、地域の関係機関並びに小児慢性特定疾病児童等及びその家族等の意見を聴いて、医療機関等において一時的に預かり必要な支援を行う事業等を行うことができるものとする。

四 国は、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとするとともに、厚生労働大臣は、その調査及

び研究の成果を研究者、医師等に対して積極的に提供するものとする。

五 厚生労働大臣は、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

六 小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用は都道府県等の支弁とし、国は、都道府県等が支弁する費用の2分の1を負担するものとする。

七 この法律は、一部を除き、平成27年1月1日から施行すること。

(修正要旨)

検討規定について、検討の目途を施行後5年から施行後5年以内に改めること。

(附帯決議)

120頁参照

○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 次世代育成支援対策推進法の一部改正

- 1 厚生労働大臣は、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を策定したこと等の認定を受けた事業主からの申請に基づき、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであること等の基準に適合するものである旨の特例認定を行うことができるものとする。また、特例認定を受けた事業主については、一般事業主行動計画の策定及びその旨の届出に代えて、毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならないものとする。
- 2 法律の有効期限を10年間延長し、平成37年3月31日までとする。

二 母子及び寡婦福祉法の一部改正

- 1 題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とすること。
- 2 都道府県等は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が適切な支援を総合的に受けられるようにするため、その生活の安定と向上のための措置の積極

的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならないものとする。

- 3 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給について定めるとともに、これらに係る受給権の保護及び公課の禁止等について定めるものとする。
- 4 父子家庭に対する福祉の措置の章を創設し、父子福祉資金の貸付け、父子家庭日常生活支援事業、保育所への入所等に関する特別の配慮、父子家庭就業支援事業等を定めるものとする。

三 児童扶養手当法の一部改正

児童扶養手当の支給要件につき、父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる場合等に支給しないとする規定を削るとともに、この場合における支給制限について定めるものとする。

四 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、一の2については公布の日から、二については平成26年10月1日から、三については平成26年12月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。
- 二 男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な措置を講ずること。
- 三 男女ともに仕事と育児の両立を図ることができるよう、労働時間短縮対策のために有効な措置を講ずること。
- 四 女性の活躍促進にかかる取組を促すため、キャリアアップ支援やポジティブ・アクション等の施策の導入など、実効ある措置を講ずること。
- 五 ILO第156号条約の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ることができるよう、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第32号) 要旨

本案は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、期間の定めのない労働契約を締結していることとする要件を削除するとともに、事業主等に対する国の援助について定め、短時間労働援助センターを廃止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとの規定を設けること。
- 二 差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものとの要件を削除すること。
- 三 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、その雇用管理の改善等に関する措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならないものとする。
- 四 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対し厚生労働大臣が勧告をした場合において、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。また、事業主が報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合に過料に処するものとする。
- 五 事業主等に対する国の援助について定めるとともに、指定法人である短時間労働援助センターの規定を廃止すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 通勤手当に関し、短時間労働者であることを理由に通常の労働者との間の待遇に相違が生じる場合には、第8条及び関連法制の動向を踏まえ、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理なものとならないよう必要な措置を講ずること。
- 二 短時間労働者の約7割を占める女性の活躍を推進するため、男女雇用機会

均等法についても、女性が活躍しやすい環境をつくっていく方向で引き続き改善を検討すること。

三 いわゆる無期フルタイムパートについては、労働契約法による無期転換の状況等を踏まえ、必要に応じた検討を行うこと。

四 待遇等の説明を求めたことに対する不利益取扱いの禁止については、労働政策審議会の建議の趣旨を十分に踏まえ、事業主への指導を強化する措置を講ずること。

五 第8条につき、どのような場合に不合理と認められるかについて裁判例の動向を踏まえて適切な周知を行うこと。

六 公務の臨時・非常勤職員の任用に当たっては、本法の趣旨を踏まえた対応がなされるよう、必要な助言や情報の提供等を行うこと。

七 税制上の配偶者控除や被用者保険の被扶養基準や適用基準等との関係で短時間労働者の就業調整が広く行われている状況に鑑み、働き方に中立的な税・社会保険制度の構築について検討を行うこと。

○政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設、年金個人情報訂正手続の整備、滞納した国民年金保険料等に係る延滞金の割合の軽減等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 被保険者等は、年金個人情報について、訂正の請求をすることができるものとする。厚生労働大臣は、請求に理由があると認めるときは、訂正する旨を決定しなければならないものとし、当該決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならないものとする。

二 厚生労働大臣から保険料の全額免除申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として指定を受けた者は、所得が全額免除基準に該当する被保険者等からの委託を受けて、全額免除申請をすることができるものとする。

三 平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間において、国民年金の被保険者等は、厚生労働大臣の承認を受け、その前5年以内で保険料の徴収時効が過ぎた被保険者期間につき、各月の保険料に相当する額に政令で定める

額を加算した額の後納保険料を納付することができるものとする。

四 平成28年7月から平成37年6月までの間において、30歳から50歳に達する日の属する月の前月までに被保険者期間がある第1号被保険者等であつて本人及び配偶者の所得が一定以下のものからの申請に基づき、保険料の納付を要しないものとする。

五 滞納した国民年金保険料等に係る延滞金の割合について、各年の租税特別措置法に規定する特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合については当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とする等の措置を講じること。

六 被保険者等は、国民年金法等の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったこと等により保険料を納付することができなくなったと認められる期間を有するとき等は、厚生労働大臣の承認を受け、当該期間について、各月の保険料に相当する額の特例保険料を納付することができることとする等の措置を講じること。

七 緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合において、高齢者虐待の事実確認に関する事務等を遂行する他の行政機関又は地方公共団体に年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるときは、年金個人情報を提供することができるものとする。

八 この法律は、一部を除き、平成26年10月1日から施行すること。

○独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号） 要旨

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 法の題名を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改めるとともに、独立行政法人の名称を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」（以下「研究所」という。）に改めること。

二 研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とするものとする。

- 三 研究所は、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究等の業務を行うものとする。
- 四 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができるものとする。
- 五 独立行政法人国立健康・栄養研究所は、この法律の施行の時に解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において研究所が承継する等とすること。
- 六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

○労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付） 要旨

本案は、最近の経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を強化するとともに、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実すること等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 外国にある事務所において機械等の検査・検定の業務を行う登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関の登録の取消要件等を定めること。
- 二 事業者は、表示義務の対象物及び通知対象物による危険性又は有害性等の調査を行わなければならないこと。
- 三 事業者は、労働者に対し、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないこと。また、希望する労働者には医師による面接指導を行い、労働者の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴いて適切な措置を講じなければならないこと。ただし、産業医を選任しなければならない事業場以外の事業場については、当分の間、当該検査を行うよう努めなければならないものとする。
- 四 事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとするとともに、国は必要な援

助に努めるものとする。

五 厚生労働大臣は、同一企業での重大な労働災害の再発を防止するために必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業場全体の安全又は衛生に関する改善計画の作成を指示することができること。

六 建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止すること。

七 電動ファン付き呼吸用保護具を、譲渡等の制限及び型式検定の対象に追加すること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 リスクアセスメントの義務化については、化学物質のリスクに対する事業者の認識を高めるよう制度の周知を図るとともに、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策に活かすこと。

二 ストレスチェック制度は、精神疾患の発見でなく、メンタルヘルス不調の未然防止を主たる目的とする位置付けであることを明確にし、事業者及び労働者に誤解を招くことのないようにするとともに、ストレスチェック制度の実施に当たっては、労働者の意向が十分に尊重されるよう、事業者が行う検査を受けないことを選んだ労働者が、それを理由に不利益な取扱いを受けることのないようにすること。また、検査項目については、その信頼性・妥当性を十分に検討し、検査の実施が職場の混乱や労働者の不利益を招くことがないようにすること。

三 ストレスチェック制度については、労働者個人が特定されずに職場ごとのストレスの状況を事業者が把握し、職場環境の改善を図る仕組みを検討すること。また、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行うこと。

四 受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことが「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に明示されていること及び受動喫煙のない職場を実現するとの政府の目標に鑑み、受動喫煙の防止のための設備の設置を促進するための援助に必要な予算措置を講じ、中小企業に対する支援に努めること。また、本法律の施行状況を見つつ、受動喫煙防止対策の在り方について検討すること。

- 五 重大な労働災害を繰り返す企業への対応については、今回の改善計画制度を着実に実施する一方、当該企業の個別事業場の法令違反に対しては、引き続き、厳格に対応すること。
- 六 外国に立地する検査・検定機関の登録制度については、国内の検査・検定機関と同等の機能性・安全性を担保するよう、厳格に運用すること。
- 七 一定の規模以上の工場の新設等に係る事前届出規制の廃止については、廃止による影響を把握し、労働者の安全衛生を担保できないと判断できる場合には、廃止の見直しを含め、適切に対応すること。
- 八 全ての労働者の口腔の健康を保持することの重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、業務と歯科疾患の関連についての知見の収集に努め、収集した知見をもとに、労使関係者の理解を得つつ、職域における歯科保健対策（歯科検診のあり方、産業歯科医の位置づけ等）について具体的に検討を行うこと。
- 九 じん肺法施行後50年以上を経過した今なお、多くの粉じん職場でじん肺が発生し続けていることを踏まえ、事業者への対策及び作業員への安全教育の徹底を図ること。また、東日本大震災によるがれき処理や復興に向けた作業現場における粉じんやアスベスト被害防止のため、作業員への防じんマスクの着用や安全教育などの対策を十分に行うこと。

○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第21号）要旨

本案は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っていることに鑑み、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○アレルギー疾患対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号）要旨

本案は、アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、

重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 アレルギー疾患対策は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するため、アレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること等を基本理念として行われなければならないこと。
- 二 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにすること。
- 三 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定しなければならないこと。
また、都道府県は、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができること。
- 四 国は、アレルギー疾患対策として、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減、アレルギー疾患医療の均てん化の促進等、アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上並びに研究の推進等の基本的施策を講ずるものとする。また、地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、研究の推進等を除く基本的施策を講ずるように努めなければならないこと。
- 五 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の策定又は変更に当たって意見を述べる機関として、厚生労働省に、アレルギー疾患対策推進協議会を置くこと。
- 六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号）要旨

本案は、有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 医療機器の研究開発及び普及に関し、医療機器について、医療の水準が我が国と同等である外国において実用化される時期に遅れることなく、我が国において実用化されるようにすること等の基本理念を定めること。
- 二 国の責務、医療機器の製造、販売等を行う事業者等の責務、医師等の責務を明らかにすること。
- 三 政府は、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講じなければならないこと。
- 四 政府は、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画を策定し、基本計画に定められた施策の目標の達成状況を調査し、その結果を公表しなければならないこと。
- 五 国は、医療機器に関する規制の見直しを行うものとともに、医療機器の製造販売の承認等の迅速化のための体制の充実等、医療機器の種類の多様化に応じた品質等の確保、医療機器の適正な使用に関する情報提供体制の充実等、先進的な医療機器の研究開発の促進、医療機器の輸出等の促進に関し、必要な施策等を講ずるものとする。
- 六 国は、基本計画に定められた目標の達成等を図るため、関係行政機関の職員、医療機器の製造、販売等を行う事業者、医療機器に関する試験又は研究の業務を行う者、医師その他の医療関係者等による協議の場を設ける等、関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行すること。

○過労死等防止対策推進法案（厚生労働委員長提出、衆法第25号）要旨

本案は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律は、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。
- 二 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的

負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいうこと。

- 三 基本理念として、過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する調査研究により実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止の取組に生かすとともに、過労死等の防止の重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により行われなければならないこととともに、国、地方公共団体、事業主等の相互の密接な連携の下に行われなければならないことを定めること。
- 四 基本理念にのっとり、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する国の責務、国と協力しつつ、対策を推進する地方公共団体の努力義務等について定めること。また、国民の間に広く過労死等の防止の重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間を設けること。
- 五 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないこと。
- 六 政府は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するため、過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定め、公表しなければならないこと。また、厚生労働大臣は、関係行政機関の長と協議するとともに、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いて大綱の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- 七 国は、過労死等に関する調査研究等を行うものとともに、国及び地方公共団体は、過労死等の防止の重要性についての啓発、相談体制の整備等及び民間団体の活動への支援を行うものとする。
- 八 厚生労働省に、大綱の案の作成に際して意見を聴くため過労死等防止対策推進協議会を設置すること。
- 九 政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。
- 十 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【農林水産委員会】

○森林国営保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、特別会計の改革を推進するため、政府が行う森林保険に係る事業を独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）に移管することとし、森林国営保険法の規定の整備を行い、森林総合研究所の目的、業務の範囲等を改め、森林保険特別会計を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 森林国営保険法の一部改正

- 1 森林保険の実施主体を政府から森林総合研究所に改めるものとする。
- 2 森林総合研究所の自主性を発揮する観点から、これまで政令で規定していた保険料率等について、森林総合研究所がこれを定め、農林水産大臣へ届け出るものとする。

二 独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

- 1 森林総合研究所の目的及び業務の範囲に森林保険に係るものを追加するものとする。
- 2 森林総合研究所が森林保険の業務に要する費用に充てるための長期借入金、債券発行及びこれらについての政府による債務保証等、森林総合研究所による森林保険の運営に必要な規定の整備を行うものとする。

三 特別会計に関する法律の一部改正

森林保険特別会計を廃止するため、森林保険特別会計に関する規定を削除するものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行するものとする。

（附帯決議）

森林保険は、火災、気象災及び噴火災による損害を填補する総合的な保険として、林業の再生産の阻害防止と林業経営の安定に重要な役割を担ってきたところであり、今後とも、その安定的で効率的・効果的な運営を確保することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 独立行政法人森林総合研究所が、移管される森林保険事業の業務を主体的

かつ安定的・効率的に運営することができるよう、必要な人材の確保、業務委託等の事業実施体制の整備を速やかに図るべく、適切に指導・監督すること。その際、国との保険契約が円滑に承継され、被保険者の利便性の低下を招くことのないよう、十分留意すること。

二 新たな森林保険制度の実施に当たっては、施業の集約化、地域の条件に応じた低コスト・高効率な作業システムの構築及び国産材の安定供給の確保等、林業の成長産業化に向けた関連施策との連携を強化し、林業の再生産の確保及び林業経営の安定を図ること。その際、地球温暖化防止は国際社会にとり重要かつ喫緊の課題であることから、京都議定書の第二約束期間に係る目標の達成に向けて、間伐や植林等の森林吸収源対策を着実に推進するとともに、これに必要な安定的な財源を確保すること。

三 地球温暖化や厳しい自然条件の影響による災害発生リスクの増大等を踏まえ、適時適切に本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金（以下「生産条件不利補正交付金」という。）に係る基準年度の変更等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 対象農業者の要件の変更

生産条件不利補正交付金及び収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「収入減少影響緩和交付金」という。）の対象農業者として、認定農業者及び集落営農組織に加え、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を追加するとともに、面積規模要件を廃止するものとする。

二 生産条件不利補正交付金の交付基準の変更

生産条件不利補正交付金については、対象農産物の品質及び生産量に応じて交付することを基本としつつ、収穫前に作付面積に応じて内金を支払うものとする。

三 対象農産物の定義の明確化

生産条件不利補正交付金の対象農産物として政令でそば及びなたねを追加指定し得るよう、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金の対象農産物の定義規定の整備を行うものとする。

四 施行期日

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行するものとする。
- 2 改正後の規定は、平成27年度（収入減少影響緩和交付金にあっては、平成28年度）の交付金から適用するものとする。

（修正要旨）

政府は、この法律の施行後3年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加すること。

（附帯決議）

我が国の農業・農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくとともに、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持・発揮を促進することが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 今後の農業・農村政策については、農業の有する多面的機能の確保を図りつつ、農産物の再生産可能な農業所得の確保による農業生産の継続及び農業経営の安定を図ることを旨として、総合的かつ強力に推進するとともに、現在、進められている食料・農業・農村基本計画の見直しの検討に当たっては、その旨を十分斟酌すること。
- 二 農業・農村の維持・発展における重要性に鑑み、認定農業者及び認定就農者の認定に当たっては、意欲と能力のある多様な農業者が幅広く認定されるよう、弾力的に運用すること。
- 三 地域農業の維持・発展に集落営農が果たす重要な役割に鑑み、その組織化に向けた合意形成を促進するとともに、法人化等集落営農の経営発展に向けた取組を支援すること。

- 四 飼料用米の取組に当たっては、我が国の貴重な農業資源である水田がフルに活用され、食料自給率の向上及び水田経営と畜産経営の安定的な発展が図られるよう、耕種部門と畜産部門の円滑な連携体制の構築、流通体制の整備、関連施設の整備・導入、多収性専用品種の開発・栽培技術の確立・普及及び種子の確保、飼料用米の給与技術の確立・普及、飼料用米を給与した畜産物のブランド化を総合的・一体的に推進するとともに、その具体的な道筋を明らかにするよう努めること。
- 五 一連の農政改革による環境変化の下、営農類型別・地域別のモデルを示すとともに、米について、需給・価格に関する情報提供を行い、周知すること等により、農業者の主体的かつ積極的な経営判断を促すこと。
- 六 収入保険の検討に当たっては、対象品目に関し、幅広い観点から分析し、検討を行うこと。
- 七 農業の担い手の経営安定及び農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための施策の推進に当たっては、客観的かつ中立的な第三者機関の設置により、施策の取組と効果発現の状況の評価を行い、適時適切な見直しを行うこと。その際、中長期的な展望に立って評価・見直しを行い、現場の混乱を招くことのないよう制度的安定性に十分留意すること。
- 八 農村人口の減少・高齢化が進展する中、農村地域の維持・振興が着実に図られるよう、農林水産省はもとより関係府省との有機的連携により、地域資源を活用した産業の創造、都市と農村の交流、生活環境の保全・整備等農村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。
- 九 農業を成長産業とするためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいくことが喫緊の課題である。そのため、本委員会は平成25年6月、「我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に関する件」を決議し、各般の施策実施を求めたところである。今後とも、農林水産物・食品を輸出戦略物資と位置付け、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進が一体的に図られるよう、十全な支援措置を講ずること。
- 右決議する。

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出第50号） 要旨

本案は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、

農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

国民に多くの恵沢をもたらす重要な機能である農業の多面的機能の適切かつ十分な発揮を将来にわたって確保するため、国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ適切な支援を行う必要がある、その際、良好な地域社会の維持及び形成や農用地の効率的な利用の促進に資する地域の共同活動を活用していくことを基本理念とすること。

二 多面的機能発揮促進事業

「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者の組織する団体等が実施する事業であって、次に掲げる取組等を内容とするものをいうものとする。

- 1 農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組及びこれらの機能を増進するための改良、補修等の取組
- 2 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
- 3 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

三 基本指針の策定等

- 1 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針を定め、都道府県知事は、当該基本指針に即して基本方針を定めることができ、市町村は、当該基本方針に即して、促進計画を作成することができるものとする。
- 2 促進計画に基づき多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者の組織する団体等は、多面的機能発揮促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村の認定を受けることができるものとする。

四 多面的機能発揮促進事業を推進するための措置

市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行うことができることを規定するとともに、地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置を講ずるものとする。

五 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

135頁参照

○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしている。

(附帯決議)

農産加工業は、国民に対して食料を安定的に供給する上で、農業と並ぶ両輪として重要な役割を果たしている。農産加工品の輸入自由化に対応するため、農産加工業の経営改善に向けた措置が講じられてきたが、農産加工品の輸入量の増加や国内市場の縮小など、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。

また、地域農業の発展に資するため、特定農産加工業において国産農産物の使用が一層促進されるよう、経営改善計画の承認等において必要な指導を行うこと。

二 農業及び農産加工業の健全な発展に資するという制度の本旨が十分発揮されるよう、本制度と農産物に係る支援制度等関連施策との有機的連携に配慮しながら、不断に制度の評価・検証を実施し、適時適切な見直しを行うこと。

三 本制度の運用に当たっては、EPA・FTA等の進捗に即応して対象業種を追加指定するなど、適切かつ弾力的に対処すること。

四 農業生産者と農産加工業者による6次産業化や農商工連携の取組を促進するためにも、新商品・新技術の研究開発の促進、マーケティング等販売戦略について専門的な知見を有する6次産業化プランナー等による支援体制の充

実、低利融資等、必要な措置を講ずること。

- 五 東日本大震災の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。
右決議する。

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（内閣提出第81号）要旨

本案は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を創設することにより、生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地理的表示等の登録

- 1 農林水産物・食品のうち、特定の地域で生産され、品質その他の特性が生産地に主として帰せられるもの（以下「特定農林水産物等」という。）の生産者団体であって、生産行程や品質の管理を行う十分な能力を有するものは、その名称である地理的表示の登録を農林水産大臣に申請することができるものとする。
- 2 生産者団体は、1の申請に当たっては、特定農林水産物等の生産地や生産方法、特性等を定めた明細書及び生産行程等の管理に関する規程を添付するものとする。
- 3 農林水産大臣は、1の申請の概要を公示し、第三者からの意見書の提出を受け付けるとともに、学識経験者の意見を聴取した上で、登録の可否を判断するものとする。

二 特定農林水産物等の名称の保護

- 1 一の登録を受けた生産者団体の構成員は、明細書に沿って生産した特定農林水産物等又はその包装等について、地理的表示を付することができるものとする。
- 2 生産者団体の構成員が1により地理的表示を付するときは、登録された地理的表示であることを示す標章を併せて付するものとする。
- 3 何人も、1及び2の場合を除き、農林水産物・食品又はその包装等に地理的表示又は標章を付することはできないものとする。
- 4 農林水産大臣は、3に違反した者に対し、地理的表示若しくは標章又は

これらと類似する表示若しくは標章の除去を命ずることができることとし、その命令に違反した者に対しては、刑事罰を科するものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況を克服し、本来の活力を取り戻すためには、いわゆる「攻めの農林水産業」を展開することが重要であり、そのためにも、農林水産物・食品に関する地理的表示保護制度を確立し、生産業者及び需要者の利益の保護を図ることが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれの地域においてその効果的な活用が助長されるよう、生産業者、生産者団体等による地域ブランドの確立に向けたこれまでの取組を十分尊重しつつ、関係者に対し、新たな制度の趣旨及び内容はもとより、既存の地域団体商標制度等との相違点及び制度の役割分担等について周知徹底を図ること。
- 二 地理的表示の登録に係る明細書の作成に向けた地域における合意形成の重要性に鑑み、円滑な合意形成に向けた支援を行うこと。
- 三 国による登録業務が迅速かつ公平に行われるよう、地域の様々な特性に由来した品質等を備えた農林水産物・食品をめぐる事情とともに、知的財産に係る高度な知見を有する人材を育成・確保する等、審査体制の整備を図ること。
- 四 登録を受けた特定農林水産物等の品質に係る信頼性の確保を図るため、登録生産者団体による実効ある品質管理が実施されるよう、適切に指導・監督を行うこと。
- 五 地理的表示及び標章の不正使用に対し、実効ある取締りが機動的に行われるよう、通報窓口の設置を含めた効率的な監視体制の整備を図ること。
- 六 地理的表示保護制度の活用を我が国の農林水産物・食品の輸出促進対策の重要な柱として明確に位置付け、輸出促進のための総合的なサポート体制を強化するとともに、海外における農林水産物・食品の模倣品への対策を充実・強化すること。

七 本法の施行状況に係る検討については、特定農林水産物等の登録の状況、生産業者及び需要者の利益保護の状況はもとより、諸外国における地理的表示保護制度の導入状況とこれが我が国に与える影響等も踏まえ、適時適切に実施し、その結果に基づき、十全の措置を講ずること。

右決議する。

○養豚農業振興法案（農林水産委員長提出、衆法第29号）要旨

本案は、養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

- 1 この法律において「養豚農家」とは、養豚農業を経営する者をいうものとする。
- 2 この法律において「国内由来飼料」とは、食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料をいうものとする。

二 基本方針

農林水産大臣は、養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、国内由来飼料の利用の増進に関する事項等を内容とする養豚農業の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

三 国及び地方公共団体の施策

国及び地方公共団体は、養豚農家の経営の安定、養豚農家による国内由来飼料の利用の増進、豚の飼養衛生管理の高度化等に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

四 援助

国及び地方公共団体は、養豚農家が基本方針に即した経営を行うことができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、安全性を確保しつつ、食品残さを原材料とする養豚に係る飼料の製造及びその利用の促進を図る観点から、

これらに係る規制について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

○花きの振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第30号）要旨

本案は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

- 1 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいうものとする。
- 2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいうものとする。

二 基本方針及び振興計画

- 1 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項等を内容とする花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならないものとする。

三 国及び地方公共団体の施策

- 1 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上の促進、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、花きの文化の振興等に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 花きの新品種の育成等に関する研究開発事業を行おうとする者は研究開発事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。研究開発事業計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の出願料及び登録料の減免）の措置を講ずるものとする。

四 国の援助

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○内水面漁業の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第37号）要旨

本案は、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならないことを基本理念とすること。

二 基本方針及び都道府県計画

- 1 農林水産大臣は、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聴いた上で、内水面漁業の振興に関する基本的方向等を内容とする基本方針を定めるものとする。
- 2 都道府県は、基本方針に即し、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする。

三 国及び地方公共団体の施策

国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生息状況等の調査を行うよう努めるものとするとともに、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

四 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

指定養殖業についての許可制度及び届出養殖業についての届出制度を創設し、指定養殖業者及び届出養殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農林

水産大臣に提出しなければならないものとする。

五 協議会

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申出に基づき、必要と認めるときは、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができるものとする。

六 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

【経済産業委員会】

○貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、近年の日本企業の海外事業地域における戦争やテロのリスクの増大、取引形態や資金調達手法の多様化など、海外事業環境の急速な変化に対応し、貿易保険の機能の見直しを行い、日本企業が国際的な事業展開を安定的に行える環境を整備するための支援措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 戦争やテロリスクへの対応

日本企業が海外で事業を行う際に、戦争やテロによって事業が中断された場合に当該企業が被る追加的費用を、新たに貿易保険の対象とすること。

二 海外子会社等による事業活動支援

日本企業の海外子会社や日本製品を扱う現地販売会社による輸出などの取引を、新たに貿易保険の対象とすること。

三 資金調達の円滑化

日本企業が参画する海外での資源開発等のプロジェクトに対する資金調達を円滑化するため、本邦銀行の海外拠点や外国銀行からの融資を、新たに貿易保険の対象とすること。

四 その他

日本企業が国内において外国企業にサービスを提供する取引を貿易保険の対象とするとともに、独立行政法人日本貿易保険の再保険の対象を、国内の保険会社が引き受ける対外取引向け保険にも拡充するなど、所要の措置を講じること。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人日本貿易保険が行う貿易保険事業については、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との考え方にに基づき、民間保険会社が引受け困難な分野を対象とするよう、詳細な制度設計を行うこと。また、独立行政法人日本貿易保険は、民間保険会社の参入を妨げないよう配慮するとともに、再保険の引受けなどを通じて民間保険会社のサービスの提供を充実するよう配慮すること。

○中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、少子高齢化の進展や商業施設や公共施設の郊外移転により、中心市街地における空き店舗や未利用地の増加に歯止めが掛からない状況の中、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民間投資を喚起する重点支援制度の創設

中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い事業の認定制度を創設し、同事業に対し独立行政法人中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、大規模小売店舗が中心市街地へ立地する際の手続きの簡素化等の支援措置を講じること。

二 中心市街地の活性化を図る措置の拡充

中心市街地の商業の活性化に向けたまちづくり会社等のまちおこし事業の認定制度を創設し、同事業に対し資金調達の円滑化等の支援措置を講じること。

三 中心市街地における規制の特例等の措置

市町村が作成する中心市街地活性化基本計画が認定を受けた場合に、道路占用の許可の特例や中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度の創設などの措置を講じること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中心市街地活性化基本計画の実施に関しては、計画の実効性を確保するための定期的なフォローアップを十分行うとともに、評価指標についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCAサイクルを確立すること。

二 少子高齢化社会が進展する中、真の中心市街地活性化を実現するために、子育て、介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。また、計画づくりや事業の実施等に時間を要することを勘案し、中長期的な制度継続と財

源確保に万全を期すこと。

- 三 施策の実施に当たっては、関係各省が連携を密にして市町村の取組及び民間の事業を支援することとし、各省所管の施策を積極的かつ効果的に実施するとともに、各省の連携体制に関して市町村側のニーズを十分把握し、連携不足が指摘されるような場合には迅速な改善を行うこと。また、各省の連携に当たっては、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示し、施策の総合調整を行うとともに、実効性のあるワンストップサービスの構築等の具体的な対応を行うこと。特に、施策を推進する人材の育成・確保に向けた支援措置を検討すること。
- 四 中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないように、中心市街地特例通訳案内士の語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保するとともに、地域における通訳案内士に対するニーズにも考慮しつつ国家試験に合格した通訳案内士の活用が図られるよう指導すること。また、中心市街地特例通訳案内士の名称については、国家試験に合格した通訳案内士と混同が起こらないよう十分に配慮し、両者の区別が明確になるような略称の使用に努めること。
- 五 空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。

○原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、特定原子力施設の廃炉等を適正かつ着実に実施するため、原子力事業者による原子力損害の賠償のために必要な資金交付等の業務を実施している原子力損害賠償支援機構を改組し、賠償と廃炉に関する業務を総合的に行わせることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 組織の名称を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に変更し、機構の目的に廃炉等の適正かつ着実な実施を追加するとともに、事故炉の廃炉に関する重要事項を審議するため、機構に「廃炉等技術委員会」を設置すること。
- 二 事故炉の廃炉に関する研究開発を着実に推進するため、機構の業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発を追加すること。
- 三 事故炉の廃炉の状況・課題を把握し、技術的観点から適切な助言・指導等

を行えるよう、機構の業務に廃炉等の適正かつ着実な実施の確保のための助言・指導・勧告を追加すること。

四 特別事業計画の記載事項に、事故炉の廃炉の実施状況や実施体制等に係る事項を追加するとともに、毎事業年度、機構が主務大臣に対して廃炉業務の報告を行い、それを主務大臣が公表するものとする。

五 その他、機構の業務に廃炉業務を通じて得られた最新技術等の知見・情報を国内外へ提供する業務を追加する等の所要の規定を整備すること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、以下の点に留意すること。

一 原子力損害賠償支援機構法制定時に国会修正によって追加された、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置（附則第6条第1項）、及び、本法の施行状況を踏まえ講ずるものとされる必要な措置（附則第6条第2項）に係る検討条項に関し、制定時の附帯決議の趣旨に鑑み、早急に結論を得るよう更に検討を進めること。

二 福島第一原発事故発生後3年を経て、なお完了まで時間を要するとされる東京電力による被災者への損害賠償に関し、本年1月に認定された新・総合特別事業計画に従い、損害賠償の確実かつ迅速な実施を可能とするための万全の支援措置を講ずること。

三 平成25年10月の会計検査院報告を踏まえ、私募債を利用する東京電力の資金調達形態に関しては、利害関係者の責任の明確化の観点から、新・総合特別事業計画で示された方針に沿って、可能な限り早期にこの形態によらないこととするよう指導・監督すること。また、将来、同事業計画に基づいて機構が東京電力株式の売却等によりその議決権の段階的な低減を実施していくに当たっては、東京電力による福島第一原発の廃炉作業の実施状況やそのための体制整備の在り方に関し、機構の運営委員会及び廃炉等技術委員会による適切かつ十分な検証・評価を踏まえて進めるものとする。

四 機構による廃炉関係業務の実施に関し、学術的・技術的信頼性のみならず社会的な信頼性も確保されるよう、廃炉等技術委員会には、委員への登用の検討を含め、国内の原子力関連業界等から独立性を保ち、かつ優れた実績を有する海外の研究者・技術者の積極的な参画を図ること。一方、機構に設置される予定の廃炉部門の人員の採用に当たっては、国内の叡智を結集する観

点から、広く政府系研究機関や原子力事業者、原発機器メーカー等の関連する専門人材を招聘し、我が国における廃炉に係る人材・技術の集約を図ること。

五 機構の業務に「廃炉等に関する情報の提供」が追加されることに伴い、機構は、廃炉関係業務の実施を通じて集積される技術及び知見が内外の原子炉の廃炉に際して積極的に活用されるための体制を整備すること。また、損害賠償支援業務に係るものも含め、その業務に関し内外に対してこれまで以上に適時適切な情報の公開を進めること。

六 福島第一原発において現在に至るまで汚染水の漏洩が相次ぎ、収束の兆しが見られない状況について、政府は、早急かつ確実に汚染水を封じ込む環境が達成できるよう、東京電力に対して厳しく指導監督を行うとともに、国費を投じて実施する遮水壁の構築等の施策を迅速かつ確実に行うこと。

七 政府及び機構は、東京電力が自らの責任において福島第一原発の廃炉作業を確実に実施することができるよう、報告徴収権限等の行使を通じて作業の進捗状況及び作業員の作業環境に関する適時適切な状況把握に努めるとともに、高線量下の作業であるという特殊な労働環境を踏まえ、関係省庁と機構との十分な連携・協力により、現地労働基準監督署の職員の増員等、現場作業員の労働環境及び就労条件の改善が達成されるための監督体制の拡充強化を図ること。

○電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）要旨

本案は、平成25年11月に成立した電気事業法の一部を改正する法律の附則で定められた電力システム改革の全体像を明らかにする「改革プログラム」に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化を平成28年を目途に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者が、家庭等を含めた全ての需要家に対する電気の供給を行うことができるものとする。また、これに伴い、一般電気事業をはじめとする現行の電気事業法における事業類型の見直しを行うこと。

二 一般送配電事業者に対して電圧及び周波数維持義務を課すこととする等、小売全面自由化後における電気の安定供給の確保に万全を期すための措置を講ずること。

三 小売電気事業者に対して需要家に対する料金その他の供給条件の説明義務

を課すこととする等、需要家保護を徹底するための措置を講ずること。

四 卸電力取引所を電気事業法において位置付けるとともに、電力の先物取引に係る制度の整備を行うこと。

五 電気事業の類型の見直しに伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の関係法律について、所要の改正を行うこと。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」と「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」の実現のため、原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていることにも鑑み、第3段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を引き続き検討し、可能なものについては可及的速やかに措置を講ずること。特に、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であることに鑑み、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講ずるべく努めるものとする。

二 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、競争環境下における原子力発電の在り方及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講ずること。また、原子力事業者において今後国内において増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施や新規制基準への対応、使用済核燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、事業環境の整備に向けて、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとする。

三 昨年成立した改正電気事業法附則第11条第4項の趣旨を踏まえ、今後、第3段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保」及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の利用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原則とするこ

と。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たっての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じて進めるとともに、今年策定された新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもって第3段階の改革まで着実に進めるものとし、関係方面に十分な説明を行うものとする。

四 電力市場における適正な競争を通じて、電力システム改革の目的の一つである「電気料金の最大限の抑制」が確実に達成されるために必要な措置を講じるものとし、規制料金の撤廃は需要家保護の観点からその時期を十分に見極めて行うとともに、新規参入事業者が公平な条件で競争できるような価格形成が図られるようにするなど、適正な電気料金の実現のための措置を講じること。

五 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。

六 再生可能エネルギーによる発電を利用する新規事業者の電力市場参入を促すための送配電網の整備や参入手続における一層の規制緩和等の措置を講じるとともに、再生可能エネルギーによる発電が健全かつ着実に進められるための制度を整備することにより、我が国においてその導入が最大限促進されるよう努めること。

七 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、昨年の電気事業法改正によって法定された広域的運営推進機関の機能の適正な行使等を通じて、必要な供給予備力が常時確保されることなど、電力システム改革の目的である「電力の安定供給の確保」が達成されるための万全の措置を講じるものとする。また、発電事業者、小売電気事業者をはじめ、電力市場に参加する事業者が連携して電力の安定供給のための責任を果たす上での仕組みについて十分な検討を行い、適切な措置を講じること。

八 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づ

く労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から、電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとする。

九 電気事業の規制に関する事務をつかさどる独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリング、電気事業への参入の促進、市場における適切な競争環境を阻害する要因の除去、対等な競争条件の確保等を実施するための必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。また、この観点から、新たな行政組織への移行が平成27年を目途に着実に措置されるよう、引き続き詳細設計に向けて検討を進めるものとする。

○小規模企業振興基本法案（内閣提出第51号）要旨

本案は、小規模事業者が、人口減少、高齢化、海外との競争の激化等の構造変化に直面し、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱える中、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業の振興に関する施策について総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等の関係者が一丸となって戦略的に実施するための新たな施策体系を構築しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 小規模企業の振興についての基本原則として、小規模企業の事業の持続的な発展を位置付けるとともに、従業員が5人以下の事業者を「小企業者」とし、その円滑かつ着実な事業運営のための配慮を定めること。また、国及び地方公共団体の責務等を定めること。
- 二 政府は、毎年、国会に、小規模企業の動向及び小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告等を提出すること。
- 三 政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本計画を定めること。
- 四 小規模企業の振興に関して国が実施すべき基本的施策として、国内外の多様な需要に応じた事業の展開の促進、小規模企業に必要な人材の育成及び確

保、地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進、適切な支援のための支援体制の整備、施策の実施に際して必要な手続の簡素化等を定めること。

五 この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

小規模企業は、経済を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域経済と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいふべき存在である。しかしながら、小規模企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促し、小規模企業がその個性や可能性を存分に発揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 全国の小規模企業に支援施策を確実に届けられるよう、事業者にとって分かりにくいものとなっている施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めるものとする。特に、小規模企業に蓄積された有益な経営資源の継承及び産業の新陳代謝を促進するため、創業・事業承継・廃業については、これまで行われてきた種々の施策の再評価を行った上で、相互の関連性を踏まえた段階ごとのきめ細かな支援策を拡充するとともに、事業者に対する情報提供、相談体制を整備することにより、その円滑化を図ること。その際、廃業については、経営者が廃業を決断するに当たって過度な経済的・精神的負担を負うことなく適切なタイミングで事業を終了することができるよう環境を整備すること。

二 小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となって必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適時適切に施策の評価及び見直しを行うなど、PDCAサイクルを確立すること。

三 商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講じ、商工会及び商工会議所とその他の小規模事業者支援機関との連携を確保することにより、小規模事業者の有する課題解決に対し実効性の高いもの

になるよう努めること。

四 地域経済の活性化や地域コミュニティの維持に資するため、主に小規模企業やNPO法人によって担われているコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなど地域問題解決型ビジネスについても、起業や事業の維持発展に関する支援の対象に含めること。

五 法人事業所及び常時従業員5人以上の個人事業所に義務付けられる社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的発展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること。

○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）要旨

本案は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 経営発達支援計画

1 商工会又は商工会議所は、小規模事業者による事業計画の策定や事業の実施の支援、展示会の開催等の小規模事業者の経営の発達に特に資する事業についての計画（経営発達支援計画）を作成し、経済産業大臣の認定を受けられることができること。

2 商工会又は商工会議所は、他の商工会又は商工会議所と共同して事業を実施する計画や、商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業を実施する計画を作成することができること。

二 中小企業信用保険法の特例

商工会又は商工会議所と連携して認定経営発達支援事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人は、みなし中小企業として中小企業信用保険法の適用を受けられることができること。

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務の追加

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、計画認定を受けた商工会又は商工会議所等に対して、高度な経営支援に関する情報提供等必要な協力の業務を行うこと。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

153頁参照

○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付）要旨

本案は、我が国産業の競争力強化に資するため、知的財産制度の一層の国際調和を図るとともに、地域の中小企業者等の利便性向上を図るため、知的財産に係る制度的・人的基盤を整備するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特許法の改正

出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする規定を整備する等、手続面の救済措置の拡充を図るとともに、特許権の早期安定化を可能とするため、「特許異議の申立て制度」を創設すること。

二 意匠法の改正

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定の整備を行うこと。

三 商標法の改正

商標の定義を見直し、色彩のみや音からなる商標を保護の対象とするとともに、地域団体商標の登録主体に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人等を追加すること。

四 弁理士法の改正

弁理士の使命を法律上明確に位置付けるとともに、弁理士の業務について、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理を行い得る旨を追加すること及び出願以前の発明の保護に関する相談業務ができる旨を明確化すること。

五 その他

「特許協力条約」に基づく特許の国際出願に関する手数料を一括で納付するための規定の整備等を行うこと。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

七 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の弁理士法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 「特許異議の申立て制度」の創設に当たっては、現行の特許無効審判との関係が複雑化するおそれがあることから、両者の相違点等について国民に対して分かりやすく周知するとともに、本改正の趣旨に反して特許無効審判と併存することに伴って解決までの期間が長期化することのないよう、迅速な紛争解決のための運用に努めること。
- 二 「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」に基づく意匠の国際登録出願制度の導入に当たっては、利用者に対し、手続内容や留意事項についてガイドラインの公表等を通じて周知徹底を図るとともに、意匠法及び関係法令との整合性の確保や我が国の制度利用者の利便性の向上を図るため運用面を含め適切な措置を講じること。
- 三 色彩や音といった新しいタイプの商標の保護対象への追加に当たっては、権利範囲の特定方法や登録要件について早急に具体的な基準を策定するとともに、今回の改正で保護対象とならなかった対象についても、今後のニーズの高まり等を踏まえて保護対象への追加に向けた検討を進める等、グローバル化へ対応するための企業の多様なブランド戦略を支援していくこと。また、地域団体商標の登録主体の拡充に当たっては、各地域の期待の高まりや同制度の地域活性化に果たす役割に鑑み、地域ブランドの積極的な運用のための体制の強化を図ること。
- 四 出願前の発明に関する弁理士の相談業務の明確化に当たっては、利用者の利便性向上の観点から、相談内容に応じて弁護士や中小企業診断士等他の専門家との連携を図るとともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。
- 五 「世界最速・最高品質」の特許審査の実現に向けて、平成35年度までに「特許の権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」を大幅に短縮する旨の新たな目標が設定されたことも踏まえ、審査官の増員を含め一層の審査体制の強化を図るとともに、新興国の特許文献の提供など、「世界最高の知的財産立国」の実現に向けた取組を強力で推進すること。
- 六 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援する

ため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。

七 システム開発の発注者としての能力向上、外部人材の活用などにより、「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日）の着実な実施を行い、経済活動のグローバル化や新興国の知財大国化等の環境変化や産業界の知財活動の活発化、多様化に対応できるよう特許庁システムの改善、強化を図ること。

【国土交通委員会】

○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、奄美群島における定住の促進を図ることを追加すること。
- 2 奄美群島の振興開発に関し、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を新たに定めること。
- 3 鹿児島県は、奄美群島の産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を実施するための交付金事業計画を作成することができることとするとともに、国は、同事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、鹿児島県に対し、交付金を交付することができること。
- 4 奄美群島市町村は、産業振興促進計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとするとともに、認定を受けた産業振興促進計画に記載した事業について、通訳案内士法等の特例措置が認められること。
- 5 国及び地方公共団体の配慮規定に、生活環境、介護、保健医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策等に係る事項を追加すること。
- 6 基本方針及び振興開発計画に係る主務大臣について、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加すること。
- 7 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、小笠原諸島における定住の促進を図ることを追加すること。
- 2 小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を新たに定めること。
- 3 小笠原村は、産業振興促進計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができることとするとともに、認定を受けた産業振興促進計画に記載した事業について、通訳案内士法等の特例措置が認められること。
- 4 国及び地方公共団体の配慮規定に、就業の促進、生活環境、介護、高齢者居住用施設、保健医療、自然環境保全、エネルギー対策、防災、教育、

地域文化振興等に係る事項を追加すること。

5 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 奄美群島及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、基本理念に沿った具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。

二 新たに創設された産業振興促進計画認定制度及び奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、積極的な活用が図られるようきめ細やかな配慮をすること。

三 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等を図ること。

四 奄美群島における産業の振興については、新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地域の特性を踏まえた地場産業のより一層の振興が図られるよう配慮すること。

五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、奄美群島においては、本土・奄美群島間の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、小笠原諸島においては、航空路の開設実現に向け慎重な配慮をすること。

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案（内閣提出第18号）要旨

本案は、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者のこれらの事業に関する海外市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とす

る株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）について、その設立、機関、財政上の措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構は、一を限り設立される株式会社とし、設立に際して国土交通大臣の認可を受けなければならないこと。また、政府は、常時、機構の発行済株式の総数の2分の1以上の株式を保有していなければならないこと。
- 二 政府は、必要に応じて機構に出資できることとともに、機構の債務について保証契約をすることができること。
- 三 機構に、支援の対象となる事業者及び支援の内容等の決定を行う海外交通・都市開発事業委員会を置くこと。
- 四 機構は、その目的を達成するため、対象事業（海外において行われる交通事業若しくは都市開発事業又はこれらの事業を支援する事業）を行う事業者に対する出資及び資金の貸付け、当該事業者の発行する社債等に係る債務の保証、当該事業者等に対する専門家の派遣及び助言その他の業務を営むこと。
- 五 国土交通大臣は、機構が支援の対象となる事業者及び支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（支援基準）を定め、公表すること。また、機構は、支援基準に従って対象事業支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと。
- 六 機構における取締役及び監査役の選任及び解任、委員の選定及び解職、定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。
- 七 国は、対象事業支援等を促進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。
- 八 国土交通大臣は、機構を監督し、その業務に関し必要な命令をすることができること。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が海外における交通又は都市開発事業の支援を行うに当たっては、民業補完の観点から、民間のニーズを適

- 切に把握し、我が国事業者の参入促進に資することとなるよう努めるとともに、事業の進捗に応じた適時的確なモニタリングを行い、支援の効果の把握に努め、所期の目的が達成されたと判断したときは、民間に引き渡す等適切に対応すること。また、機構の将来的な在り方について適宜検討を行うこと。
- 二 機構と他の類似機関との機能分担を明確にし、関係省庁間及び関係機関との間で密接な連携と協力を図ることにより、施策の効果的な実施に努めること。
- 三 機構が支援する対象事業については、交通・都市開発分野における我が国の知識・技術・経験が十分活用され、投資事業全体として長期収益性の確保が図られるものとなるよう配慮すること。また、これらの考え方を明らかにした支援基準を早急に定めること。なお、対象事業の範囲については、関係省庁間で協議の上、柔軟に検討し、必要な場合は拡充を行うこと。
- 四 機構が対象事業の支援を適正に行う上で、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定等を行う海外交通・都市開発事業委員会の役割が極めて重要であることに鑑み、同委員会の客観的・中立的な判断や運営が確保されているかを含め、機構に対し必要な監督を行うこと。
- 五 機構がその機能を十分に発揮するためには、民間の専門的な能力を有する人材が必要となることに鑑み、機構の業務運営を成功させるために必要な人材の確保及び積極的な活用等が図られるよう必要な支援に努めるとともに、人材育成や相手国との人的ネットワークの構築に積極的に取り組むこと。

○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資

- 1 政府は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図ることが特に必要であると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、出資することができること。
- 2 政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社に対し、事業計画の国

土交通大臣への提出等を義務付けること。

3 港湾運営会社の議決権の保有制限について、政府が保有する場合の特例を設けること。

二 国際戦略港湾における無利子貸付制度の対象施設の拡大

特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、国際戦略港湾の埠頭の近傍に立地する保管施設を追加すること。

三 特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設

特別特定技術基準対象施設（特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのあるものをいう。）の改良に要する資金について、無利子貸付制度を創設すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路の立体的区域の決定に係る制度の拡充、インターチェンジの整備に要する費用の貸付け制度の創設、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の変更等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 道路管理者は、高架の道路の路面下の占用については、道路の敷地外の余地の有無にかかわらず、道路の占用の許可を与えることができること。
- 2 道路管理者は、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる場合において、入札により、道路の占用者及び占用料の額について決定すること等ができること。
- 3 道路管理者は、道路の新設又は改築を行う場合以外の場合においても、道路の立体的区域を定めることができること。

二 道路整備特別措置法の一部改正

- 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、一の2の入札による決定等を行うこと。
- 2 高速道路会社（以下「会社」という。）が管理する高速道路に係る料金

の徴収期間の満了の日は、平成77年9月30日以前でなければならないこと。

三 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正

- 1 機構の業務として、国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分の整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることを追加すること。
- 2 機構と会社が締結する協定及び機構が作成する業務実施計画の記載事項として、特定更新等工事（橋、トンネル等の施設又は工作物で、劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものの更新等に係る工事をいう。以下同じ。）の内容を追加し、業務実施計画の認可基準として、特定更新等工事により道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していると見込まれるものであることを追加すること。
- 3 機構は、平成77年9月30日までに解散すること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 高速道路の安全性を確保するため、道路の適時適切な点検・修繕等に努め、その維持・管理に万全を期すること。
- 二 高速道路の点検・修繕・維持・管理について、高速道路会社は組織として責任をもって対応すること。
- 三 協定及び業務実施計画に特定更新等工事を追加する場合には、コスト削減に努めるとともに、必要性、工事内容等の妥当性に関して客観的評価を実施することにより透明性を確保すること。
- 四 高速道路ネットワークは全ての国民の共通の社会資本であり、既に整備済みの高速道路ネットワークについてより一層の有効活用を図ることが求められることから通行料金を引き下げ、可能な部分より早く無料化し、利便性向上を実現する方策について、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度から引き続き検討すること。
- 五 無料化により交通混雑を引き起こすことなく、かつ利用度が画期的に改善される路線については、早期の無料化について、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度から引き続き検討すること。

- 六 高速道路の更新は最も緊急度、優先順位の高い公共事業であることから、最重点課題として位置付け、公費投入の検討も含め、その加速を図ること。
- 七 高速道路の利用の実態把握に努め、その債務償還状況に応じて、償還の繰上げに努めること。
- 八 高速道路会社の経営スリム化を図り、建設債務の償還期間の短縮に努めること。
- 九 高速道路債務償還の満了後においても維持管理費用については利用者負担によることや、高速道路の混雑緩和のためのロードプライシング導入等の可能性について検討すること。
- 十 償還対象経費から用地費を除外することによる償還期間の短縮と通行料金の低減を検討すること。
- 十一 ICTの高度化により交通流動を最適化し、高速道路網の活用効率をより高めるフレックス料金制度の導入について検討すること。
- 十二 道路上空の立体利用に当たっては周辺土地利用との調和に留意し、都市計画との整合を図ること。

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、都市の居住者の居住及びこれらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都市再生特別措置法の一部改正

- 1 市町村は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができること。
- 2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）等の事項を定めること。

- 3 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、当該事業を行うために必要な都市計画又は景観計画についての提案をすることができること。
 - 4 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築等を事前届出・勧告の対象とするとともに、必要に応じて、一定規模以上の住宅等の建築等を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができること。
 - 5 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設等を整備する民間事業者による都市開発事業であって、国土交通大臣の認定を受けたものに要する費用の一部について、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができること。
 - 6 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築等を事前届出・勧告の対象とすること。
 - 7 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を誘導する必要がある区域については、特定用途誘導地区を都市計画に定めることができること。
- 二 建築基準法の一部改正
- 特定用途誘導地区内に誘導すべき施設の容積率及び用途の制限を緩和することができること。
- 三 都市計画法の一部改正
- 居住調整地域及び特定用途誘導地区に関する都市計画は、市町村が定めること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 地方都市における人口減少や高齢化の進展など、我が国の都市を取り巻く環境が厳しさを増している状況に鑑み、本法に基づく立地適正化計画が適切に活用され、地方都市におけるコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化が円滑に進められるよう、地方公共団体と連携しその対応に万全を期すこと。またその際には、社会資本の老朽化や財政制約にも留意し、選択と集中によりつつ縮減・集約を促すよう地方公共団体に対し助言を行うこと。
- 二 コンパクトシティの形成に向け、郊外に拡散した市街化区域の段階的な縮

小方策について検討を行うとともに、都市計画道路や下水道事業などについても、見直しや事業区域の縮小方策等について、地方公共団体に対し助言を行うこと。また、過疎地域や離島地域における多自然生活圏や安定定住ゾーンの形成方策等についても引き続き検討すること。

- 三 都市のコンパクト化に伴い、今後一層の増加が予想される空き地や空き家に関する対策の具体化を図ること。
- 四 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、医療施設、福祉施設などの誘導施設の立地等に対して、社会資本整備総合交付金等の活用により最大限の支援を行うとともに、集落の中心地域における「小さな拠点」についてもその整備に向けた支援を行うこと。また、地方公共団体の人材の確保及び育成に関し必要な支援を行うこと。
- 五 都市機能誘導区域における事業に国が支援措置を講じるかどうか検討するに際しては、支援対象を少なくとも居住誘導区域が実質的にコンパクトシティ化に資する形で設定されている市町村における事業に限ること。また、居住調整地域を設定している場合には他と比べて要望により沿った支援を講じること。
- 六 立地適正化計画の作成に当たっては、居住誘導区域外の住民が著しい不利益を被ることのないよう居住誘導区域外の住民の生活環境についても十分配慮するとともに、都市機能誘導区域や誘導施設についても、医療施設、福祉施設等の利用者の利便を考慮し、関係者との十分な調整を図った上でその指定がなされるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。
- 七 居住誘導区域外における、本法第88条の届出を要する開発行為に対しては、ディスインセンティブ等のあり方についても検討すること。
- 八 都市機能や居住の立地適正化による都市の再構築には、地域公共交通ネットワークの整備や中心市街地の活性化が不可欠であることを踏まえ、立地適正化計画の作成に当たっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」に基づく地域公共交通網形成計画や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」に基づく基本計画との連携と調和が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。また、立地適正化計画等と「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくり計画についても、相互に適切な連携が図られるよう地方公共団体に対し助言を行うこと。

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律は、交通政策基本法の基本理念にのっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とすること。
- 二 この法律の「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業）に係る路線等の編成の変更、他の種類の旅客運送事業への転換、自家用有償旅客運送による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車船券の発行等を行う事業をいうこと。
- 三 国が策定する基本方針は、交通の機能と都市機能とが相互に密接に関連するものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めること。
- 四 市町村が作成することができる地域公共交通総合連携計画については、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための地域公共交通網形成計画に改めるとともに、当該計画の作成主体に都道府県を追加すること。
- 五 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、計画を作成した地方公共団体は、あらかじめ、当該事業が行われる区域内の特定旅客運送事業者等の全ての同意を得て、当該事業を実施するための地域公共交通再編実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができること。
- 六 認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業のうち、道路運送法等の許可若しくは認可を受け、又は届出をしなければ

ならないものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすこと等の特例を設けること。

七 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 地域公共交通網形成計画の作成に当たって、市町村が主体的、積極的に取り組むことができるよう、地域公共交通に関する知見・ノウハウの提供、人材の確保及び育成、有識者の紹介、財政的支援等、必要な支援を十分に行うこと。また、地方公共団体が協議会を組織する場合には、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が得られるよう、必要な助言・支援を行うこと。
- 二 地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編事業が効率的・効果的に実施されるよう、基本方針を見直すとともに、円滑な合意形成が可能となる諸施策、公共交通事業者に対する予算措置、融資制度等の支援措置の拡充について幅広く検討を行うこと。また、地域公共交通ネットワークの充実のため、運転者等交通手段の担い手である公共交通事業に従事する者の確保及び育成に十分に配慮すること。
- 三 地域公共交通再編事業を効果的に実施する上で、自家用有償旅客運送の役割が増大すると見込まれることから、自家用有償旅客運送の登録、監査等についての国の事務・権限を希望する市町村に移譲するに当たっては、輸送の安全と利用者利便の確保に支障が生じないように、市町村に対し、助言その他の配慮を行うこと。
- 四 コンパクトシティの形成への誘導方策及び自動車交通量の削減方策として、LRT、BRTの導入の促進に努めるとともに、導入の検討に当たっては、道路空間の有効活用等の措置についても十分に検討すること。
- 五 公共交通の活用を促進し、CO₂の削減等環境への負荷の低減を図るための方策について検討すること。
- 六 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に当たっては、地方公共団体が数値化しにくい公共交通の役割も含めて柔軟かつ適切に達成状況の評価を行えるよう、評価に関するガイドラインを作成するなど適切に対応すること。
- 七 地域公共交通の利用を促進するため、乗継ぎ時に公共交通の利用者に対し

運賃の割高感を与える初乗り運賃制について検討を行い、共通乗車船券やゾーン運賃等の導入を行うことができるよう、必要な環境整備に努めること。また、情報化進展の成果を最大限に活用するとともに、新たな情報通信技術のさらなる開発・導入を、安全面での検証を前提に、積極的に進めること。

- 八 地域公共交通が十分確保されていない地域においては、高齢者等の移動手段を確保するため、地域の特性に応じたデマンド交通が有効であることを踏まえ、デマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること。
- 九 交通の機能と都市の機能とは、相互に密接に関連することを踏まえ、地域公共交通網形成計画の作成に当たっては、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」に基づく立地適正化計画や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」に基づく基本計画との連携が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、多数決によりマンション及びその敷地を売却することを可能とする制度を創設する等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定行政庁により、地震に対する安全性が確保されていないと認められ、除却する必要がある旨の認定を受けたマンションについては、区分所有者等の5分の4以上の多数で、マンション敷地売却決議（以下「決議」という。）を行うことができること。
- 二 決議に係るマンションを買い受けようとする者は、決議前に、当該マンションに係る買受計画を作成し、都道府県知事等の認定を受けることができることとし、決議で定める買受人は、当該認定を受けた者でなければならないこと。
- 三 決議合意者は、決議合意者の4分の3以上の同意を得て、都道府県知事等の認可を受け、マンション敷地売却組合（以下「組合」という。）を設立できること。
- 四 組合は、マンション敷地売却に参加しない区分所有者に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求できること。
- 五 都道府県知事等の認可を受けた分配金取得計画で定める権利消滅期日に、

マンション及びその敷地利用権は組合に帰属し、当該マンション及びその敷地利用権に係る借家権及び担保権は消滅すること。

六 組合は、権利消滅期日までに、決議に合意した区分所有者に分配金を、また、借家権者に対して補償金を支払わなければならないこと。

七 一の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和することができること。

八 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 老朽化マンションについて、建替え、改修を含めた再生事業が円滑に進むよう、マンション敷地売却制度の創設による老朽化マンションの建替え等の促進効果を見極めた上で、マンションに係る権利調整や建築規制のあり方等について、引き続き多角的な観点から総合的な検討を行うこと。

二 特に、既存の老朽化マンションストックの多くを占め、更新のニーズの強い団地型のマンションについては、建替え等の促進を図るため、まちづくりの観点も含め、団地再生のための施策のあり方について幅広く検討を行うこと。

三 既存ストックを有効活用する観点から、区分所有者が改修か建替えか売却かを的確に判断できるよう、判断基準の作成、普及に努めること。

四 マンション敷地売却決議がされた要除却認定マンションの区分所有者及び借家人に対し、認定買受人が第113条の代替建築物の提供等を実施するに際しては、区分所有者及び借家人が過度な要請を行っていない限り、できるだけ要請に沿った提供等となるよう努めること。

五 本法による除却の必要性が認定されたマンションの建替えに係る容積率については、特定行政庁は、周辺地域への影響を十分に考慮し、地域住民の理解を得る努力をした上で、円滑な建替えが可能となるような容積率を設定するよう、国は必要な助言を行うこと。

六 近年の老朽化マンションの増加の実態を踏まえ、本法に基づくマンション敷地売却事業のほか、マンション建替事業や耐震改修などのマンション再生に向けた制度が十分に活用されるよう、地方公共団体や関係団体等と連携し、

制度の周知や費用の支援、相談窓口の設置なども含め、その対応に万全を期すこと。

○海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 海岸保全施設に、津波、高潮等により海水が堤防等を越えて侵入した場合の被害を軽減するため、堤防等と一体的に設置された根固工又は樹林が含まれることを明確化すること。
- 二 海岸管理者は、海岸保全区域内において発生した船舶の乗揚げ等に起因して海岸保全施設等が損傷等され、又はそのおそれがあり、当該損傷等が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合に、当該船舶の所有者に対し、当該船舶の除却等の措置を命ずることができること。
- 三 海岸管理者は、海岸保全施設のうち、水門、陸閘等の操作を伴う施設（以下「操作施設」という。）の操作規則を定めなければならないこととともに、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）は、操作施設の操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならないこと。なお、操作規則等については、操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないこと。
- 四 海岸管理者は、他の管理者が操作規程を遵守していない場合等には、当該他の管理者に対し、操作規程の遵守のため必要な措置をとること等の勧告ができることとともに、他の管理者が勧告に従わない場合において、これを放置すれば津波、高潮等による著しい被害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該他の管理者に対し、操作施設の開口部の閉塞等の措置を命ずることができること。
- 五 海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕することとし、維持又は修繕に関する必要な技術的基準等は主務省令で定めること。
- 六 海岸管理者は、海岸管理者に協力して海岸保全施設等に関する工事等を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体を海岸協力団

体として指定することができることとし、海岸協力団体が業務として行う行為の実施に必要な海岸法の許可について特例を設けること。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 海水が堤防等を越えて侵入した場合の被害を軽減するため、減災機能を有する粘り強い構造の堤防等の整備が促進されるよう財政的及び技術的支援に努めること。また、いわゆる「緑の防潮堤」の整備に当たっては、地域住民の意見を聞くよう努めるとともに、その推進に当たっては、堤防本来の防護機能に加え、減災機能が十分に発揮されるよう、技術的な基準等の整備及び普及等に努めること。

二 海岸管理者、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は本法第23条の2の協議会の設置の必要性について十分調整すること。特に、地域住民等が協議会の設置を求めた場合には、海岸管理者等は協議会の設置を検討すること。

三 東日本大震災において水門等の操作に従事した多くの方が犠牲になったことを踏まえ、水門等を管理する全ての海岸管理者等において早期に操作規則等が策定されるよう支援及び助言するとともに、水門等の適切な管理運用を図るため、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の周知徹底、水門等の管理運用の実態把握に努め、水門等の現場操作員の安全確保が最優先に図られるよう万全を期すこと。

四 海岸保全施設の急速な老朽化が見込まれていることを踏まえ、海岸保全施設の維持等に関する技術的基準を早期に定めるとともに、「海岸保全施設維持管理マニュアル」の周知徹底を図り、堤防等において当該マニュアルに沿った健全度評価が実施され、予防保全の考え方に基づく長寿命化計画が早期に策定されるよう財政的及び技術的支援に努めること。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制を行う等の措置を

講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 何人も、一定の場合を除き、海域において、船舶から有害水バラスト（水中の生物を含む水バラストであって、水域環境の保全の見地から有害となるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）を排出してはならないこと。
- 二 一定の船舶の船舶所有者は、当該船舶に、五の有害水バラスト処理設備証明書^{（一）}の交付又は有害水バラスト処理設備技術基準に適合するものであることについて国土交通大臣の行う確認を受けた有害水バラスト処理設備を設置しなければならないこと。
- 三 一定の船舶の船舶所有者は、当該船舶ごとに、有害水バラスト汚染防止管理者を選任するとともに、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこと。
- 四 一定の船舶の船長は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付け、有害水バラスト汚染防止管理者は、当該記録簿への記載を行うとともに、船長及び船舶所有者は、これを一定期間保存しなければならないこと。
- 五 国土交通大臣は、有害水バラスト処理設備の製造を業とする者等の申請により、有害水バラスト処理設備技術基準に適合し、かつ、均一性を有する有害水バラスト処理設備をその型式について指定するとともに、当該申請をした者は、型式について指定を受けた有害水バラスト処理設備につき、有害水バラスト処理設備証明書を交付することができること。
- 六 定期検査の対象に、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書を追加すること。
- 七 国土交通大臣は、定期検査の結果、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が国土交通省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染等防止証書を交付しなければならないこととし、船舶所有者の申請により、国際海洋汚染等防止証書を交付すること。
- 八 国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶に設置された有害水バラスト処理設備又は有害水バラスト汚染防止措置手引書が七の基準に適合しないと認めるとき等の場合は、当該船舶の船長に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができること。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行す

ること。

○建設業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付）要旨

本案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工を確保するため、許可に係る業種区分に解体工事業を追加するとともに、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するほか、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 建設業法の一部改正

- 1 許可に係る業種区分に、解体工事業を追加すること。
- 2 許可に係る欠格要件及び取消事由に、暴力団員であること等を追加すること。
- 3 許可申請書等の閲覧対象から個人情報が含まれる書類を除外すること。
- 4 建設業者及び建設業者団体による建設工事の担い手の育成及び確保並びにこれらの取組に係る国土交通大臣による支援をそれぞれの責務として追加すること。

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

- 1 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項に、「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること」を追加すること。
- 2 公共工事を受注した建設業者が暴力団員等と判明した場合には、各省各庁の長等は、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事等にその事実を通知しなければならないこと。
- 3 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないこと。
- 4 公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならないこと。

三 浄化槽法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正

浄化槽工事業及び解体工事業の登録の拒否事由及び取消事由に、暴力団員であること等を追加すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 建設工事の適正な施工とその中長期的な担い手確保を図るため、低入札価格調査制度などの導入が進んでいない市町村において導入を促進することなどのダンピング受注対策の更なる強化を図ること。
- 二 公共工事設計労務単価の引上げが一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につながるよう、賃金の支払い状況の把握を含め所要の対策を講ずるとともに、最近の技能労働者の不足等の市場実態を反映した公共工事設計労務単価の適宜適切な見直しを行うこと。
- 三 建設業許可に係る業種区分の見直しによって新設される解体工事業の許可に当たっては、混乱のないように円滑な施行に努めるとともに、解体工事に伴う重大事故が絶えないことに鑑み、公衆災害の防止に万全を期すこと。
- 四 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の義務付けに当たっては、一次下請以下の施工体制の的確な把握により、手抜き工事や不当な中間搾取などの防止、安全な労働環境の確保などの適切な施工体制の確立を図ること。
- 五 建設労働者の社会保険の加入が早急かつ確実に実現されるよう、適正な額の請負代金での下請契約の締結を含め指導監督を強化するとともに、所要の対策を講ずること。

○建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）（参議院送付）要旨

本案は、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建築物における木材利用の促進を図るため、耐火建築物としなければならないこととされている3階建ての学校等の特殊建築物について、一定の防火措置を講じた場合には、主要構造部を準耐火構造等とすることができること。
- 二 構造計算適合性判定の手続について、建築主が都道府県知事又は指定構造

計算適合性判定機関に直接申請することとするとともに、比較的簡易な構造計算について、一定の要件を満たす建築主事等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定を不要とすること。

三 建築主事又は指定確認検査機関が一定の安全上の基準に適合していることを認めるときは、工事中の建築物を仮使用できることとすること。

四 現行の建築基準が予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物について、国土交通大臣がこれと同等以上の効力があると認める場合には当該基準を適用しないこと。

五 容積率の算定に当たって、地階の部分の床面積を一定の限度まで延べ面積に算入しない特例を、老人ホーム等についても適用すること。

六 建築物や建築設備等についての定期調査・検査の対象を見直すとともに、定期調査・検査は一定の資格者にさせなければならないこととすること。

七 国土交通大臣による建築物等の調査権限を創設し、国が関係者からの報告徴収や建築物への立入検査等を行うことができることとするとともに、国土交通大臣及び特定行政庁は建築設備等の製造者等に対する調査を実施できること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 木造建築関連基準の見直しにより、国産木材の利用促進や十分な安全性が確保された大規模な木造建築物の一層の普及が図られるよう、地方公共団体や関係団体等と連携し、改正内容等の周知に万全を期すこと。また、伝統的工法による木造建築物についても一般的に建築が可能となるよう、基準の策定等に向けた検討を行うこと。

二 構造計算適合性判定の申請が建築主による直接申請になることに伴い、その必要性等の判断や申請手続等に支障が生じることのないよう、建築主等に向けた十分な情報提供や相談体制の整備について地方公共団体に対し助言を行うこと。

三 本法による定期調査・検査報告制度の見直しに合わせ、調査・検査結果の報告率の一層の向上が図られるよう、地方公共団体等と連携し、適切な施策を講じること。

- 四 高齢者等の入居する施設等において火災に対する十分な安全性の確保が図られるよう、本法により強化される防火設備等に対する定期検査の確実な実施及び報告結果を踏まえた適切な是正指導等の実施について地方公共団体に対し助言を行うこと。
- 五 建築物やエレベーター等の建築設備に関する事故等の発生に際しては、本法により創設される調査権限を十分活用し、地方公共団体や関係団体等と連携して、迅速な原因解明や対策の実施に努めること。また、国における建築物等の事故等に対する調査体制の充実に努めること。
- 六 建築物における省エネルギー化を抜本的に進める観点からの基準の見直し、人の健康に悪影響を与えるおそれのある建築材料の使用抑制など、基準の在り方について幅広い観点から検討を行うこと。また、既存建築物の長寿命化のための新たな設備の付加や減築に関わる技術指針を示し、基準の在り方について検討すること。

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、宅地建物取引主任者という名称を宅地建物取引士という名称に変更するとともに、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行うよう努める宅地建物取引業者の義務、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由として暴力団員等であることの追加等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」の名称に改めること。また、「宅地建物取引士」とは、宅地建物取引士証の交付を受けた者をいうこと。
- 二 宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならないこと。
- 三 宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないこと。
- 四 宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこと。

- 五 宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならないこと。
- 六 宅地建物取引業の免許に係る欠格事由及び取消事由に、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることを追加すること。
- 七 宅地建物取引士の登録に係る欠格事由及び消除事由に、暴力団員等であることを追加すること。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第36号）要旨

本案は、建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに建築主等への情報開示の充実を図るため、設計受託契約等の原則について定めるとともに、一定規模以上の建築物に係る設計受託契約等の締結に際しての書面の相互交付義務等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 設計受託契約等（設計受託契約又は工事監理受託契約）の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないこと。
- 二 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約等の当事者は、契約の締結に際して一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないこと。
- 三 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計又は工事監理の委託を受けた建築士事務所の開設者は、当該業務をそれぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならないこと。
- 四 管理建築士は、その建築士事務所の受託可能な業務量の設定等の技術的事項を総括すること。
- 五 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、それぞれの建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならないこと。
- 六 「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者とし、建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合に、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないこと。

七 国土交通大臣は一級建築士に対し、都道府県知事は二級建築士若しくは木造建築士に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に建築士事務所等に立入検査等をさせることができること。

八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○水循環基本法案（参議院提出、参法第3号）要旨

本案は、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきたことに鑑み、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念として、水循環の重要性及び健全な水循環の維持又は回復のための取組の推進、水の公共性及び水の適正な利用、健全な水循環への配慮、流域の総合的かつ一体的な管理並びに水循環に関する国際的協調を定めること。

二 国は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること等、水循環に関する施策について、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めること。

三 水の日を設け、これを8月1日とし、国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないこと。

四 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

五 政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないこと。

六 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を定めなければならないこと。

七 基本的施策として、次の事項を定めること。

1 国及び地方公共団体は、貯留・涵養機能^{かん}の維持及び向上、水の適正かつ有効な利用の促進等の施策を講じるとともに、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、連携及び協力の推進に努めること。

2 国は、健全な水循環に関する教育の推進、民間団体等の自発的な活動の

促進、水循環施策の策定に必要な調査の実施、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興、国際的な連携の確保等に必要な措置を講ずること。

- 八 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部を置くこととし、当該本部の長には、内閣総理大臣を充てること。
- 九 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、参法第4号）要旨

本案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「雨水の利用」とは、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用することをいうこと。ただし、水道、農業用用水路、工業用水道の原水として使用することを除くこと。
- 二 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施すること等、雨水の利用の推進に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、事業者及び国民の責務を定めること。
- 三 政府は、雨水の利用の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。
- 四 国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。また、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができ、さらに、市町村は、基本方針（都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針）に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画を定めることができること。
- 五 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めることとし、国土交通大臣は、当該目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。また、地

方公共団体及び地方独立行政法人は、当該目標に準じて、自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるよう努めること。

六 政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならないこと。

七 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水貯留施設の新設、不要浄化槽の当該施設への転用等について、助成を行うよう努めること。また、国は、助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならないこと。

八 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第8号）要旨

本案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の目的に、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を明記すること。

二 基本理念に、次の事項等を追加すること。

1 公共工事の品質は、施工技術の維持向上並びにその担い手の中長期的な育成及び確保により、将来にわたり確保されること。

2 公共工事の品質確保に当たっては、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されることにより、入札及び契約の適正化が図られるように配慮されること。

3 公共工事の品質確保に当たっては、下請契約を含む契約が適正な額の請負代金で締結され、公共工事に従事する者の労働環境が改善されるように配慮されること。

三 発注者の責務に、次の事項等を追加すること。

1 公共工事を施工する者が担い手の中長期的な育成及び確保のための適正な利潤を確保できるよう、市場の実態を的確に反映した積算を行うことに

より、予定価格を適正に定めること。

2 その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定等の必要な措置を講ずること。

四 公共工事の受注者は、適正な額での下請契約の締結、技術的能力の向上、技能労働者等の育成及び確保並びに労働環境の改善に努めること。

五 発注者は、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に努めるとともに、段階的選抜方式、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式、複数年契約や共同受注など地域における社会資本の維持管理に資する方式など、多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択することができること。

六 国と地方公共団体は連携協力することとし、国は、発注者を支援するため、発注関係事務の運用に関する指針を定め、地方公共団体の施策に関し、必要な援助を行うよう努めること。

七 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、その品質を確保するよう努めること。

八 この法律は、公布の日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 発注者の予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げが行われないう、関係機関にその趣旨を徹底すること。

二 公共工事の入札不調等の発生の増加に鑑み、予定価格と実勢価格の乖離の対策として、本法に基づく見積徴収方式が発注者において活用されるよう促進するとともに、見積価格の妥当性を適切に確認し、適正な予定価格の設定を図ること。

三 多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずること。

四 段階的選抜方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行

うこと等その運用について十分な配慮を行うこと。

五 発注者を含む関係者が連携し、公共工事の受注者が、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保、これらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めるよう適切な措置が講じられること。

【環境委員会】

○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、7年以下の懲役に処するものとする。
- 二 一の罪の未遂は、罰するものとする。
- 三 一の罪を犯す目的で、その予備をした者は、3年以下の懲役に処するものとする。ただし、一の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減免するものとする。
- 四 特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、5年以下の懲役に処するものとする。
- 五 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）要旨

本案は、最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態に鑑み、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるとともに、この法律の目的に、鳥獣の管理を図ることを加えるものとする。
- 二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）及びその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）を定めることができるものとする。
- 三 都道府県等は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、環境大臣が指定した集

中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（指定管理鳥獣）の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をする事業を実施することができるものとする。

- 四 鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、安全管理体制、従事する者の技能及び知識等が一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。
- 五 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で、麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。
- 六 網猟免許及びわな猟免許を取得できない年齢を、20歳未満から18歳未満に引き下げるものとする。
- 七 環境大臣及び都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 認定鳥獣捕獲等事業者には、高度な捕獲技術に基づく効果的な捕獲や、地域の実情に即した地域密着型の捕獲が求められることに鑑み、当該事業者の認定要件については、鳥獣の種類や状況に応じた鳥獣管理に関する知見、安全管理体制、捕獲に携わる者に対する安全や捕獲技術に関する研修の実施体制等が総合的に勘案された適切な基準を定めること。
- 二 科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する職員が都道府県に配置されることが重要であることに鑑み、専門的知見を有する職員が都道府県に適切に配置されるよう支援を行うこと。
また、都道府県における当該職員の配置状況について把握し、毎年公表を行うこと。
- 三 捕獲体制の新たな担い手である認定鳥獣捕獲等事業者が業務を実施するに当たっては、従来その地域で活動してきた狩猟者団体との軋轢が生じることのないよう、役割分担を明確にするとともに、両者が連携して取り組むこと

のできる体制を構築するよう助言すること。

四 夜間の銃による捕獲は、適切な方法で実施しなければ危険性が非常に高いことから、効果的な捕獲方法の確立を図るとともに、安全対策について万全の措置を講じること。

五 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において認められる捕獲等鳥獣の放置については、他の野生生物への影響をはじめとする生態系への影響に加え、同事業が鳥獣の尊い命を奪う行為であるということにも十分配慮して、環境省令を定めること。

六 都道府県の区域を越えて生息する第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。

七 科学的・計画的な鳥獣管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、当該手法の全国的な統一を図るなどにより、都道府県等による正確な生息数の推定等を促進させること。

八 生物多様性国家戦略に掲げられている自然共生社会の実現のためには、鳥獣の生息地である森林や里山等の維持・保全を進めることが重要であるとの認識のもと、関係行政機関や土地所有者等と調整を図りつつ、長期的な展望を持って生息環境管理に取り組むこと。

九 防護柵の設置や放置された農作物等の除去等による被害防除は、被害の未然防止のみならず、鳥獣の生息数の抑制にも資することから、当該対策が適切に行われるよう、都道府県や市町村に対し助言を行うこと。

十 新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分に活用されるよう、指定管理鳥獣等事業に関する実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うことについて検討すること。

また、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を委託するに際し、認定鳥獣捕獲等事業者等による捕獲が効率的かつ適正に行われるよう指導を行うこと。

十一 希少鳥獣については、その生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大に伴い、当該鳥獣の捕獲等を実施する必要が生じた場合であっても、その個体群の長期的存続に影響が及ばないよう十分に留意すること。

十二 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底等による安全性を確保しつつ、販売経路の確立、消費拡大への支援等、関係機関と連携しながら適切な措置を講じること。

- 十三 本法第80条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する最新の情報に基づく保護及び管理が図られていないと認められるときは、関係行政機関の連携により、速やかに生息情報の収集を図りつつ、本法除外対象種の見直しを行うこと。
- 十四 錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、とらばさみを用いた猟法が平成19年1月の規則改正により法定猟法から除外されたことを踏まえ、とらばさみの一層の制限について検討を行うこと。
- 十五 本法により、鳥獣の捕殺を伴う積極的な管理が実施されることとなることに鑑み、鳥獣管理の必要性や科学的根拠を国民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること。

○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第31号）要旨

本案は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資することを目的とすること。
- 二 都道府県又は市町村が、国立公園、国定公園等の自然の風景地、記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、当該事業を実施する区域内への立入りについて、当該区域内に立ち入る者から収受する料金をその経費に充てるものを地域自然環境保全等事業とすること。
- 三 都道府県又は市町村が、当該都道府県又は市町村の区域における自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するため、自然環境トラスト活動を促進する事業を自然環境トラスト活動促進事業とすること。
- 四 地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域を地域自然資産区域とすること。
- 五 環境大臣及び文部科学大臣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針を定めなければならないことと

すること。

六 都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画を作成することができることとし、この計画に基づく事業又は活動の実施について、環境大臣等の協議・同意を経たものについては、自然公園法の許可等を不要とする特例措置を設けるものとする。

七 六の計画を作成しようとする都道府県又は市町村は、この計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとする。

八 都道府県及び市町村は、自然環境トラスト活動促進事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法第241条の基金として、自然環境トラスト活動基金を設けることができることとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【安全保障委員会】

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備、防衛審議官の新設、航空自衛隊の航空総隊の改編、早期退職募集制度に対応するための若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自衛官の定数を586人削減し、24万7,160人に改めること。
- 二 即応予備自衛官の員数を292人削減し、8,175人に改めること。
- 三 内部部局の職員に自衛官を加え、その定数を40人とする事。
- 四 防衛審議官を新設し、防衛会議の委員に加えること等その新設に伴う所要の規定の整備を行うこと。
- 五 航空自衛隊の航空総隊の編成に航空戦術教導団を加えること。
- 六 航空自衛隊航空開発実験集団司令部の所在地を東京都とすること。
- 七 早期退職募集制度に対応するため、若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備を行うこと。
- 八 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 九 この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定めること。

【予算委員会】

○平成25年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを計上するなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成25年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

| | |
|----|----------------|
| 当初 | 92,611,539 百万円 |
| 補正 | 5,465,428 百万円 |
| 計 | 98,076,967 百万円 |

歳出

| | |
|----|----------------|
| 当初 | 92,611,539 百万円 |
| 補正 | 5,465,428 百万円 |
| 計 | 98,076,967 百万円 |

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

| | |
|--------------------|-----------------|
| 1 租税及印紙収入 | 2,258,000 百万円 |
| 2 政府資産整理収入 | 7,236 百万円 |
| 3 雑収入 | 362,119 百万円 |
| (1) 雑収入 | 358,659 百万円 |
| (2) 雑収入（復興財源） | 3,460 百万円 |
| 4 公債金 | — |
| (1) 公債金 | 1,239,000 百万円 |
| (2) 特例公債金 | △ 1,239,000 百万円 |
| 5 前年度剰余金受入 | 2,838,073 百万円 |
| (1) 前年度剰余金受入 | 910,756 百万円 |
| (2) 前年度剰余金受入（復興財源） | 1,927,317 百万円 |

| | | |
|---------------------------------------|---|---------------|
| 計 | | 5,465,428 百万円 |
| 歳出 | | |
| 1 競争力強化策関連経費 | | 1,398,007 百万円 |
| 2 女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費 | | 300,507 百万円 |
| 3 防災・安全対策の加速関連経費 | | 1,195,813 百万円 |
| 4 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和関連経費 | | 649,278 百万円 |
| 5 地方交付税交付金 | | 1,160,798 百万円 |
| 6 その他の経費 | | 363,599 百万円 |
| 7 既定経費の減額 | △ | 1,533,351 百万円 |
| 8 東日本大震災復興特別会計へ繰入 | | 1,930,777 百万円 |
| 計 | | 5,465,428 百万円 |

○平成25年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、東日本大震災復興特別会計等13特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等2特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

| | 歳 入（百万円） | 歳 出（百万円） |
|---------------|------------|------------|
| 交付税及び譲与税配付金勘定 | | |
| 当初 | 53,951,807 | 53,515,114 |
| 補正 | 1,468,225 | 1,461,425 |
| 計 | 55,420,032 | 54,976,539 |

2 財政投融资特別会計

| | 歳 入（百万円） | 歳 出（百万円） |
|------|-----------|-----------|
| 投資勘定 | | |
| 当初 | 914,001 | 914,001 |
| 補正 | 220,380 | 220,380 |
| 計 | 1,134,380 | 1,134,380 |

3 エネルギー対策特別会計

| | 歳入 (百万円) | 歳出 (百万円) |
|---------------|-----------|-----------|
| (1) エネルギー需給勘定 | | |
| 当初 | 2,316,023 | 2,316,023 |
| 補正 | 98,304 | 98,304 |
| 計 | 2,414,327 | 2,414,327 |
| (2) 電源開発促進勘定 | | |
| 当初 | 322,150 | 322,150 |
| 補正 | 3,165 | 3,165 |
| 計 | 325,315 | 325,315 |

4 社会資本整備事業特別会計

| | 歳入 (百万円) | 歳出 (百万円) |
|------------|-----------|-----------|
| (1) 治水勘定 | | |
| 当初 | 805,469 | 805,469 |
| 補正 | 119,040 | 119,040 |
| 計 | 924,509 | 924,509 |
| (2) 道路整備勘定 | | |
| 当初 | 1,934,625 | 1,934,625 |
| 補正 | 227,940 | 227,940 |
| 計 | 2,162,565 | 2,162,565 |
| (3) 港湾勘定 | | |
| 当初 | 243,488 | 243,488 |
| 補正 | 33,704 | 33,704 |
| 計 | 277,192 | 277,192 |
| (4) 空港整備勘定 | | |
| 当初 | 329,819 | 329,819 |
| 補正 | 15,209 | 15,209 |
| 計 | 345,028 | 345,028 |
| (5) 業務勘定 | | |
| 当初 | 237,536 | 237,536 |
| 補正 | △ 4,402 | △ 4,402 |
| 計 | 233,133 | 233,133 |

5 東日本大震災復興特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|----|-----------|-----------|
| 当初 | 4,383,961 | 4,383,961 |
| 補正 | 918,399 | 918,399 |
| 計 | 5,302,359 | 5,302,359 |

以上のほかに、国債整理基金特別会計、労働保険特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、国有林野事業債務管理特別会計、漁業再保険及び漁業共済保険特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計及び社会資本整備事業特別会計である。

○平成25年度政府関係機関補正予算（機第1号）

本補正予算は、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正措置を講ずるものである。

政府関係機関補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

株式会社日本政策金融公庫

1 国民一般向け業務

借入金の限度額を2,180,000百万円から2,230,000百万円に改めることとする。

2 中小企業者向け業務

借入金の限度額を1,665,000百万円から1,715,000百万円に改めることとする。

3 危機対応円滑化業務

損害担保事業の損失補填の総額の限度額を1,783,200百万円から1,943,200百万円に改めることとする。

○平成26年度一般会計予算

本予算は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して

3. 2%増の72兆6,121億円であり、また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を1兆6,010億円下回る41兆2,500億円で、公債依存度は43.0%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1 租税及印紙収入 50,001,000 百万円

生産性向上設備投資促進税制の創設、中小企業投資促進税制の拡充、研究開発税制の拡充、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の1年前倒し廃止、交際費課税の緩和、給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正のための取組、車体課税の見直しなど、所要の措置を講ずることとしている。

2 官業益金及官業収入 45,397 百万円

3 政府資産整理収入 332,824 百万円

4 雑収入 4,247,722 百万円

5 公債金 41,250,000 百万円

(1) 公債金 6,002,000 百万円

(2) 特例公債金 35,248,000 百万円

6 前年度剰余金受入 5,360 百万円

計 95,882,303 百万円

歳出

1 社会保障関係費 30,517,515 百万円

(1) 年金医療介護保険給付費 22,555,657 百万円

(2) 生活保護費 2,922,167 百万円

(3) 社会福祉費 4,448,018 百万円

(4) 保健衛生対策費 409,277 百万円

(5) 雇用労災対策費 182,396 百万円

高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保する。その際、消費税増収分を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、国分の消費税収の使途が高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大されることにあわせ、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大や病床機能の分化・連携等のための新たな財政支援制度の創設、難病の対象疾患の拡充などを実施することとしている。あわせて、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げを恒

久化するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障4経費の増加について、医療機関、介護事業者等への課税仕入れにかかるコスト増への対応を適切に行うこととしている。これらの結果、前年度当初予算額に対して1兆3,951億円増となっている。

| | | |
|-----|------------|---------------|
| 2 | 文教及び科学振興費 | 5,442,127 百万円 |
| (1) | 義務教育費国庫負担金 | 1,532,183 百万円 |
| (2) | 科学技術振興費 | 1,337,223 百万円 |
| (3) | 文教施設費 | 73,344 百万円 |
| (4) | 教育振興助成費 | 2,391,660 百万円 |
| (5) | 育英事業費 | 107,717 百万円 |

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、省庁間の連携強化のための取組や、国際競争力強化のための研究開発等に重点化を図ることとしている。

| | | |
|-----|--------------|----------------|
| 3 | 国債費 | 23,270,155 百万円 |
| 4 | 恩給関係費 | 444,288 百万円 |
| (1) | 文官等恩給費 | 14,193 百万円 |
| (2) | 旧軍人遺族等恩給費 | 408,318 百万円 |
| (3) | 恩給支給事務費 | 1,470 百万円 |
| (4) | 遺族及び留守家族等援護費 | 20,308 百万円 |
| 5 | 地方交付税交付金 | 16,023,245 百万円 |

所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額12兆2,191億円から、平成19年度及び20年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づき平成26年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,145億円を控除し、特例加算額等4兆1,186億円を加えた額を計上している。

| | | |
|---|---------|-------------|
| 6 | 地方特例交付金 | 119,188 百万円 |
|---|---------|-------------|

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

| | | |
|---|-------|---------------|
| 7 | 防衛関係費 | 4,884,794 百万円 |
|---|-------|---------------|

平成25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」等を踏まえ、警戒監視能力の強化、島嶼部攻撃への対応の強化等を図る観点から、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底することとしている。

| | | |
|-----|-----------------|---------------|
| 8 | 公共事業関係費 | 5,968,495 百万円 |
| (1) | 治山治水対策事業費 | 842,162 百万円 |
| (2) | 道路整備事業費 | 1,322,818 百万円 |
| (3) | 港湾空港鉄道等整備事業費 | 420,749 百万円 |
| (4) | 住宅都市環境整備事業費 | 548,558 百万円 |
| (5) | 公園水道廃棄物処理等施設整備費 | 121,078 百万円 |
| (6) | 農林水産基盤整備事業費 | 573,011 百万円 |
| (7) | 社会資本総合整備事業費 | 1,996,419 百万円 |
| (8) | 推進費等 | 70,621 百万円 |
| (9) | 災害復旧等事業費 | 73,079 百万円 |

東日本大震災からの復興加速を図るため、復興のための施策を着実に推進するほか、引き続き、投資の重点化・効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守るインフラ老朽化対策や南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策などの課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。

なお、社会資本整備事業特別会計の廃止・一般会計への統合に伴う影響額は6,167億円となっている。

| | | |
|---|-------|-------------|
| 9 | 経済協力費 | 509,780 百万円 |
|---|-------|-------------|

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

| | | |
|----|---------|-------------|
| 10 | 中小企業対策費 | 185,284 百万円 |
|----|---------|-------------|

ものづくり技術の研究開発等への支援を充実させるほか、中小企業の資金繰り対策や消費税転嫁対策等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

| | | |
|----|----------|-------------|
| 11 | エネルギー対策費 | 964,205 百万円 |
|----|----------|-------------|

平成26年4月からの「地球温暖化対策のための税」の税率引上げ分を活用して、再生可能エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、エ

エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策等に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

| | |
|---|----------------|
| 12 食料安定供給関係費 | 1,050,666 百万円 |
| 農林水産業の競争力強化を推進する観点から、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を着実に実施するため、経営所得安定対策を見直すとともに、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約の加速化、6次産業化や輸出拡大の推進等を図ることとしている。 | |
| 13 その他の事項経費 | 6,152,561 百万円 |
| 14 予備費 | 350,000 百万円 |
| 計 | 95,882,303 百万円 |

○平成26年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等15特別会計（平成26年度においては、社会資本整備事業特別会計を廃止し、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合することとしている。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、411兆4,257億7,200万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、195兆2,049億4,700万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

| 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|------------|------------|
| 54,109,956 | 52,756,611 |

「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年法律第76号）に基づき、平成26年度より、交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、本会計における勘定区分を廃止するとともに、交通安全対策特別交付金に関する経理を本会計において行うこととしている。歳入では、一般会計から16兆2,122億7,200万円を受け入れ、法人住民税の税率引き下げ分に相当する地方法人税（仮称）の税収の全額3億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として5,723億

3,200万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から33兆1,172億9,500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として16兆3,229億9,000万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税5,723億3,200万円）、国債整理基金特別会計への繰入として33兆4,901億9,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

| 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|-------------|-------------|
| 214,086,088 | 214,086,088 |

一般会計から23兆2,692億5,600万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から67兆9,841億3,400万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から920億6,900万円、租税1,426億円、公債金92兆6,366億5,400万円、復興借換公債金1兆5,128億6,600万円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社の株式の売払収入1,307億3,900万円、日本郵政株式会社の配当金収入228億9,600万円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社の配当金収入62億700万円、運用収入1,544億3,000万円、東日本大震災復興運用収入148億2,900万円、雑収入1,188億4,000万円、東日本大震災復興雑収入5億6,800万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第47条の規定により平成25年度において発行予定の公債に係る公債金収入28兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

| 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|-----------|-----------|
| 2,424,959 | 1,635,241 |

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、平成25年度の実績見込等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により、平成25年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆5,851億9,400万円を平成26年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|----------------|------------|------------|
| (1) 財政融資資金勘定 | 38,233,419 | 37,946,834 |
| (2) 投資勘定 | 317,423 | 317,423 |
| (3) 特定国有財産整備勘定 | 50,150 | 50,150 |

財政融資資金勘定において、本勘定の負担において発行する公債の限度額

を16兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、長期リスクマネーを呼び水として供給し、民間投資を活性化させるとともに、日本企業の海外展開やインフラ輸出・資源確保等を積極的に支援することとし、3,172億円（平成25年度当初予算額2,638億円）の産業投資支出を行うこととしている。

5 エネルギー対策特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|-----------------|-----------|-----------|
| (1) エネルギー需給勘定 | 2,429,832 | 2,429,832 |
| (2) 電源開発促進勘定 | 363,561 | 363,561 |
| (3) 原子力損害賠償支援勘定 | | |
| | 9,200,928 | 8,852,236 |

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。また、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、本勘定から原子力損害賠償支援機構に交付する交付国債の発行限度額を、4兆円引き上げることとしている。

6 年金特別会計

| | 歳入（百万円） | 歳出（百万円） |
|--------------------|------------|------------|
| (1) 基礎年金勘定 | 22,435,328 | 22,435,328 |
| (2) 国民年金勘定 | 4,535,965 | 4,535,965 |
| (3) 厚生年金勘定 | 41,088,617 | 41,088,617 |
| (4) 健康勘定 | 9,826,051 | 9,826,051 |
| (5) 子どものための金銭の給付勘定 | | |
| | 1,488,768 | 1,488,768 |
| (6) 業務勘定 | 385,117 | 385,117 |

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆9,374億5,600万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平成25年法律第76号）に基づき、平成26年度より、福祉年金勘定を国民年金勘定に統合することに伴い、福祉年金勘定で経理していた福祉年金及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成16年法律第166号）に基づく特別障害

給付金の支給に必要な所要額等を国民年金勘定に計上している。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、8兆7,770億3,900万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、118億7,700万円を受け入れることとしている。

7 東日本大震災復興特別会計

| 歳 入 (百万円) | 歳 出 (百万円) |
|-----------|-----------|
| 3,646,408 | 3,646,408 |

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第227条の規定による一般会計からの受入額7,030億2,100万円、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）第69条第4項の規定により発行する公債に係る公債金収入2兆1,393億円を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、森林保険、国有林野事業債務管理、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成26年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

| 収 入 (百万円) | 支 出 (百万円) |
|-----------|-----------|
| 18,919 | 15,510 |

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,420億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資18億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

| | 収 入 (百万円) | 支 出 (百万円) |
|------------------|-----------|-----------|
| (1) 国民一般向け業務 | 185,881 | 108,471 |
| (2) 農林水産業者向け業務 | 62,102 | 57,162 |
| (3) 中小企業者向け業務 | 137,032 | 76,638 |
| (4) 信用保険等業務 | 315,716 | 952,180 |
| (5) 危機対応円滑化業務 | 84,912 | 206,842 |
| (6) 特定事業等促進円滑化業務 | | |
| | 2,704 | 2,704 |

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で20兆9,000億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金587億円を予定している。

危機対応円滑化業務においては、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともにデフレ及び原油・原材料価格高騰等に伴う経済環境変化への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として1兆2,320億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ1兆320億円及び社債の発行による収入2,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金300万円を予定している。さらに、利子補給事業における利子補給金の原資及び損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から6,800万円及び東日本大震災復興特別会計から8億円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等12億9,000万円を交付することとしている。

3 株式会社国際協力銀行

| 収 入 (百万円) | 支 出 (百万円) |
|-----------|-----------|
| 821,482 | 805,553 |

安定的かつ安価な資源・エネルギーの確保への取組並びに我が国企業の海外投資及びインフラ需要の旺盛な地域への海外展開の支援に重点を置き、2兆2,500億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金310億円、外国為替資金からの借入金1兆2,500億円、財政融資資金からの借入金3,000億円、社債の発行による収入

5,200億円、貸付回収金等1,490億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

| 収 入 (百万円) | 支 出 (百万円) |
|-----------|-----------|
| 170,357 | 111,901 |

開発途上地域の政府等に対して、9,885億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金485億円、財政融資資金からの借入金4,220億円、国際協力機構債券の発行による収入1,400億円及び貸付回収金等3,780億円を予定している。

【決算行政監視委員会】

○平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費の予算額5,656億7,454万4,000円のうち、平成23年8月19日から平成24年2月10日までの間において決定された4,909億7,107万円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費、東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費等9件である。

○平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成23年度一般会計予備費の予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から平成24年3月27日までの間において決定された748億110万8,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費、大雪に伴う道路事業に必要な経費、水俣病被害者の救済に必要な経費等9件である。

○平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成23年度特別会計予備費の予算総額1兆484億9,234万2,000円のうち、平成24年3月27日に決定された社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

○平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定により平成23年4

月18日から平成24年3月27日までの間において決定された4,938億2,197万7,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額等2特別会計の12件である。

○平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めめるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費の予算額9,099億9,947万9,000円のうち、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間において決定された9,099億9,947万9,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、保育所緊急整備事業等に必要な経費、中小企業信用保険事業に必要な経費、重点分野雇用創造事業に必要な経費等108件である。

○平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めめるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成24年度一般会計予備費の予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から平成24年12月20日までの間において決定された1,131億9,070万1,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、領海における警備体制の緊急整備に必要な経費、水俣病被害者の救済に必要な経費等16件である。

○平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めめるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成24年度特別会計予備費の予算総額2兆1,649億1,975万6,000円のうち、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間に決定された3,396億3,819万7,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内容は、東日本大震災復興特別会計における東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る

中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費、災害救助等に必要な経費、公立学校の安全対策に必要な経費等の10件である。

○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定により平成24年7月6日から平成24年11月30日までの間において決定された1,059億8,110万3,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額及び災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計道路整備勘定における防災・減災対策に係る道路事業に必要な経費の増額等2特別会計の20件である。

○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

本件は、平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定により平成25年2月26日に決定された交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額145億4,084万9,000円につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

○平成21年度一般会計歳入歳出決算、平成21年度特別会計歳入歳出決算、平成21年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成21年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成21年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額107兆1,142億4,310万円余、歳出決算額100兆9,734億2,438万円余であり、差引き6兆1,408億1,872万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、

平成22年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成21年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆6,246億8,287万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成21年度末現在631兆4,994億1,410万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成21年度末現在49兆9,218億166万円余である。

二 特別会計

平成21年度の特別会計の数は21であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入377兆8,931億1,607万円余、歳出348兆600億3,470万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は13兆9,516億1,974万円余、不用額の合計額は16兆5,547億9,603万円余である。

債務負担額は、平成21年度末現在271兆9,672億2,203万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成21年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額50兆4,845億8,172万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等49兆7,737億2,813万円余であり、差引き7,108億5,358万円余が平成21年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成21年度の政府関係機関の数は3であり、その収入支出の決算額の合計は、収入1兆2,771億9,730万円余、支出1兆5,300億9,975万円余である。

○平成22年度一般会計歳入歳出決算、平成22年度特別会計歳入歳出決算、平成22年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成22年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成22年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額100兆5,345億6,274万円余、歳出決算額95兆3,123億4,170万円余であり、差引き5兆2,222億2,104万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成23年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成22年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆4,651億6,887万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成22年度末現在668兆8,633億8,563万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成22年度末現在48兆1,624億4,620万円余である。

二 特別会計

平成22年度の特別会計の数は18であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入386兆9,849億1,765万円余、歳出345兆740億528万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は15兆7,724億1,410万円余、不用額の合計額は21兆3,845億6,512万円余である。

債務負担額は、平成22年度末現在271兆6,020億571万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成22年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額51兆3,859億9,328万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等50兆7,222億2,829万円余であり、差引き6,637億6,498万円余が平成22年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成22年度の政府関係機関の数は3であり、その収入支出の決算額の合計は、収入1兆2,044億9,278万円余、支出1兆4,063億1,432万円余である。

○平成23年度一般会計歳入歳出決算、平成23年度特別会計歳入歳出決算、平成23年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成23年度政府関係機関決算書

本件は、憲法第90条の規定に基づき国会に提出されたものであり、その概要は次のとおりである。

一 一般会計

平成23年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額109兆9,795億2,761万円余、歳出決算額100兆7,154億913万円余であり、差引き9兆2,641億1,848万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成24年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成23年度における財政法第6条の純剰余金は、1兆9,790億

4,746万円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。）は、平成23年度末現在702兆624億46万円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成23年度末現在47兆3,508億658万円余である。

二 特別会計

平成23年度の特別会計の数は17であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入409兆9,236億7,027万円余、歳出376兆4,631億7,089万円余である。また、翌年度繰越額の合計額は14兆2,937億2,383万円余、不用額の合計額は23兆6,370億6,133万円余である。

債務負担額は、平成23年度末現在274兆9,908億1,101万円余である。

三 国税収納金整理資金

平成23年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額52兆3,357億9,447万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等51兆6,066億6,351万円余であり、差引き7,291億3,095万円余が平成23年度末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

四 政府関係機関

平成23年度の政府関係機関の数は3であり、その収入支出の決算額の合計は、収入1兆1,711億6,699万円余、支出1兆2,736億1,812万円余である。

（議決の内容）

平成21年度、平成22年度及び平成23年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

- 1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (1) 決算の参照書類である「国の債務に関する計算書」に多数の誤りがあったことについては、決算に関連する各計数の信頼性を損ないかねない重大

な事態であり、誠に遺憾である。政府は、深く反省するとともに、二度とこのようなことが生じないように改善し再発防止に取り組むべきである。

- (2) 財政健全化については、国の財政は、国と地方を合わせた公的債務残高が年々増加の一途を辿り、非常に厳しい状況にあることから極めて重要な課題であると認識しなければならない。政府は、財政運営に対する信認を確保するため、国と地方の基礎的財政収支の黒字化、公的債務残高の対国内総生産比の安定的な低下を可能な限り早期に実現すべきである。そのため、昨年8月に策定された「中期財政計画」を踏まえ、財政健全化に向けた現実的かつ具体的な道筋を可及的速やかに国民に示すべきである。また、基礎的財政収支が黒字化された場合であっても、依然として多額の国債費の支払が必要となることを国民に対し十分に周知すべきである。

あわせて、歳出面については、社会保障支出の見直しに取り組むとともに、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映など予算のPDCAを徹底し、税金の無駄遣いを削減し、予算の重点化・効率化を進め、歳入面については、政策税制の適正化に向けた取組を進めるなど、歳入・歳出改革に全力で取り組むべきである。

補正予算の編成に当たっては、その規模が過大にならないよう事業の必要性等の精査を厳格に行い、財政規律の確保に努めるべきである。

また、予算統制の観点、財政の健全性の確保の観点から、ストック及びフローに関する国の財務情報を把握することが重要であり、インフラ資産の固定資産台帳の整備等の検討とともに、複式簿記、発生主義に基づく財務諸表の開示に努めるべきである。さらに、税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、マイナンバー制度の活用等を含めた税の徴収基盤の一層の強化を図るとともに、税務当局の職員の能力の向上に努めるべきである。

- (3) 東日本大震災からの復旧・復興については、一昨年、復興予算の使途が問題となったことに続き、自治体などが基金を造成して行う復興事業においても同様の事態が見受けられ、これらについて、政府において使途の厳格化の対応が図られているが、他方で、多額の繰越、不用額が生じているなど、復興に関する問題は未だ解消されていない。政府においては、復興関連の事業に対し適切に点検を行い、事業用地の取得迅速化のために既存の制度の抜本的な見直しを含め、被災地に必要かつ十分な支援が確実に届くよう最大限の努力をするとともに、引き続き震災関連死の防止に全力で

取り組むべきである。

また、被害総額の算定方法の妥当性、これまでに投下された復興予算の規模の適正性、民間に対する補償の在り方、効率的かつ迅速な復旧・復興の進め方について、あらゆる知見を活用して徹底した検証を行うべきである。特に今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、169兆円を超える被害額が見込まれていることを想起すれば、より効果的な復旧・復興の対応策が求められている。今回の震災を教訓に様々な視点から検討を行い、対応に万全を期するべきである。

東京電力株式会社による被害者への賠償金の支払い対応については、迅速かつ誠実に行われるよう指導すべきである。

なお、会計検査院においては、今回の復興関連の事業について、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検査を行うとされている会計検査院法の趣旨に沿った検査が行われているとは言い難いとの指摘もある。各事業の適正性及び政策効果の検証を一段と深め、国民の負託に応えるべきである。

- (4) 社会保障制度の改革に当たっては、給付の重点化、制度運営の効率化を進めることにより、国民負担の増大を抑制しつつ、世代間格差を是正する制度を実現すべきである。また、救急医療体制の整備、医療従事者、介護従事者の十分な確保、後発医薬品の普及促進、国公立病院等の経営状況の改善等に全力で取り組むとともに、リビング・ウィルの制度化を含めた終末期医療の在り方についての検討を加速すべきである。

さらに、生活保護制度の運用に当たっては、被保護者の自立支援を充実させるとともに、不正・不適正受給対策を推進すべきである。

社会福祉法人の財務については、透明性を高めるとともに、内部留保の使用目的を明確化するよう指導すべきである。

- (5) エネルギー政策については、原子力規制委員会の任務の遂行における独立性の確保に十分留意すべきである。また、高速増殖原型炉もんじゅにおいて機器の保守管理に多数の不備が発生したことは極めて遺憾である。本件に係る責任の明確化を図り、再発防止の体制整備に全力で取り組むべきである。また、現在使用されていないリサイクル機器試験施設については、その利活用方策を早急に検討すべきである。さらに、放射性廃棄物の最終処分地の選定作業が遅延している現状にかんがみ、国民の理解の促進、地元住民への説明等において国が主導的な役割を果たすべきである。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が促進されるような環境整備に努めるとともに、最先端の技術開発を推進すべきである。

- (6) 我が国経済については、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を実現することが直面する課題であるが、その後も長期的に安定した成長を実現していくためには、規制緩和を推進しつつ、道州制を見据えた経済成長戦略を実行していく必要がある。

また、内外の潜在需要を顕在化させつつ、中小企業やベンチャー企業が効果的に資金調達できる枠組みを検討するなど、民間投資を喚起する必要がある。加えて、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現に努めるべきである。

成長戦略を実行するには、日本国内のみならずグローバル化を活かしたヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備することが必要であり、それを支える足元のインフラのひとつである日本籍船の海上輸送の国際競争力強化、船員の確保・養成を図り、経済安全保障を強化していくことは重要な課題である。また、世界的な水問題に対し、我が国企業の強みを生かしてその解決に貢献するため、水ビジネスの積極的な国際展開を進めるべきである。

労働者の賃金上昇と雇用の拡大によってデフレからの脱却を図るよう政府としても引き続き必要な役割を果たすべきである。また、行政職場における臨時非常勤の増加に留意し、その処遇改善を図るべきである。

- (7) 独立行政法人改革に当たっては、国民に対する説明責任を果たすために、運営費交付金の使途を明確にして、透明性のある効率的な業務運営を行うよう見直しを進めるべきである。また、法人役員の責任の明確化、監事の機能強化、再就職規制の導入等により徹底した内部統制の確立を図るべきである。
- (8) 航空行政の実施に当たっては、国際競争基盤としての空港の重要性を十分に認識し、首都圏空港、近畿圏・中部圏空港、一般空港それぞれの機能が十分に発揮されるよう役割の明確化を図るとともに、各空港の利便性の一層の向上に努めるべきである。また、企業再生への対応に当たっては、会社間の健全な発展、安全対策の適切な実施について、十分配慮する必要がある。
- (9) 拉致問題の解決に当たっては、拉致事件の規模や被害者数が想定以上に大規模となる可能性が生じていることにかんがみ、全ての拉致被害者の安

全確保及び即時帰国、特定失踪者の消息解明、また、拉致に関する真相究明などに全力をあげて取り組むべきである。

- 2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

- 3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

(注：平成21年度決算、平成22年度決算及び平成23年度決算は、一括して審査・採決が行われた。)

○平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成21年度中の国有財産の増減額は、総増加額12兆6,745億2,575万円余、総減少額7兆6,687億2,133万円余であり、差引き純増加額は5兆58億442万円余である。

これを平成20年度末現在額102兆3,690億3,694万円余に加算すると、平成21年度末現在額は107兆3,748億4,136万円余である。

平成21年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産35兆2,634億4,469万円余、普通財産72兆1,113億9,666万円余であり、区分別では政府出資等65兆5,333億141万円余、土地19兆318億3,806万円余、立木竹6兆8,590億1,701万円余、工作物6兆6,814億9,222万円余、建物4兆5,770億5,080万円余等である。

○平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成21年度中の増減額は、総増加額2,129億9,700万円余、総減少額2,182億5,784万円余であり、差引き純減少額は52億6,083万円余である。

これを平成20年度末現在額 1兆886億8,879万円余から差引きすると、平成21年度末現在額は1兆834億2,795万円余である。

平成21年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆455億5,707万円余、緑地の用に供するもの140億809万円余等である。

○平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成22年度中の国有財産の増減額は、総増加額11兆4,195億5,577万円余、総減少額17兆6,004億5,066万円余であり、差引き純減少額は6兆1,808億9,488万円余である。

これを平成21年度末現在額107兆3,748億4,136万円余から差引きすると、平成22年度末現在額は101兆1,939億4,647万円余である。

平成22年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産30兆1,898億7,207万円余、普通財産71兆40億7,440万円余であり、区分別では政府出資等65兆461億6,019万円余、土地17兆9,649億1,738万円余、立木竹6兆9,072億3,720万円余、工作物5兆1,773億2,674万円余、建物3兆6,335億7,721万円余等である。

○平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成22年度中の増減額は、総増加額3,270億7,600万円余、総減少額3,506億9,456万円余であり、差引き純減少額は236億1,855万円余である。

これを平成21年度末現在額 1兆834億2,795万円余から差引きすると、平成22年度末現在額は1兆598億940万円余である。

平成22年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆257億4,638万円余、緑地の用に供するもの130億4,054万円余等である。

○平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書

本件は、国有財産法第34条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

平成23年度中の国有財産の増減額は、総増加額8兆6,577億9,010万円余、総減少額6兆9,974億1,753万円余であり、差引き純増加額は1兆6,603億7,256万円余である。

これを平成22年度末現在額101兆1,939億4,647万円余に加算すると、平成23年度末現在額は102兆8,543億1,904万円余である。

平成23年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産28兆9,625億10万円余、普通財産73兆8,918億1,894万円余であり、区分別では政府出資等68兆1,639億9,831万円余、土地17兆2,455億5,152万円余、立木竹6兆9,444億8,049万円余、工作物4兆7,786億6,486万円余、建物3兆5,838億8,499万円余等である。

○平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書

本件は、国有財産法第37条第1項の規定に基づき国会に報告されたものであり、その概要は次のとおりである。

無償貸付を行った国有財産の平成23年度中の増減額は、総増加額2,116億7,719万円余、総減少額2,272億8,498万円余であり、差引き純減少額は156億778万円余である。

これを平成22年度末現在額1兆598億940万円余から差引きすると、平成23年度末現在額は1兆442億161万円余である。

平成23年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの1兆8億8,049万円余、緑地の用に供するもの134億9,303万円余等である。

○平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

本件は、財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定された343億3,099万7,000円の債務負担行為につき、同条第4項の規定に基づき報告されたものである。その内訳は、航空機購入に係る債務負担行為、大型巡視船代船建造に係る債務負担行為及び大型巡視艇代船建造に係る債務負担行為の3件である。

【議院運営委員会】

○国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝君外2名提出、衆法第27号）

要旨

本案は、特定秘密の保護に関する法律附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国会法の一部改正

- 1 行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況を調査し、各議院又は各議院の委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会（以下「審査会」という。）を設置すること。
- 2 行政機関の長は、審査会から調査のために特定秘密の提出を求められたときは、その求めに応じなければならないものとする。ただし、求めに応じない理由を疎明し、その理由を審査会が受諾し得る場合又は受諾できない場合において国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明があったときは、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がないものとする。
- 3 審査会は、調査の結果、行政機関の長に対し、運用改善の勧告を行い、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとする。
- 4 委員会等が国政調査権に基づき特定秘密を含む報告・記録の提出を求め、行政機関の長が理由を疎明して求めに応じなかったときは、委員会等は、内閣への声明の要求に代えて、審査会に審査を要請することができることとする。また、その審査のために必要な特定秘密の提出手続については2と同様の規定を整備すること。
- 5 審査会は、4の審査の結果、行政機関の長に対し、報告・記録の提出をすべき旨の勧告をすることができるものとし、行政機関の長がその勧告に従わない場合については2と同様の規定を整備すること。
- 6 委員会等に提出された特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲を定めること。
- 7 審査会の事務は、議長が実施する適性評価においてその事務を行った場

合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとする。

二 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正
一の4から6と同様の規定を整備すること。

三 国会職員法の一部改正
職員等への適性評価の実施に係る規定を設けること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、特定秘密の保護に関する法律の施行の日から施行すること。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

○沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、課税の特例等に関し所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため、現行の金融業務特別地区制度に代えて、経済金融活性化特別地区制度を創設すること。

また、内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができることとし、沖縄県知事は集積を促進しようとする産業の内容等を定めた経済金融活性化計画を策定し、内閣総理大臣が当該計画を認定した場合に課税の特例等の措置を講じることとする。

二 従来国が指定していた情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区並びに国際物流拠点産業集積地域について、沖縄県知事が情報通信産業振興計画等を定めることができるものとし、当該計画において各地域等を定めることとする等の措置を講じること。

三 航空機燃料税の軽減措置の適用対象に、沖縄と本土との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料に加えて、沖縄県内の各地間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料を追加すること。

四 この法律は、平成26年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、沖縄県と連携を図りつつ、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

一 沖縄における企業集積の進展と企業活動の活性化が、知事への権限移譲といった沖縄の自主性を尊重する取組とも相まって、沖縄経済の自立的発展に極めて大きな役割を果たすことを踏まえ、各特区・地域制度が企業に十分に活用され、産業集積が促進されるよう努めること。

二 各特区・地域制度のこれまでの活用状況にかんがみ、企業の立地が一層促進されるよう、新たに創設する経済金融活性化特別地区をはじめとする各特区・地域制度の内容について周知を図り、今後の制度の定着状況の把握と公表に努めるとともに、必要に応じ課税の特例措置その他の制度の改善を検討すること。

- 三 離島航空路は、離島住民の生活にとって欠かせない生命線として重要な役割を担っていることを踏まえ、沖縄における離島航空路の維持及び充実が図られるよう努めるとともに、航空機燃料税の軽減措置に関しては、県民生活や観光、物流その他の企業活動に影響を与えないよう、3年後の期限において、期限の延長等の必要な措置を講ずるよう努めること。また、鉄軌道その他の公共交通機関の整備の在り方について、鋭意調査検討を行うこと。
- 四 米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取り組み、その早期返還の実現に努めるとともに、沖縄の基地負担軽減に全力を尽くすこと。
- 五 一括交付金制度が沖縄の自立的経済の発展に極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、沖縄の実情に即し、今後さらに効果的に活用できるよう、使い勝手の改善を図り、一層の充実を努めること。また、沖縄振興予算の充実を図るとともに、社会的養護の充実、母子生活支援施設の整備、学童保育の充実等、次世代育成支援を総合的・積極的に進めること。
- 六 さとうきびは沖縄農業の重要な基幹作物であり、関連産業も多数存在する状況において、関税の撤廃は沖縄経済や離島の維持存続に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、TPP交渉においては、農家が安心して生産に取り組めるよう重要5品目を自由化の例外とする日本政府の方針を堅持するよう努めること。

【消費者問題に関する特別委員会】

○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第54号）要旨

本案は、消費者の安全・安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢を強化するとともに、事業者に表示等に係る適正な管理体制の整備を義務付けるほか、地域の消費者を見守るため、関係機関の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設し、消費生活相談体制を強化するための所要の規定を整備しようとするもので、

その主な内容は次のとおりである。

一 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正等

- 1 事業者は、景品類の提供に関する事項及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備等の措置を講じなければならないこと。
- 2 消費者庁長官は、報告の徴収及び立入検査等の権限を事業所管大臣又は金融庁長官に委任することができること。また、消費者庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができること。
- 3 政府は、この法律の施行後1年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

二 消費者安全法の一部改正

- 1 地方公共団体は、見守り等の活動を行う消費者安全確保地域協議会を組織できることとし、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動等を行う消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱できるものとする。
- 2 都道府県は、消費生活相談等の事務について、市町村に対して助言及び協力するほか、事務の共同処理等に関する必要な調整等を行うことができること。また、都道府県及び市町村は、消費生活相談等の事務を一定の基準に適合する者に委託できること。
- 3 消費生活センターについては、新たに規定する消費生活相談員資格試験に合格した者等である「消費生活相談員」を消費生活相談の事務に従事させるものであること。
- 4 消費生活相談員の資格試験を実施する登録試験機関の制度を設けること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二に係る規定については公布の日

から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること等とすること。

- 2 消費生活相談及びあっせんの事務又はこれに準ずる事務等に従事した経験を有する者は、消費生活相談員資格試験に合格した者とみなすもの等とすること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関する指針を策定するに当たっては、事業者の規模及び業種に十分配慮するなど、実効性のあるものとなるよう消費者及び事業者からも意見を聴取し、これを反映させること。
- 二 不当景品類及び不当表示防止法における消費者庁長官の権限の委任については、緊急かつ重点的に対処すべき事案等に即応できるようにするため、施行後速やかに、消費者庁は事業所管省庁に対して必要な措置を行うこととし、また、事業所管省庁は、連絡調整体制の確立、担当職員への研修の実施など必要かつ十分な体制整備を行うこと。
- 三 不当景品類及び不当表示防止法の実効性を確保するため、所要の体制を整備するとともに、都道府県の法執行体制の強化のため、担当職員の配置及び研修の拡充など必要な支援を行うこと。
- 四 全国各地において消費者安全確保地域協議会の設立を促進し、また、地域の実情に合わせて同協議会が円滑に運営されるよう地方公共団体に対する財政支援、適切な情報提供、職員の研修機会の提供など必要な支援を行うこと。また、警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。
- 五 消費者の安全を確保するためには、消費者安全確保地域協議会の取組等に加えて、消費者自らが被害を回避し合理的に行動することができるようその自立を支援することが不可欠であることに鑑み、消費者教育の推進に関する法律で定める基本理念に基づき、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置を促進するなど、地域における消費者教育に関する施策を強力に推進するよう支援すること。
- 六 消費者安全確保地域協議会の場に提供される個人情報については、効果的な利活用と適切な保護を図ることができるようガイドラインの整備等を行う

とともに、関係者が秘密保持義務を遵守しつつ、適切かつ円滑に消費者の利益の擁護・増進のための活動を行えるよう必要な啓発機会の提供等を行うこと。

七 消費生活相談等に適切かつ迅速に対応する観点から、国民生活センターの業務の透明性・公平性を確保するとともに、地方公共団体において、消費生活センターの設置や相談員の適正な配置等の機能強化が推進され、雇止めの抑止をはじめとする消費生活相談員の待遇改善が促進されるような対策を講ずるなど、内閣府令で定める基準策定や財政的支援などを通じて積極的に支援すること。

八 消費生活相談を通じて得られた情報は、消費者に対する注意喚起等、消費者の安全を確保するための措置を講じるに当たっての基礎となるものであることから、関係機関が相談情報を適正に利活用できる環境を整備するとともに、当該措置を適切かつ迅速に講じることができるようP I O－N E Tに係るシステムの向上を図り、相談情報の登録から活用までに要する時間を短縮するよう不断の努力を行うこと。

九 課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないように配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。

【東日本大震災復興特別委員会】

○東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、東日本大震災の被災地における復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業の用地取得について、土地収用制度の活用により一層の迅速化を図り、復興整備事業の工事着工の更なる早期化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 復興整備事業に係る土地収用法等の特例の創設

- 1 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業認定申請書を受理した日から2月以内に、事業の認定に関する処分を行うように努めなければならないこと。
- 2 裁決申請書の添付書類について、一部の記載事項を不要とするとともに、土地調書の添付を省略することができること。
- 3 緊急に施行する必要がある事業のための土地使用の許可の要件について、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進することが困難となることを明記するとともに、許可による使用の期間を1年に延長すること。
- 4 緊急使用に伴う損失補償の請求があった場合の供託に関する民法の規定の適用について、その要件を緩和すること。
- 5 収用委員会は、明渡裁決の申立てがあったときは、できる限り6月以内に明渡裁決又は却下の裁決をするよう努めること。

二 小規模団地住宅施設整備事業の特例の創設

復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業（1団地における5戸以上50戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。）を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る1団地における集団住宅等については、都市計画法に規定する1団地の住宅施設とみなし、収用適格事業とすること。

三 大規模災害からの復興に関する法律の一部改正

大規模災害からの復興に関する法律について、一及び二と同様の改正を行うこと。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【憲法審査会】

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外7名提出、衆法第14号）要旨

本案は、日本国憲法の改正手続に関する法律附則第3条第1項、第11条及び第12条に規定されている事項に関し必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 現行法附則第3条に定められている投票権年齢に係る経過措置規定等を削除し、本則で「18歳以上」と定められている投票権年齢について、この法律の施行後4年を経過するまでの間は「20歳以上」とするものとする。
- 二 選挙権年齢等の引下げについては、この法律の施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢との均衡等を勘案し、検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 三 公務員が行う国民投票運動については、賛成又は反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り、行うことができるものとする。ただし、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないものとする。
- 四 裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとし、その違反に対し、罰則を設けるものとする。
- 五 組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する規制の在り方については、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 六 憲法改正問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行するものとする。

（附帯決議）

- 一 選挙権を有する者の年齢については、民法で定める成年年齢に先行してこの法律の施行後2年以内を目途に、年齢満18年以上の者が国政選挙等に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置を講ずること。
- 二 政府は、国民投票の投票権を有する者の年齢、選挙権を有する者の年齢、成年年齢等が「満18年以上」に引き下げられることを踏まえ、国民に対する周知啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

- 三 政府は、遅くともこの法律の施行の4年後には年齢満18年以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実を図ること。
- 四 公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とすること。
- 五 地方公務員の政治的行為について国家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担当部局に引き継ぐものとする。
- 六 政府は、この法律の施行に当たり、国民投票運動を行う公務員に萎縮的効果を与えることとならないよう、配慮を行うこと。
- 七 憲法改正国民投票以外の国民投票については、この法律の附則第5項の規定を踏まえ、国会の発議手続、国民投票の手続、効力等に関し、本憲法審査会において検討し、結論を得るよう努めること。
- 右決議する。

IV 決議案

【委員会決議】

(内閣委員会)

○サイバーセキュリティの確保に関する件

政府は、サイバーセキュリティ基本法の施行に当たっては、次の諸点について法的措置も含めて検討を加え、その遺憾なきを期すべきである。

一 具体的な施策

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部は、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、内閣危機管理監等と緊密な連携を図ることとするほか、サイバーセキュリティに関する幅広い分野の有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。
- 2 サイバー攻撃関連情報の集約、予防策の構築並びにサイバー攻撃に対応するための演習及び訓練の企画及びその実施については、内閣官房情報セキュリティセンターを中心として総合的に実施すること。
- 3 内閣情報通信政策監と連携して、サイバーセキュリティに関する施策の評価を定期的実施すること。
- 4 政府の各機関、重要社会基盤事業者及びサイバー関連事業者その他の事業者等における情報通信関連機器等の安全性に関する基準等については、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう、防護対象の重要性の段階に応じたものとするなど、総合的かつ有機的な視点から策定すること。
- 5 大規模サイバー攻撃への対応要領を作成し、関係者の協力の下に行われる定期的な演習及び訓練を通じて実効性のある対応策の構築に努めること。
- 6 サイバーセキュリティ確保のため、サイバーセキュリティに関する技術の向上のための研究開発予算の充実等の取組を積極的に推進すること。
- 7 中小企業者その他の民間事業者におけるサイバーセキュリティの確保のための自発的な取組を積極的に促進すること。
- 8 国民一人一人が自発的にサイバーセキュリティの確保に努めることができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の施策を積極的に推進すること。
- 9 地方公共団体が自主的な施策の策定及びその実施を推進できるよう、積極的な支援を行うこと。
- 10 内閣官房情報セキュリティセンターについては、サイバーセキュリティ

対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員、予算を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を積極的に実施すること。

- 11 サイバーセキュリティ戦略本部の事務のうち、監査、原因究明のための調査、府省横断的な計画及び関係行政機関の経費の見積り方針等の作成等について、迅速かつ効果的に行う体制を整備すること。

二 人材の育成及び登用

- 1 サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を有する人材の育成に早急に取り組むとともに、人材を関係行政機関及び民間企業等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。
- 2 国の行政機関等でサイバーセキュリティに係る事務に従事する者の関係府省庁及び民間企業等との積極的な人事交流を推進するとともに、過去の人事慣行にとらわれない人事評価の在り方を検討すること。

三 連携体制の整備

- 1 サイバー攻撃のもたらす被害の重大性に鑑み、国家安全保障会議等との連携の下、安全保障上の観点から迅速かつ実効性のある措置を講ずることを検討した上で、必要な措置を講ずること。その際には、平素から危機管理、安全保障までを連続的に対応できる体制を整備すること。
- 2 サイバーセキュリティに関する国際的な連携を推進するため、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策や国内外における情勢等の分析、国際的な会議への対応等に関する十分な人員体制を確保し、迅速な情報共有と協力体制の構築を実現すること。

四 サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。

五 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるサイバーセキュリティに関する事象に対処するための国内外の関係機関との連絡調整等を行う組織の在り方について、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な措置を講ずること。

六 国民の基本的人権について十分に配慮しつつ、サイバーセキュリティの確保を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上の通信における実効ある帯域制御の在り方について検討すること。

七 立法機関及び司法機関におけるサイバーセキュリティの確保について、これらの機関からの要請に応じ、必要な協力を行うよう努めること。

右決議する。

(総務委員会)

○地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件

景気回復の実感が地域経済に未だ十分に浸透していない現状を打破するためにも、地方の経済財政基盤の再構築が急務であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 地方交付税については、地方法人税の地方交付税原資化を図るなどされているところであるが、今後においても、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在性が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対応を行うこと。
- 三 地方財政計画における歳出特別枠については、地方歳出の実態を勘案して、その必要性を検討することとし、地方公共団体の意見を十分に反映させるなど、いやしくも一方的な減額を行うことがないようにすること。
- 四 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 五 社会保障全体を持続可能なものとする上で、社会保障分野において担っている地方公共団体の役割は極めて大きいことに鑑み、社会保障関係費の大幅な自然増等に対応するため、更なる財源の充実確保を図ること。
- 六 市町村の姿の変化に対応した地方交付税の算定については、特に、合併市町村における合併時点では想定できなかった新たな財政需要に対応しての算定であることに鑑み、今後、市町村の実情を踏まえつつ、更に検討を行い、これらの財政需要に確実に対応できる算定方法を構築すること。
- 七 地方債制度及びその運用については、平成24年度から導入された民間資金

に係る地方債届出制度の運用状況を踏まえ、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

八 公共施設等の除却に係る地方債については、地方債の制限を定めた地方財政法第5条の特例措置であることに鑑み、厳正な運用を図りつつ、地方公共団体の要望に的確に対応するよう努めること。また、第三セクター等改革推進債については、抜本的改革に着手しながらその完了が間に合わなかった地方公共団体について、例外的に経過措置を設けるという趣旨に鑑み、地方公共団体における集中的な取組により、経過措置がその期間内に確実に終了できるよう最大限配慮すること。

九 東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応が図られるよう、引き続き、万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

右決議する。

(外務委員会)

○中国による西沙諸島をめぐる事態に対し自制を求める決議

中国による、西沙諸島周辺の境界未画定海域における一方的な掘削活動の着手及び進入禁止区域の通告により、中越間の対峙が未だ続いており、南シナ海における緊張が高まっている。先般のG7ブリュッセル・サミット首脳宣言でも指摘されたように、威嚇、強制又は力による領土又は海洋に関する権利を主張するためのいかなる者によるいかなる一方的な試みも、断じて容認できない。

南シナ海の平和と安定は、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の関心事項であり、対話を通じ、平和的に問題が解決されるべきである。本委員会としては、政府に対して、米国、並びに、ASEAN諸国をはじめとする各国との連携を強化するとともに、関係国に対し、緊張を高める一方的な行動を厳に慎み、関連国際法を遵守して自制的に行動することを強く求めていくよう要望するものである。

右決議する。

(農林水産委員会)

○調査捕鯨継続実施等に関する件

本年3月31日、国際司法裁判所が、「南極における捕鯨」訴訟の判決において、我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査事業を国際捕鯨取締条約（以下、「条約」という。）第8条1の範囲に収まらず、許可証を取り消し今後の発給を差し控えるよう命じたことは、誠に遺憾である。一方で、本判決は、右事業を科学的調査と認めた上で、科学的調査における致死的手法の使用自体は禁じておらず、我が国固有の伝統と文化である捕鯨が否定されたわけではない。

本判決の内容は、我が国の捕鯨政策はもとより、鯨類調査研究、鯨肉流通関係並びに全国各地域に伝わる我が国の伝統である鯨食文化等に極めて甚大な影響を及ぼすものである。また、シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による、極めて危険な海賊行為が、あたかも正当化されるかのような印象を全世界に与えかねず、政府の責任は極めて重い。

よって政府は、引き続き、世界が求める海洋水産資源の持続的利用等に貢献するため、左記事項の実現を期すべきである。

記

- 一 鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、世界で唯一、その科学的手法及び体制を有する我が国の責務を果たすため、今後とも継続実施すること。
- 二 本判決に至った原因について真摯に反省するとともに、今後、調査捕鯨に関し新たな国際裁判を提訴されることのないよう、外交手段を駆使すること。
- 三 第2期南極海鯨類捕獲調査（J A R P A II）に代わる次期捕獲調査計画の早期策定に向け、万全の準備態勢を整えること。
- 四 本判決で判示された基準を踏まえ、来季以降の南極海鯨類捕獲調査がその目的を達成する上で合理的であると認められるものとするため、非致死の調査の利用可能性に関する分析、目標サンプル数の算出プロセスの明確化及び科学的成果の充実等について、必要な予算を確保し、早急に対応すること。その成果を元に調査計画を変更した上で、調査を継続実施すること。
- 五 調査捕鯨の副産物である鯨肉については、条約の趣旨に従い、従来通り適切に流通させること。また、学校給食を始めとする鯨肉販売の公益性については、割引販売を継続実施するとともに、鯨肉流通関係者に不安が生ずることのないよう万全を期すること。
- 六 シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による危険な妨害行為は、昨年

2月に米国高裁が認定したとおり、国際法の禁じる「海賊行為」であり、我が国国民の身体及び財産を侵害する行為として断じて容認できない。政府が妨害行為への対策を怠ってきたことが、計画に対する実際の捕獲頭数が減少することにつながり、ひいては本判決において目標サンプル数と捕獲頭数との乖離を指摘され、目的達成上の合理性を欠くことの論拠となっている。政府は、そのことを十分に自覚した上で、調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと。

七 副産物収入で調査研究費をまかなう枠組みによる調査継続には限界があることから、国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による安定的な財政支援を行うこと。

八 捕鯨が我が国固有の伝統と文化であることに鑑み、今後における我が国捕鯨政策については、条約からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもって策定し、強力に推進すること。

右決議する。

○養豚農業の振興に関する件

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢（PED）の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉の結果によっては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よって政府は、「養豚農業振興法」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

二 国内における豚流行性下痢（PED）の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見

直しも含め、必要な対策を講ずること。

- 三 TPP協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成25年4月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。また、今後の国際交渉の進捗に即応して、適時適切な国内対策を講ずるとともに、養豚農業振興法について必要な見直しを行うこと。
- 右決議する。

○花きの振興に関する件

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よって政府は、「花きの振興に関する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密に連携し、一体となって進めることができるよう、法第4条に基づく振興計画が全ての都道府県において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであり、具体的には、切り花、球根、花木類、盆栽等の鉢物、芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、それぞれの特性に応じたきめ細かい振興策を講ずること。
- 三 花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

○内水面漁業の振興に関する件

内水面漁業は、水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしている。

しかしながら、内水面漁業を取り巻く状況は、漁場環境の悪化等による漁業資源の減少、外来魚やカワウによる被害、原発事故に係る風評被害など非常に厳しいものがある。特に、ニホンウナギについては、その稚魚であるシラスウナギの漁獲が低迷しており、資源状態の悪化による国際的な規制の強化が懸念される状況となっている。

よって政府は、「内水面漁業の振興に関する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 ニホンウナギについては、ウナギ属に係る商業的な輸出入に対する国際的な規制強化の動向等を踏まえ、内水面漁業の振興はもとより、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承が図られるよう、資源の持続的利用を確保するべく、本法により導入される指定養殖業の許可・届出養殖業の届出をはじめとする各般の施策の活用を含め、実効ある対策を講ずるため、国内の体制を整備すること。

また、国際的な資源管理に向けた取組やシラスウナギの大量生産技術の確立に向けた取組を一層推進すること。

二 内水面漁業協同組合の組合員資格に係る河川における水産動植物の採捕又は養殖を行う日数の算定に当たっては、内水面漁業が有している水産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮できるよう配慮するとともに、必要がある場合には、水産業協同組合法の見直しについて検討を行うこと。

三 農業水利施設の整備、河川改修等が内水面の生態系に与える影響に鑑み、自然との共生及び環境との調和に配慮した農業水利施設、河川の整備等を推進するとともに、本法により導入される協議会の活用が図られるよう措置すること。

右決議する。

(災害対策特別委員会)

○平成25年度冬期の雪害対策の推進に関する件

我が国における雪害対策は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯を主たる対象として進められてきた。しかしながら、特に、今般（平成26年2月14日から16日）の大雪災害では、ふだん雪が少ない地域に大雪が降り、従来とは異なる雪害ももたらされた。甚大な人的・物的被害及び社会的、経済的被害に鑑みれば、これまでの枠組みを超えた支援が必要である。政府においては、

平成25年度冬期の大雪災害に対して、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

- 一 被災農家等の経営の早期再建を図るため、災害関連資金の貸付け、農業用ハウス等の再建・修繕への助成等各種の支援対策については、迅速にその審査、貸付け・事業の採択を行うこと。
- 一 果樹の改植、園地整備及び未収益期間に係る支援については、産地の実情に応じて弾力的に運用すること。
- 一 今回の想定外の雪害等の経験を踏まえて、より多くの農業者が災害に備えることができるよう、未加入農家等の加入促進を図るとともに、現行の農業災害補償制度の見直しも含めて検討し、必要な措置を講ずること。
- 一 被災した森林の復旧を図るため、森林国営保険に係る被害調査、保険金の決定及び支給を迅速に行うとともに、被災森林の状況に応じた森林整備事業、山林施設災害復旧等事業等関連施策を着実に実施すること。
- 一 住宅や農業用ハウス等の災害廃棄物の処理に要する費用については、市町村の負担が軽減されるよう、被害の実態を踏まえ、必要な財政上の措置を講ずること。
- 一 今般の大雪の影響により売上げ等が減少している中小事業者については、突発的災害に係るセーフティネット保証4号による支援が受けられるよう、地域指定や利用対象者の認定において、弾力的な運用をすること。
- 一 今般の大雪では、道路に立ち往生・放置された車両が除雪の障害となったことを踏まえ、交通障害への対応について検討すること。
- 一 今般の大雪により、恒常的な降雪がない地域においても被災自治体に特別な財政需要が生じているため、必要な特別交付税の配分などの地方財政措置を講じるとともに、国土交通省の臨時特例措置により道路の除雪費の支援について特段の配慮をするなど、雪害の対応には万全を期すこと。
- 一 異常な降雪が地域経済に重大な影響を及ぼす実情に鑑み、被害を受けた都道府県が、地域経済の再建及びその活性化を図ることを目的として、商業、観光業、林業等の被害を受けたものへの支援に必要な費用に充てるための基金を設立する場合には、その基金に対する拠出を検討すること。
- 一 今後、融雪時に雪崩や雪解け水による増水等により、山林、河川を含めて様々な状況が発生する可能性が指摘されており、万全の備えを整え、必要な措置を講ずること。
- 一 今冬の大雪に係る教訓を踏まえ、災害救助法に基づく障害物の除去の積極

的な活用による住宅の周囲の除雪、住宅再建の促進等、被害を軽減し、早期の復旧を図るための雪害対策等の在り方について検討すること。
右決議する。

(海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会)

○イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」による拉致事件等に関する件

イスラム過激派組織「ボコ・ハラム」は、ナイジェリア連邦共和国ボルノ州において200名を超える女子生徒を拉致し、未だ生徒たちは解放されておらず、その基本的人権が著しく損なわれている。

また、同組織は、この事件以外にも、首都アブジャ郊外で70名以上が犠牲となる爆弾テロやボルノ州の4集落で数百名が犠牲となる襲撃事件等も起こしている。

かかるテロ行為は、いかなる理由や目的によっても正当化されず、当委員会ではあらゆる形態のテロリズムを断固として非難するとともに、一刻も早い女子生徒の解放を要求する。

政府は、ナイジェリア国民及び政府との連帯の決意を新たにするとともに、本件の人道的重要性を十分踏まえ、引き続き国際社会と連携しつつ、今次決定した保健・医療分野での支援策をはじめとする我が国の法制度に基づいた更なる具体的な支援策を決定した上で、実施し、ナイジェリア、ひいては地域の安定に寄与すべきである。

右決議する。

(東日本大震災復興特別委員会)

○東日本大震災の被災地における復興整備事業の用地取得の更なる迅速化に関する件

政府は、東日本大震災の被災地において、所有者不明、相続未処理、多数共有の土地等円滑に取得が進まない案件が多数存在し、その迅速な確保が喫緊の課題となっていることに鑑み、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律の施行に当たっては、以下の点に配慮するものとし、この旨を通達等により適切に関係者に周知、指導するとともに、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一 土地収用法による事業認定及び収用裁決申請においては、復興整備事業の

円滑かつ迅速な推進の必要性に鑑み、任意交渉を行うことを必須の前提とする運用は行わず、周辺状況等も踏まえ、柔軟に運用すること。

二 本法律により、収用の裁決申請時には、登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りることとなり、土地調書の添付が不要とされたことにより、このような記載がなされているのみで土地調書が添付されていない段階で、緊急使用の申立、緊急使用の許可に伴う土地所有者等への通知、土地所有者及び関係人に対する支払請求に基づく損失補償の支払がなされる場合が想定される。通知や損失補償支払に当たっての土地所有者等の調査義務については、登記簿、戸籍、住民票等の公簿で確認できる範囲で足りるとするなどの柔軟な運用を行うこと。

三 緊急使用の期間1年が経過してもなお、収用裁決がなされず、緊急使用に係る事業の使用権限が失効してしまうことがないように、不明裁決を柔軟かつ積極的に活用することなどにより、最終的な収用裁決及び必要な場合の公示送達、多数権利者に係る土地や物件の明渡し等の対応に要する期間全体が1年以内に終了するように合理的な範囲内で最大限柔軟かつ効率的な調査、審理等の運用に努めること。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|---|---|-----------------|------|
| 内閣 | ○国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第185回国会閣法第19号）（修正） | 国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等を行うもの なお、政府は、平成28年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成23年9月30日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする等々の修正を行った。 | (2013) 11/ 5 | 4/11 |
| | ○内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号） | 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の所要の措置を講ずるもの | 2/ 7 | 4/23 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|------|------|
| 内閣 | ○健康・医療戦略推進法案（内閣提出第21号）（修正） | 健康長寿社会の形成に資するため、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めるもの なお、政府は、この法律の施行後3年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする等々の修正を行った。 | 2/12 | 5/23 |
| | ○独立行政法人日本医療研究開発機構法案（内閣提出第22号） | 研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの | 2/12 | 5/23 |
| | ○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第35号） | 日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めるもの | 2/25 | 5/28 |
| | ○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）（参議院送付） | 中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加する等の措置を講ずるもの | 3/13 | 5/ 9 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|------|------|
| 内閣 | ○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第77号）（修正） | 独立行政法人制度を改革するため、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項を定めるとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるもの なお、主務大臣は、独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする等々の修正を行った。 | 4/15 | 6/ 6 |
| | ○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第78号）（修正） | 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うもの なお、法務大臣は、日本司法支援センターの理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする等、文部科学大臣は、日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとする等々の修正を行った。 | 4/15 | 6/ 6 |
| | ○原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号） | 原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務を見直すほか、原子力委員会の委員の定数の削減等の措置を講ずるもの | 4/18 | 6/20 |
| | ●国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衛藤征士郎君外9名提出、衆法第9号） | 国民の祝日として、山の日を加えるもの | 3/28 | 5/23 |
| 総務 | ○地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号） | 平成23年度の第3次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、平成24年度に繰り越し、同年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、平成25年度分の震災復興特別交付税について加算措置を講ずる等所要の措置を講ずるもの | 1/24 | 2/ 7 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|------|------|
| 総務 | ○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号） | 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設、税制抜本改革を着実に実施するための法人住民税法人税割、地方法人特別税及び法人事業税の税率の改正、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の見直し、東日本大震災からの復興支援のための固定資産税及び都市計画税の課税免除等措置の延長、国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等の措置を講ずるもの | 2/ 7 | 3/20 |
| | ○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） | 平成26年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公共施設等の除却に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとし、あわせて、地方法人税を地方交付税の対象税目とする等所要の措置を講ずるもの | 2/ 7 | 3/20 |
| | ○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号） | 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年間延長するもの | 2/ 7 | 3/28 |
| | ○電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第30号） | 電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするもの | 2/14 | 4/16 |
| | ○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号） | 地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするもの | 3/ 7 | 4/25 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|--|---|------|------|
| 総務 | ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第66号） | 国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うもの | 3/14 | 5/28 |
| | ○放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第69号） | 近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするもの | 3/14 | 6/20 |
| | ○行政不服審査法案（内閣提出第70号）（修正） | 行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行うもの なお、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を追加する修正を行った。 | 3/14 | 6/ 6 |
| | ○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第71号） | 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うもの | 3/14 | 6/ 6 |
| | ○行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第72号） | 処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度の整備等を行うもの | 3/14 | 6/ 6 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|------|------|
| 総務 | ○電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（参議院送付） | 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信設備の管理体制の拡充を図るとともに、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等を行うほか、技術基準適合認定等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするもの | 3/14 | 6/ 3 |
| | ○地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号） | 地方制度調査会の答申にのっとり、指定都市について、区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとし、総合区に関する制度を創設するとともに、指定都市都道府県調整会議に関する制度の創設、中核市制度と特例市制度の統合、連携協約及び事務の代替執行に関する制度の創設等の措置を講ずるもの | 3/18 | 5/23 |
| | ○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号） | 日本放送協会の平成26年度予算である。収支予算は、一般勘定事業収支については、事業収入が6,629億円、事業支出が6,539億円、事業収支差金が90億円となっており、受信料については、消費税率の引上げに伴う税負担の転嫁による額の改定を行うとしている。事業運営に当たっては、正確で迅速な報道に加え、課題を深く掘り下げるなど報道の強化を図るほか、世界に通用する質の高い番組及び日本や地域の発展につながる放送を充実するとともに、世界に向けた情報発信を強化し、受信料公平負担の徹底のための営業改革と理解促進に努め、一層効率的な経営を行うとしている。 | 2/21 | 3/31 |
| | ●過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第2号） | 過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所等の整備に要する経費を追加するもの | 3/13 | 3/26 |
| | ●行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第39号） | 所定の研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとするもの | 6/12 | 6/20 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|-----------------|------|
| 法務 | ○会社法の一部を改正する法律案 (内閣提出、第185回国会閣法第22号) (修正) | 株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講ずるもの なお、この法律に係る法律番号の年表示を「平成25年」から「平成26年」に改める修正を行った。 | (2013) 11/29 | 6/20 |
| | ○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (内閣提出、第185回国会閣法第23号) (修正) | 会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの なお、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第12条第1項の特定事業者のうち特定会社については、改正後の会社法における子会社の株式等の譲渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認の規定は適用しないこと等の修正を行った。 | (2013) 11/29 | 6/20 |
| | ○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (内閣提出第13号) | 下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を32人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少するもの | 2/ 7 | 3/28 |
| | ○少年法の一部を改正する法律案 (内閣提出第14号) | 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するほか、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講ずるもの | 2/ 7 | 4/11 |
| | ○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第34号) | 法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人として、外国法事務弁護士法人を設立することを可能にするもの | 2/21 | 4/18 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|------|------|
| 法務 | ○少年院法案（内閣提出第38号） | 現行の少年院法を全面的に見直して新たに少年院法を定め、少年院の管理運営に関する事項、矯正教育の基本となる事項、在院者の権利義務の範囲、在院者による不服申立ての制度等についての法整備を行うもの | 2/28 | 6/ 4 |
| | ○少年鑑別所法案（内閣提出第39号） | 新たに少年鑑別所法を定め、少年鑑別所の管理運営に関する事項、鑑別対象者の鑑別の実施方法、在所者の権利義務の範囲、在所者による不服申立ての制度等についての法整備を行うもの | 2/28 | 6/ 4 |
| | ○少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第40号） | 少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うもの | 2/28 | 6/ 4 |
| | ○司法試験法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号） | 法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、司法試験の短答式による筆記試験の試験科目の適正化を図るとともに、司法試験の受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止するもの | 3/ 4 | 5/28 |
| | ○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号） | 我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、クルーズ船の外国人乗客及び一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化のための措置等を講ずるもの | 3/11 | 6/11 |
| | ●児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第28号） | 児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者による児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の整備等を行うもの | 6/ 4 | 6/18 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|--|---|-----------------|------|
| 外務 | ○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号） | 国際情勢の変化等に鑑み、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び外務公務員の研修員手当の支給額を改定するもの | 2/ 4 | 3/28 |
| | ○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第12号） | アラブ首長国連邦との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの | (2013) 10/25 | 4/18 |
| | ○平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第185回国会条約第13号） | トルコとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの | (2013) 10/25 | 4/18 |
| | ○第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第1号） | 在沖縄海兵隊のグアム移転等を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すとともに、我が国が提供した資金等を使用する事業に北マリアナ諸島連邦における施設等を整備する事業を加えるための改正等について定めるもの | 2/25 | 4/23 |
| | ○武器貿易条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号） | 通常兵器の不正な取引等を防止するため、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるもの | 2/25 | 4/23 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|------|-------------|
| 外務 | ○核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第3号） | 平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成するため、国際輸送中の核物質を防護することに加え、締約国の管轄下にある核物質及び原子力施設の防護の制度を確立すること等について定めるもの | 2/25 | 6/ 4 |
| | ○刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号） | ブラジルとの間で、受刑者移送のための要件、手続等について定めるもの | 2/25 | 6/ 4 |
| | ○重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号） | 米国との間で、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、必要な指紋情報等を含む情報を交換する枠組み等について定めるもの | 2/25 | 6/ 4 |
| | ○意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号） | 複数の国に対する意匠の保護のための出願を出願人が一括して行うことを可能とするため、意匠の国際出願及び国際登録に関する手続等について定めるもの | 3/11 | 5/22 (注) |
| | ○1979年9月28日に修正された1968年10月8日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号） | 締約国が採用する意匠の国際分類、その修正及び追加の手続等について定めるもの | 3/11 | 5/22 (注) |
| | ○南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号） | 南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、締約国会議で定める保存管理措置をとること等について定めるもの | 3/11 | 5/16 |

(注) 憲法第61条の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|---|------|-------------|
| 外務 | ○2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号） | 船舶の縦傾斜等を制御するため船舶に取り入れられたバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境等に対する危険を防止すること等について定めるもの | 3/11 | 5/16 |
| | ○視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号） | 視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めるもの | 3/11 | 5/22 (注) |
| | ○投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号） | サウジアラビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの | 3/13 | 6/13 |
| | ○投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号） | モザンビークとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの | 3/13 | 6/13 |
| | ○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号） | ミャンマーとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの | 3/13 | 6/13 |
| | ○航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第14号） | 現行の日・ビルマ航空協定について、同協定に規定される指定航空企業の数複数とするための改正等について定めるもの | 3/13 | 6/13 |

(注) 憲法第61条の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|---|------|------|
| 外務 | ○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（参議院送付） | アラブ首長国連邦との間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの | 3/13 | 6/13 |
| | ○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（参議院送付） | 現行の日・スウェーデン租税条約を改め、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手續等について定めるもの | 3/13 | 6/13 |
| | ○所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付） | 現行の日・英租税条約を改め、支店等の恒久的施設に帰属する事業利得の算定に関する規定を新たに設けるほか、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手續等について定めるもの | 3/13 | 6/13 |
| | ○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付） | オマーンとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの | 3/13 | 6/13 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|------|------|
| 財務金融 | ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号） | デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、生産性向上設備投資促進税制の創設、復興特別法人税の廃止、給与所得控除の上限の引下げ等の措置を講ずるもの | 2/ 4 | 3/20 |
| | ○地方法人税法案（内閣提出第8号） | 地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するもの | 2/ 4 | 3/20 |
| | ○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号） | 最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うもの | 2/ 7 | 3/28 |
| | ○国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号） | 国際開発協会の第17次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,342億4,104万円の範囲内において追加出資することができることとするもの | 2/ 7 | 3/28 |
| | ○金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号） | 我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずるもの | 3/14 | 5/23 |
| | ○保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第68号） | 保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるもの | 3/14 | 5/23 |
| 文部科学 | ○独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号） | 独立行政法人科学技術振興機構に、革新的な新技術の創出に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるもの | 1/24 | 2/ 7 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|------|------|
| 文部科学 | ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号） | 義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るため、2以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならないこととする等の措置を講ずるもの | 2/28 | 4/ 9 |
| | ○私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号） | 私立学校の健全な発達に資するため、理事について忠実義務を定めるとともに、学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする等の措置を講ずるもの | 2/28 | 3/26 |
| | ○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号） | インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、公衆送信を行うことを引き受ける者に対し出版権の設定を可能とするとともに、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講ずるもの | 3/14 | 4/25 |
| | ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第76号） | 教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表すること等とするもの | 4/ 4 | 6/13 |
| | ○学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第80号）（修正） | 大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずるもの なお、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項のうち、「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」を「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」として学長が定めるもの」とする修正を行った。 | 4/25 | 6/20 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|---|------|------|
| 文部科学 | ●学校図書館法の一部を改正する法律案（笠浩史君外6名提出、衆法第33号） | 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める等とするもの | 6/10 | 6/20 |
| 厚生労働 | ○雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第3号） | 雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講ずるもの | 1/31 | 3/28 |
| | ○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号） | 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行うもの | 2/12 | 6/18 |
| | ○難病の患者に対する医療等に関する法律案（内閣提出第24号）（修正） | 難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、基本方針の策定、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるもの なお、検討規定について、検討の目途を施行後5年から施行後5年以内に改める修正を行った。 | 2/12 | 5/23 |
| | ○児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）（修正） | 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講ずるもの なお、検討規定について、検討の目途を施行後5年から施行後5年以内に改める修正を行った。 | 2/12 | 5/23 |
| | ○次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号） | 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講ずるもの | 2/14 | 4/16 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|---|------|------|
| 厚生労働 | ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第32号） | 短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、期間の定めのない労働契約を締結していることとする要件を削除するとともに、事業主等に対する国の援助について定め、短時間労働援助センターを廃止する等の措置を講ずるもの | 2/14 | 4/16 |
| | ○政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号） | 政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設、年金個人情報訂正手続の整備等の措置を講ずるもの | 2/14 | 6/4 |
| | ○独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号） | 独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講ずるもの | 3/13 | 5/14 |
| | ○労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付） | 労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を強化するとともに、労働者の精神的健康の保持増進のための措置を充実すること等について定めるもの | 3/13 | 6/19 |
| | ●介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第21号） | 介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの | 5/16 | 6/20 |
| | ●アレルギー疾患対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第23号） | アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの | 5/23 | 6/20 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|---|---|------|------|
| 厚生労働 | ●国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号） | 有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの | 5/23 | 6/20 |
| | ●過労死等防止対策推進法案（厚生労働委員長提出、衆法第25号） | 過労死等の防止のための対策を推進するため、基本理念、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する国の責務等を定めるとともに、過労死等に関する調査研究等について定めるもの | 5/23 | 6/20 |
| 農林水産 | ○森林国営保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号） | 特別会計の改革を推進するため、森林保険事業を政府から独立行政法人森林総合研究所に移管することとし、森林国営保険法の規定の整備、同研究所の目的・業務の範囲等の改正、森林保険特別会計の廃止等の措置を講ずるもの | 2/28 | 4/ 9 |
| | ○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（修正） | 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件不利補正交付金に係る基準年度の変更等の措置を講ずるもの なお、施行後3年を目途に、農産物収入の著しい変動が農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法の規定による共済事業の在り方を含めて検討し、必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正を行った。 | 3/ 7 | 6/13 |
| | ○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（内閣提出第50号） | 農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めるもの | 3/ 7 | 6/13 |
| | ○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付） | 最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期限を5年間延長する等の措置を講ずるもの | 3/13 | 6/ 5 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---------------------------------------|--|------|------|
| 農林水産 | ○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（内閣提出第81号） | 地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を創設するもの | 4/25 | 6/18 |
| | ●養豚農業振興法案（農林水産委員長提出、衆法第29号） | 養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進等の措置を講ずるもの | 6/ 4 | 6/20 |
| | ●花きの振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第30号） | 花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの輸出の促進等の措置を講ずるもの | 6/ 4 | 6/20 |
| | ●内水面漁業の振興に関する法律案（農林水産委員長提出、衆法第37号） | 内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出の制度の創設等の措置を講ずるもの | 6/11 | 6/20 |
| 経済産業 | ○貿易保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号） | 本邦企業の国際的事業展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、貿易保険の制度の整備を図るため、本邦企業の海外の関係法人等による輸出、技術提供等に伴う危険を保険する貿易保険を新設する等の所要の措置を講ずるもの | 2/ 7 | 4/ 4 |
| | ○中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号） | 中心市街地の一層の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業及び中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置の創設等の措置を講ずるもの | 2/12 | 4/18 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|------|------|
| 経済産業 | ○原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号） | 原子力事業者による特定原子力施設の廃炉等に必要な措置の適切な実施を確保するため、原子力損害賠償支援機構を改組し、当該措置に必要な技術の研究及び開発等の業務を追加する等の措置を講ずるもの | 2/28 | 5/14 |
| | ○電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号） | 電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）附則第11条の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、電気の先物取引に係る制度の整備、再生可能エネルギー電気の調達に係る制度の整備等の所要の措置を講ずるもの | 2/28 | 6/11 |
| | ○小規模企業振興基本法案（内閣提出第51号） | 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小規模企業の振興に関する施策について、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項等について定めるもの | 3/ 7 | 6/20 |
| | ○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号） | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための措置を講ずるもの | 3/ 7 | 6/20 |
| | ○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付） | 我が国産業の競争力の強化に資するため、特許法における手続期間に関する救済措置の拡充、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の実施のための規定の整備、色彩、音等の新しい商標の保護対象への追加及び弁理士の業務追加等の所要の措置を講ずるもの | 3/13 | 4/25 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|------|------|
| 国土交通 | ○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号） | 奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講ずるもの | 1/31 | 3/28 |
| | ○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案（内閣提出第18号） | 海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする株式会社海外交通・都市開発事業支援機構に関し、その設立、機関、財政上の措置等を定めるもの | 2/7 | 4/11 |
| | ○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号） | 国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設するもの | 2/7 | 4/23 |
| | ○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号） | 多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路の立体的区域の決定に係る制度の拡充、インターチェンジの整備に要する費用の貸付け制度の創設、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の変更等の所要の措置を講ずるもの | 2/12 | 5/28 |
| | ○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号） | 住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、当該施設についての容積率及び用途の制限の緩和等の所要の措置を講ずるもの | 2/12 | 5/14 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|--|--|------|------|
| 国土交通 | ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第29号） | 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めるもの | 2/12 | 5/14 |
| | ○マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号） | 地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度を創設する等の所要の措置を講ずるもの | 2/28 | 6/18 |
| | ○海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号） | 津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずるもの | 3/ 7 | 6/ 4 |
| | ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第59号） | 2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制を行う等の所要の措置を講ずるもの | 3/13 | 6/11 |
| | ○建設業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付） | 建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工を確保するため、許可に係る業種区分に解体工事業を追加するとともに、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するほか、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずるもの | 3/13 | 5/29 |
| | ○建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）（参議院送付） | より合理的かつ実効性の高い建築規制制度を構築するため、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲の見直し、木造建築物に係る制限の合理化、建築物等についての国の調査権限の創設、容積率制限の合理化等の所要の措置を講ずるもの | 3/13 | 5/29 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|------|---|--|------|------|
| 国土交通 | ●宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第26号） | 宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、宅地建物取引主任者を宅地建物取引士の名称に変更するとともに、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行う宅地建物取引業者の努力義務、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由に暴力団員等であることの追加等について定めるもの | 5/30 | 6/18 |
| | ●建築士法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第36号） | 建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに建築主等への情報開示の充実を図るため、書面による契約等による設計等の業の適正化、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化、建築設備に係る業務の適正化等の所要の措置を講ずるもの | 6/11 | 6/20 |
| | ●水循環基本法案（参議院提出、参法第3号） | 水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念及び水循環に関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、内閣に水循環政策本部を設置するもの | 3/17 | 3/27 |
| | ●雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、参法第4号） | 雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めるもの | 3/17 | 3/27 |
| | ●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第8号） | 公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定めるもの | 4/ 3 | 5/29 |
| 環境 | ○放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号） | 核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処罰規定を整備するもの | 2/25 | 4/16 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|------|--|---|------|------|
| 環境 | ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第57号） | 最近における鳥獣の生息の状況及び狩猟の実態に鑑み、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るため、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣の捕獲等をする事業の創設、鳥獣の捕獲等をする事業の認定制度の導入等の措置を講ずるもの | 3/11 | 5/23 |
| | ●地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第31号） | 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資するため、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定め、地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置等を講ずるもの | 6/ 6 | 6/18 |
| 安全保障 | ○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号） | 自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備、防衛審議官の新設、航空自衛隊の航空総隊の改編、早期退職募集制度に対応するための若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備等を行うもの | 2/ 7 | 6/ 6 |
| 予算 | ○平成25年度一般会計補正予算（第1号） ○平成25年度特別会計補正予算（特第1号） ○平成25年度政府関係機関補正予算（機第1号） | 「好循環実現のための経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを計上すること等を内容とするもの この結果、平成25年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも5兆4,654億円増加し、98兆770億円となる。 また、特別会計予算及び政府関係機関予算について、所要の補正措置を講ずる。 | 1/24 | 2/ 6 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|-------------|---|---|----------------|------|
| 予算 | ○平成26年度一般会計予算 ○平成26年度特別会計予算 ○平成26年度政府関係機関予算 | デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るため、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講ずるものを重視しつつ、真に必要な施策に重点を置いて編成したもの 一般会計予算の規模は、95兆8,823億円となっている。 特別会計予算は、15の特別会計について予算を計上し、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。 | 1/24 | 3/20 |
| 決算行政 監 視 | ○平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円余のうち、平成23年8月19日から平成24年2月10日までの間において決定された使用額は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費等9件、計4,909億円余 | (2013) 2/19 | 5/28 |
| | ○平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から平成24年3月27日までの間において決定された使用額は、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費等9件、計748億円余 | (2013) 2/19 | 5/28 |
| | ○平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 特別会計予備費予算総額1兆484億円余のうち、平成24年3月27日に決定された使用額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費1件、16億円 | (2013) 2/19 | 5/28 |
| | ○平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 特別会計予算総則第17条第1項の規定により、平成23年4月18日から平成24年3月27日までの間において決定された経費増額は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額等2特別会計12件、計4,938億円余 | (2013) 2/19 | 5/28 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|-------------|--|---|----------------|------|
| 決算行政 監 視 | ○平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,099億9,947万9,000円であり、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間において決定された使用額は、保育所緊急整備事業等に必要な経費等108件、計9,099億9,947万9,000円 | (2013) 3/19 | 5/28 |
| | ○平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から平成24年12月20日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等16件、計1,131億円余 | (2013) 3/19 | 5/28 |
| | ○平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 特別会計予備費予算総額2兆1,649億円余のうち、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間において決定された使用額は、東日本大震災復興特別会計における東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費等1特別会計10件、計3,396億円余 | (2013) 3/19 | 5/28 |
| | ○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 特別会計予算総則第22条第1項の規定により、平成24年7月6日から平成24年11月30日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額等2特別会計20件、計1,059億円余 | (2013) 3/19 | 5/28 |
| | ○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | 特別会計予算総則第22条第1項の規定により、平成25年2月26日に決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、145億円余 | (2013) 5/21 | 5/28 |

| 委員会名 | 議案名 | 概要 | 提出 | 成立 |
|-------|---|--|------|------|
| 議院運営 | ●国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝君外2名提出、衆法第27号） | 各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めるもの | 5/30 | 6/20 |
| 沖縄北方 | ○沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号） | 沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、課税の特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置を創設すること、情報通信産業振興計画等を沖縄県知事が定めることとすること、航空機燃料税の軽減措置の対象となる路線の範囲を拡大すること等の所要の措置を講ずるもの | 2/ 4 | 3/28 |
| 消費者問題 | ○不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第54号） | 消費者の安全・安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視指導態勢を強化するとともに、事業者に表示等に係る適正な管理体制の整備を義務付けるほか、地域の消費者を見守るため、関係機関の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して利用できる仕組みを創設し、消費生活相談体制を強化するための所要の規定を整備するもの | 3/11 | 6/ 6 |
| 震災復興 | ●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第17号） | 復興整備事業の実施の状況に鑑み、復興整備事業に係る土地収用法に規定する裁決申請書の添付書類の一部を省略することができることとし、復興整備事業に係る同法に規定する緊急使用の期間を1年とするとともに、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすこととする等の措置を講ずるもの | 4/16 | 4/23 |

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

| 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 成立 |
|---|---|-------------|-------------|
| <p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（船田元君外7名提出、衆法第14号）</p> | <p>改正法施行後4年を経過するまでの間、憲法改正国民投票の投票権年齢を満20年以上とし、選挙権年齢等の引下げについては改正法施行後速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとするとともに、公務員の政治的行為の制限に関する特例を定め、あわせて裁判官等の国民投票運動を禁止するほか、憲法改正国民投票以外の国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするもの</p> | <p>4/ 8</p> | <p>6/13</p> |

VI 決算等概要一覧

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 審議結果 |
|-------------|--|--|-----------------|------------|
| 決算行政 監 視 | ○平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入107兆1,142億円余、歳出100兆9,734億円余であり、差引き剰余は6兆1,408億円余 特別会計の決算額は、21の特別会計があつて歳入合計377兆8,931億円余、歳出合計348兆600億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額50兆4,845億円余、一般会計の歳入への組入額等は49兆7,737億円余であり、資金残額は7,108億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆2,771億円余、支出合計1兆5,300億円余 | (2010) 11/19 | 6/19 議決 |
| | ○平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より5兆58億円余増加し、107兆3,748億円余 | (2010) 11/19 | 6/19 是認 |
| | ○平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より52億円余減少し、1兆834億円余 | (2010) 11/19 | 6/19 是認 |
| | ○平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入100兆5,345億円余、歳出95兆3,123億円余であり、差引き剰余は5兆2,222億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計386兆9,849億円余、歳出合計345兆740億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額51兆3,859億円余、一般会計の歳入への組入額等は50兆7,222億円余であり、資金残額は6,637億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆2,044億円余、支出合計1兆4,063億円余 | (2011) 11/22 | 6/19 議決 |
| | ○平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より6兆1,808億円余減少し、101兆1,939億円余 | (2011) 11/22 | 6/19 是認 |
| | ○平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より236億円余減少し、1兆598億円余 | (2011) 11/22 | 6/19 是認 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 | 提出 | 審議結果 |
|-------------|--|--|-----------------|---------------|
| 決算行政 監 視 | ○平成23年度一般会計歳入歳出決算 平成23年度特別会計歳入歳出決算 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書 平成23年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入109兆9,795億円余、歳出100兆7,154億円余であり、差引き剰余は9兆2,641億円余 特別会計の決算額は、17の特別会計があつて歳入合計409兆9,236億円余、歳出合計376兆4,631億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額52兆3,357億円余、一般会計の歳入への組入額等は51兆6,066億円余であり、資金残額は7,291億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆1,711億円余、支出合計1兆2,736億円余 | (2012) 11/16 | 6/19 議決 |
| | ○平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の平成23年度末現在額は、平成22年度末現在額より1兆6,603億円余増加し、102兆8,543億円余 | (2012) 11/16 | 6/19 是認 |
| | ○平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成23年度末現在額は、平成22年度末現在額より156億円余減少し、1兆442億円余 | (2012) 11/16 | 6/19 是認 |
| | ○平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書 (その1) | 財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額は1,000億円であり、平成24年10月26日に決定された国庫債務負担行為額は、大型巡視船代船建造等3件、計343億円余 | (2013) 3/19 | 4/22 異議がない |

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|---|
| 内閣 | ●行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外2名提出、第183回国会衆法第30号） (民主) | 集中改革期間における行政改革について、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行するため、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、工程表その他の重要事項を定めるとともに、行政改革実行本部及び行政構造改革会議を設置するもの |
| | ●道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外3名提出、第183回国会衆法第46号） (維新・みんな) | 道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進するもの |
| | ●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外2名提出、第185回国会衆法第1号） (民主) | 国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの |
| | ●特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外2名提出、第185回国会衆法第11号） (民主) | 外国の政府又は国際機関と情報を共有する観点から外交又は国際的なテロリズムの防止に関する情報のうち秘匿することが必要かつ不可欠である情報について、当該情報の適正な管理に関し、特別安全保障秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの |
| | ●情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外2名提出、第185回国会衆法第12号） (民主) | 特別安全保障秘密の適正な管理を行うため、情報適正管理委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めるもの |
| | ●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外3名提出、第185回国会衆法第13号） (民主) | 国民主権の理念にのっとり、公文書のより適正な管理に資するため、閣議等の議事録の作成、行政文書管理指針の策定について必要な事項を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるため必要な措置を講ずるもの |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|--|
| 内閣 | <p>● 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外 1 名提出、第 185 回国会衆法第 21 号） （維新）</p> | <p>我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行う等の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>● 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外 9 名提出、第 185 回国会衆法第 29 号） （自民・維新・生活・無）</p> | <p>特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、同本部に特定複合観光施設区域整備推進会議を設置する等の措置を講ずることにより、これを総合的かつ集中的に行うもの</p> |
| | <p>● 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（玄葉光一郎君外 7 名提出、衆法第 19 号）（民主・みんな・結い・生活・社民）</p> | <p>重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等について定めるもの</p> |
| | <p>● 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案（前原誠司君外 6 名提出、衆法第 34 号） （民主・維新・みんな・結い・生活）</p> | <p>我が国の行政及び財政に対する国民の信頼を速やかに回復し、並びに我が国の厳しい財政状況に対処するために中長期的に持続可能な財政運営を確保することが喫緊の課題であることに鑑み、国の責任ある行政運営及び財政運営の確保を図るため、総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関し必要な事項を定めるもの</p> |
| | <p>● 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案（松野博一君外 7 名提出、衆法第 38 号） （自民・公明）</p> | <p>女性が活躍できる社会環境の整備を総合的かつ集中的に推進するため、女性が活躍できる社会環境の整備について、その基本理念その他の基本となる事項を定めるもの</p> |
| | <p>● 死因究明等推進基本法案（橋本岳君外 6 名提出、衆法第 42 号）（自民・公明・みんな・結い・生活）</p> | <p>死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の作成について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|---|
| 内閣 | <p>●経済社会改革の推進に関する法律案（松田学君外1名提出、衆法第44号） （維新）</p> | <p>経済社会改革に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、経済社会改革に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務を明らかにし、並びに経済社会改革推進計画の作成について定めるとともに、経済社会改革推進本部を設置するもの</p> |
| | <p>●国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案（棚橋泰文君外10名提出、衆法第46号） （自民・公明）</p> | <p>国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対する弔慰金の支給について必要な事項を定めるもの</p> |
| 総務 | <p>●地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外5名提出、第185回国会衆法第3号） （民主・共産・生活・社民）</p> | <p>地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、非常勤職員の手当に関する規定を整備するもの</p> |
| | <p>●地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外3名提出、第185回国会衆法第20号） （維新）</p> | <p>地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限するもの</p> |
| | <p>●地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外3名提出、第185回国会衆法第24号） （民主・社民）</p> | <p>地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの</p> |
| | <p>●地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外3名提出、第185回国会衆法第25号） （民主・社民）</p> | <p>地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p> |
| 法務 | <p>○公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）</p> | <p>公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定及び公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定の整備を行うもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 財務金融 | <p>●租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外 2 名提出、第183回国会衆法第37号） （維新）</p> | <p>公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの</p> |
| | <p>●国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外 1 名提出、第185回国会衆法第 8 号） （維新）</p> | <p>内外の経済社会情勢の変化に応じ、中長期的に持続可能な財政運営を確保することが極めて重要であることに鑑み、国の責任ある財政運営の確保等を図るため、国の財政運営に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、財政運営中長期戦略の策定等、公会計基準の設定、財政検証委員会の設置その他の国の財政会計制度改革を実施するもの</p> |
| 文部科学 | <p>●公認心理師法案（河村建夫君外 8 名提出、衆法第43号） （自民・公明・みんな・結い・生活・社民）</p> | <p>近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定めるもの</p> |
| 厚生労働 | <p>●世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外 3 名提出、第185回国会衆法第27号） （維新）</p> | <p>負担と受益に係る世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるもの</p> |
| 農林水産 | <p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外 5 名提出、第183回国会衆法第 5 号） （民主・生活・社民）</p> | <p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、特定独立行政法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p> |
| | <p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外 5 名提出、第183回国会衆法第 6 号） （民主・生活・社民）</p> | <p>国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、特定独立行政法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|--|---|
| 経済産業 | <p>●公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久君外4名提出、第185回国会衆法第4号） （自民・公明）</p> | <p>公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めるもの</p> |
| | <p>○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第5号）</p> | <p>平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じたことにつき、承認を求めるもの</p> |
| 国土交通 | <p>●国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、第183回国会衆法第44号） （自民）</p> | <p>地域における建設業の健全な発達及び地域経済の活性化に資するため、国等が行う公共工事の契約の締結に際し地元建設業者の受注の機会を確保するための措置等を定めるもの</p> |
| 環境 | <p>●廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺的生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（小沢鋭仁君外8名提出、衆法第22号） （維新・みんな・結い・生活）</p> | <p>廃棄物の集積若しくは貯蔵又は多数の動物に対する給餌若しくは給水に起因する周辺的生活環境の保全上の支障その他の生活環境の保全上の支障が生じていることに鑑み、周辺地域における住民の生活環境の保全に資するため、当該支障の除去のための措置、当該支障を生じさせている者等に対する支援等について定めるもの</p> |
| | <p>●琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（吉田泉君外2名提出、衆法第40号） （民主）</p> | <p>琵琶湖の保全及び再生を図ることが困難な状況にあることに鑑み、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図るため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の特別の措置を講ずるもの</p> |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|-------------|--|--|
| 決算行政 監 視 | ○平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書 | 一般会計の決算額は、歳入107兆7,620億円余、歳出97兆871億円余であり、差引き剰余は10兆6,748億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計412兆5,334億円余、歳出合計377兆117億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額54兆1,067億円余、一般会計の歳入への組入額等は53兆3,469億円余であり、資金残額は7,597億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,828億円余、支出合計1兆2,158億円余 |
| | ○平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より2兆4,004億円余増加し、105兆2,547億円余 |
| | ○平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より272億円余減少し、1兆169億円余 |
| | ○平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件） | 一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から平成26年1月7日までの間において決定された使用額は、汚染水対策に必要な経費等6件、計254億円余 |
| | ○平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件） | 特別会計予備費予算総額8,626億円余のうち、平成25年12月9日に決定された使用額は、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1件、5億円余 |
| | ○平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件） | 特別会計予算総則第20条第1項の規定により、平成25年6月25日から平成25年11月29日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額等1特別会計9件、計68億円余 |
| | ○平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件） | 特別会計予備費予算総額8,626億円余のうち、平成26年3月19日に決定された使用額は、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1件、1億円余 |

| 委員会名 | 議 案 名 | 概 要 |
|------|---|---|
| 議院運営 | ●地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、第183回国会衆法第23号） (維新) | 参議院議員と地方公共団体の長の兼職を解禁するもの |
| | ●任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、第183回国会衆法第35号） (維新) | 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲を、必要最小限に限定するとともに、任期満了時における職務継続規定の整備等を行うもの |
| | ●国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（小沢鋭仁君外6名提出、衆法第18号） (維新・みんな・結い) | 現在の衆議院議員の任期中、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当の額を3割削減するもの |
| 倫理選挙 | ●公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、第183回国会衆法第8号） (民主) | 平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、人口に比例して都道府県に配分した選挙区の数を基にその改定案を改めて作成することとし、あわせて、衆議院議員の定数を80人削減して400人（小選挙区選出議員270人、比例代表選出議員130人）とするもの |
| | ●公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号） (維新) | 衆議院議員の定数を3割削減して336人（小選挙区選出議員240人、比例代表選出議員96人）とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うもの |
| 震災復興 | ●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外2名提出、衆法第13号） (民主・生活) | 復興整備事業の実施の状況に鑑み、その円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用、土地に関する権利の取得及び各筆の土地に関する権利に対する損失の補償等の裁決、各人別の損失の補償等の裁決等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置を創設するもの |

(参考) 衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

| 委員会名 | 議案名 | 概要 |
|------|--|---|
| 内閣 | ●サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提出、衆法第35号) | サイバーセキュリティに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置する等の措置を講ずるもの |
| 厚生労働 | ○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(内閣提出第48号) | 専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法の特例を定めるもの |
| | ●社会保険労務士法の一部を改正する法律案(藪浦健太郎君外6名提出、衆法第41号) (自民・維新・公明・みんな・結い・生活) | 厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、社員が一人の社会保険労務士法人の設立を可能とするもの |
| | ●財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(金子恭之君外6名提出、衆法第45号) (自民・維新・公明・生活) | 日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずるもの |